

### Ⅲ 国際交流

## 1 県内の主な姉妹(友好)提携状況

海外の団体との姉妹(友好)提携は、国際交流を推進する有効な手法であり、富山県内においても、県、市町村をはじめ、国際交流団体、教育機関等、多数の団体が行っています。

県は、昭和59年に中国・遼寧省と、昭和60年にブラジル・サンパウロ州と、平成3年にアメリカ・オレゴン州、そして平成4年には、ロシア連邦・沿海地方と友好県省(州)の締結を行ったほか、令和5年3月現在、県内の11市町が25都市と友好提携を結んでいます。

### (1) 県及び市町村の友好提携状況

団体名	提携先	提携年月日	提携の経緯等	提携時の自治体名
富山県	中華人民共和国・遼寧省	1984. 5. 9	産業拠点 (廖承志中日友好協会会長の来訪)	
	ブラジル連邦共和国・サンパウロ州	1985. 7. 18	県出身者の移住	
	アメリカ合衆国・オレゴン州	1991. 10. 19	気候風土・自然環境の類似	
	ロシア連邦・沿海地方	1992. 8. 26	貿易・人的交流	
富山市	ブラジル連邦共和国・サンパウロ州・ モジ・ダス・クルーゼス市	1979. 11. 8	地元企業の進出(不二越)	
	中華人民共和国・河北省・秦皇島市	1981. 5. 7	港湾都市 (廖承志中日友好協会会長の来訪)	
	アメリカ合衆国・ノースカロライナ州・ ダーラム市	1989. 6. 13	研究・産業都市・テクノポリス・ リサーチトライアングル	
	オーストラリア・ニューサウスウェールズ州・ ダボ・リージョナル・カウンシル (旧ウエリントンカウンシル)	1992. 8. 24	青少年海外派遣事業等での交流	大沢野町
高岡市	ブラジル連邦共和国・サンパウロ州・ ミランドポリス市	1974. 10. 19	地元企業の進出(北陸アルミ)	
	アメリカ合衆国・インディアナ州・ フォートウェーン市	1977. 4. 8	都市の類似性(産業構造・規模)	
	中華人民共和国・遼寧省・錦州市	1985. 8. 10	教育交流を機に発展	
魚津市	タイ王国・チェンマイ県・チェンマイ市	1989. 8. 8	地元企業の進出(北陸セラミック)	
氷見市	中華人民共和国・浙江省寧波市寧海県	2020. 10. 14	医療福祉の分野での短期研修受け入れ等	
	台湾・高雄市鼓山区	2020. 12. 05	市出身実業家の鼓山区での功績(浅野総一郎)	
滑川市	アメリカ合衆国・イリノイ州・シャンバーグ市	1997. 7. 4	地元企業の進出(スギノマシン)	
黒部市	オランダ王国・フリースランド州・ ストウェスト・フリースラン市	1970. 9. 10	地元企業の進出(YKK)	
	アメリカ合衆国・ジョージア州・ メーコン市	1977. 5. 10	地元企業の進出(YKK)	
砺波市	トルコ共和国・ヤロバ県・ヤロバ市	1989. 10. 3	チューリップの産地と原産地	
	中華人民共和国・遼寧省・盤錦市	1991. 4. 25	スポーツ・農業・議会等の相互交流	
	オランダ王国・南ホラント州・リッセ市	1992. 4. 21	チューリップを通じた相互交流	
南砺市	中華人民共和国・浙江省・紹興市	1983. 3. 21	松村謙三生誕地・周恩来原籍地	福光町
		2005. 4. 20	(南砺市として、再協定を結ぶ。)	
	ギリシャ共和国・フォキス県・デルフィ市	1986. 6. 14	演劇祭・ギリシャ悲劇(姉妹提携)	利賀村
	ネパール連邦民主共和国・ムスタン県・ツクチェ村	1989. 1. 11	そばの里と原産地(友好提携)	利賀村
		1996. 3. 23	友好提携から姉妹提携へ	
	アメリカ合衆国・ニュージャージー州・ マルボロ町	2003. 5. 14	中学生派遣事業・国際交流招請事業	城端町
中華人民共和国・浙江省・寧波市・鄞州区	2003. 11. 28	地元企業の進出(川田ニット) (友好交流関係締結についての協議書調印)	城端町	
	2005. 4. 18	(南砺市として、再協定を結ぶ。)		
射水市	台湾・台北市土林区	2019. 7. 9	射水平野土地改良区と台北市七星農田水利会の交流	
立山町	大韓民国・ソウル特別市江北区	2005. 4. 19	町長・町議会の訪問・交流	
入善町	アメリカ合衆国・オレゴン州・ フォレストグローブ市	1989. 5. 12	地元企業間の技術者交換研修プログラムの開始(富山NEC・テクトロニクス社)	
	中華人民共和国・新疆ウイグル自治区・哈密市	1997. 6. 5	特産物を通じた交流(スイカとハミウリ) 【現在休止中】	

※ 中国との提携は姉妹都市(県省)ではなく、友好都市(県省)という。

## (2) その他団体の友好提携等の状況

## &lt;国際交流団体&gt;

団体名	提携先	締結年月	提携の経緯、目的等
アジア女性支援の共	Mith Sevana障害者施設	2004.12月	障害者自立支援
国際ソロプチミスト富山	国際ソロプチミスト・ ポートランドノースエアクラブ	1991. 9月	富山県とオレゴン州との提携
国際ソロプチミスト高岡	国際ソロプチミスト・ウエストマウイ	1993. 6.23	富山県とオレゴン州との提携
ジャパン・ワイルドライフ・ フェスティバル (JWF) 実行委員会	英国・ワイルドスクリーン アメリカ・ジャクソンホール・ワイルドライフ・ フィルム・フェスティバル (JHWF)	1992.10月 1992.10月	
	国連UNEP・グローバルユースフォーラム	1992.10月	
城端国際交流協会	アメリカ・マルボロ国際交流協会	2003. 5.13	友好交流
富山インドネシア友好協会	インドネシア・ヘイワ財団	1987. 7. 7	平和と友好親善
(一社)インドネシア 教育振興会	インドネシア国立イスラム大学	2000. 1.26	文化・学術・人的交流
	インドネシア・南タンゲラン市 教育局	2013. 5.21	文化・学術・人的交流
	インドネシア国立ウダヤナ大学	2014. 5.12	文化・学術・人的交流
		2022. 2.14	(再締結)
	インドネシア国立 スルタン・アグン・ティルタヤサ大学	2014. 6.16	文化・学術・人的交流
		2022.11.18	(再締結)
	インドネシア国立インドネシア教育大学	2016. 1.20	文化・学術・人的交流
	インドネシア・南タンゲラン市 環境局	2016. 2.24	学術交流・人的交流
	インドネシア・ボゴール市教育局	2017. 5. 4	文化・学術・人的交流
	インドネシア・パルクパバン市教育局	2017. 5.23	文化・学術・人的交流
	インドネシア・国立 Mulawarman Kota Samarinda 大学	2017. 5.24	文化・学術・人的交流
	インドネシア国立ディポネゴロ大学	2019. 9.10	文化・学術・人的交流
	インドネシア・クバン市教育局	2020.12.7	文化・学術・人的交流
	インドネシア・タバナン県教育局	2021.12.17	文化・学術・人的交流
	インドネシア・西マンガライ県教育局	2022. 3.1	文化・学術・人的交流
富山内蒙古友好協会	中国内蒙古科学技術協会	1990. 9. 1	技術・貿易・経済・ 文化交流と協力
	中国内モンゴル自治区中日友好協会	1990. 9. 1	友好親善の推進、 技術・文化の交流
富山ウラジオストク会	ウラジオストク・トヤマ会	1996. 2.22	相互協力
富山外国語研究会	韓国・全北大学日語日文科	1994. 6月	友好交流
	韓国・巴光大学日本語教育科	1994.12月	友好交流
(一社)富山県芸術文化協会	韓国江原道芸術文化団体総連合会	1998.12.21	芸術文化交流の推進
	ハンガリー・クルチェ文化センター	1999. 3. 1	芸術文化交流の推進
	中国遼寧省文学芸術界連合会	1999.11. 8	友好交流
	ドイツ・リンゲン世界こども演劇祭	2016. 7.30	演劇祭開催
富山県青年団協議会	中国・遼寧省青年連合会	1993.10. 7	相互理解と友誼
	ロシア青年連合沿海州委員会	1995.10.14	相互理解と友誼
(特非) 富山県ダンススポーツ連盟	Dance Sport Club "Fantasy" 680000 Russia the city of khabarovsk, kim yu chen street,7a phone+74212668855 Snigur Tatiana Director	2009. 8. 7	ジュニア選手育成等を通じた ロシアとのダンススポーツ交流
富山県日韓親善協会	韓国全羅南道韓日親善協会	1983. 9.24	
	韓国慶尚南道韓日親善協会	1993.10.18	
富山国際人材交流 センター協同組合	中国遼寧省国際交流中心	2002. 2月	技能実習生受入事業
富山コスタリカ交流会	コスタリカ日本交流協会	1984. 7月	
富山ロシア協会	ロシア文化基金沿海地方代表部 沿海地方社会・文化団体「日本友好協会」	— —	
富山ルーマニア友好協会	ルーマニア国 ルーマニア・国立・イコリウ・ハツィエガヌ 薬学大学	2007.11.26 2007. 3. 5 2016. 5. 8	教育・文化・芸術・経済交流 学生交流 (再締結)
	ルーマニア・ハツィエガヌ大学	2010.10月	ルーマニアの大学との交流
富山ハイドゥビハール・ デブレツェン友好協会	ハンガリー・ハイドゥビハール・ デブレツェン富山文化同盟	1991.12.17	
(公財)富山YMCA	韓国慶尚北道金泉YMCA	1994. 7月	ボランティア活動等を通じた交流
	アメリカオレゴン州アルバーニ・ ミッドウィラメット・ファミリーYMCA	1995. 1月	ユースボランティアの相互交換
ナセル文際交流協会富山支 部	ナセル・オーブンドア協会	1983年	世界の若者たちの相互理解とふれあ い・質の高い教育機会の提供
日独友好協会	独日協会 (Andreas Wand)	1994. 9月 1999. 8.24	富山大学で日本文化を学ぶ ドレーズデン会員と交流
南砺ラオス会	ラオス・イーライ村 ラオス・ルアンパバン市	2004. 1月 2012. 1月	
入善町日韓親善協会	韓国江原道東草市	1996.10. 3	民間と行政にわたる広範囲な交流
東アジア若手リーダー交流 in富山実行委員会	韓国・参与連帯	2001. 1.18	市民活動をテーマとした、 市民・学生レベルの交流
	韓国・グローバルシビックシェアリング	2001. 1.18	市民活動をテーマとした、 市民・学生レベルの交流
富藩国際事業協同組合	大連経済開発区 五環国際労働合作有限公司	2009. 5. 1	研修生・技能実習生共同受入事業
	遼寧省国際交流協会	2011. 2. 4	技能実習生共同受入事業
	煙台国際経済技術合作集団有限公司	2013. 7. 1	
	Thai Binh 労働貿易協力有限公司	2014. 1.20	技能実習生共同受入事業・ 無料職業紹介事業
	EMICO	2014.10.28	経済・労働交流
	UNG RITHY GROUP Co.,Ltd	2015.12. 6	技能実習生共同受入事業・ 無料職業紹介事業
	MIRAI HUMANN	2016. 8月～	技能実習生共同受入事業・ 無料職業紹介事業
	大連日聯信息技術有限公司	2016. 8月～	技能実習生共同受入事業・ 無料職業紹介事業

団体名	提携先	締結年月	提携の経緯、目的等
富瀋国際事業協同組合	遼寧国貿経済技術合作有限公司	2019. 2月～	建設就労者共同受入事業・ 無料職業紹介事業
	大連建工国際合作有限公司	2017. 8月～	技能実習生共同受入事業・ 無料職業紹介事業
	BINTANG DARMA INTAMA(BIMATAMA)	2017. 8月～	技能実習生共同受入事業・ 無料職業紹介事業
	PT.BUDI AGUNG BINATARA	2017. 8月～	技能実習生共同受入事業・ 無料職業紹介事業
	ESUHAI Co., Ltd	2012. 9月～	技能実習生共同受入事業・ 無料職業紹介事業
	HRシムコソング株式会社	2018. 4月～	技能実習生共同受入事業・ 無料職業紹介事業
<医療>			
団体名	提携先	締結年月	提携の経緯、目的等
砺波市立総合病院	中国・黒龍江省省立病院	1979.10.31	
富山県立中央病院	中国・遼寧省人民医院	1987. 5.15	富山県と遼寧省との提携
富山市民病院	中国・河北省秦皇島市第一医院	1986. 9.23	富山市と秦皇島市との提携
真生会富山病院	中国・遼寧省大連医科大学	2014.11.26	
	中国・遼寧省瀋陽市第四人民医院	2015. 4. 8	
	中国・遼寧省瀋陽市何氏眼科病院	2018. 8. 7	
<教育機関>			
団体名	提携先	締結年月	提携の経緯、目的等
富山大学	タイ・チュラロンコン大学	2001. 3.30	学術交流、人的交流
		2008. 3.28	(再締結)
	タイ・マヒドン大学	2001. 7.30	学術交流、人的交流
		2012.10.30	(再締結)
	タイ・チェンマイ大学	2015.11.17	学術交流、人的交流
	インドネシア・ハサヌディン大学	2002. 3.27	学術交流、人的交流
		2012. 7. 5	(再締結)
	ベトナム・ベトナム軍医大学	2011.10.24	学術交流、人的交流
	ベトナム・ハノイ工科大学	2017. 2.27	学術交流、人的交流
	韓国・大邱韓医大学校	2004.10. 7	学術交流、人的交流
	韓国・国民大学校	2005. 3. 7	学術交流、人的交流
	韓国・江原大学校	2016.12.16	学術交流、人的交流
	韓国・慶北大学校	2017. 3.14	学術交流、人的交流
	中国・遼寧大学	1984. 5. 9	学術交流、人的交流
	中国・瀋陽薬科大学	1985. 5.10	学術交流、人的交流
		2011.11.10	(再締結)
	中国・中日友好医院	1986. 5. 7	学術交流、人的交流
		2012.12. 7	(再締結)
	中国・北京大学医学部	1998. 1.23	学術交流、人的交流
	中国・大連理工大学	1999.11.11	学術交流、人的交流
		2004.10.18	(再締結)
	中国・蘭州大学	1999.11.12	学術交流、人的交流
		2004.10. 9	(再締結)
	中国・内モンゴ医科大学	2001. 7.20	学術交流、人的交流
		2012. 7.25	(再締結)
	中国・山東大学	2002. 4. 1	学術交流、人的交流
		2016. 9. 8	(再締結)
	中国・上海大学	2002. 6.28	学術交流、人的交流
		2017.11. 2	(再締結)
	中国・東北大学	2005. 9.12	学術交流、人的交流
	台湾・国立政治大学	2014. 4.14	学術交流、人的交流
	台湾・銘傳大学	2015. 3.21	学術交流、人的交流
	台湾・国立中央大学	2016.10.19	学術交流、人的交流
	エジプト・アシュート大学	2003. 2. 2	学術交流、人的交流
		2008. 7.19	(再締結)
	アメリカ・マーレイ州立大学	2005. 9.20	学術交流、人的交流
	アメリカ・ハワイ大学マウイカレッジ	2014. 5.27	学術交流、人的交流
	アメリカ・チャールストンカレッジ	2017. 2.20	学術交流、人的交流
		2020. 8. 7	(再締結)
	フィンランド・LAB応用科学大学	1997.11. 5	学術交流、人的交流
	2008. 3.25	(再締結)	
ロシア・極東連邦大学	2001.12.10	学術交流、人的交流	
ロシア・ノヴォシビルスク大学	2017.10.16	学術交流、人的交流	
フランス・オルレアン大学	2015. 3. 4	学術交流、人的交流	
	2020. 9. 4	(再締結)	
フランス・ストラスブール大学	2019. 3.25	学術交流、人的交流	
ポーランド・AGH科学技術大学	2015.10.23	学術交流、人的交流	
スロバキア・コシツェ工科大学	2015.11.19	学術交流、人的交流	
スロバキア・ジリナ大学	2015.10.20	学術交流、人的交流	
ノルウェー・UiTノルウェー北極大学	2016. 2.11	学術交流、人的交流	
ノルウェー・ノルウェー科学技術大学	2019. 2.26	学術交流、人的交流	
マレーシア・トゥンク・アブドゥル・ ラーマン大学環境技術工学部	2016. 2. 1	学術交流、人的交流	
スイス・バーゼル大学	2018. 3.20	学術交流、人的交流	

団体名	提携先	締結年月	提携の経緯、目的等	
(人文学部)	イタリア・トリノ工科大学	2021. 1.13	学術交流、人的交流	
	ロシア・モスクワ言語大学	2013. 3.22	学術交流、人的交流	
	中国・佳木斯大学外国語学院	2014. 6.19	学術交流、人的交流	
	ベトナム・ハノイ国家大学外国語大学	2015.12.22	学術交流、人的交流	
(教育学部)	ベトナム・ベトナム社会科学学院漢喃研究院	2017. 3. 1	学術交流、人的交流	
	ロシア・ウラジオストク・ ネヴェリスキー海軍国立大学	2003. 3.27	学術交流、人的交流	
	インドネシア・ウダヤナ大学文化学部	2007. 8.22	学術交流、人的交流	
	インドネシア・ピナ・ヌサンタラ大学人文学部	2007.10.15	学術交流、人的交流	
	タイ・コンケン大学教育学部	2015. 2.18	学術交流、人的交流	
	オランダ・ライデン大学人文学部	2016.12.15	学術交流、人的交流	
(教育学部附属小学校)	スペイン・マドリッド自治大学教育学部	2017. 9.15 2022. 2.7	学術交流、人的交流 (再締結)	
	韓国・ソウル慶熙大校併設初等学校	2004. 3.22	学術交流、人的交流	
(教育学部附属中学校)	中国・大連海事大学附属学校	2005. 3.22	学術交流、人的交流	
(経済学部)	中国・遼寧省阜新市実験中学校	2001. 8. 2	学術交流、人的交流	
	国立釜山大学校スクール・オブ・ ビジネス及び経営特殊大学院	2014.10.17 2019.11.22	学術交流、人的交流 (再締結)	
	韓国・京畿大学校経営学部	2016. 4.19	学術交流、人的交流	
	韓国・京畿大学校人文社会学部	2016. 4.19	学術交流、人的交流	
	中国・人民大学公共管理学院	1996.12.10 2004.10. 9	学術交流、人的交流 (再締結)	
	中国・西南交通大学交通運輸物流学院	2007. 8.20 2011.10.30	学術交流、人的交流 (修正)	
	中国・中南林業科技大学経済学院	2009. 6.25 2011. 2.11	学術交流、人的交流 (修正)	
	中国・中南林業科技大学商学院	2016.11.28	学術交流、人的交流	
	中国・南開大学日本研究院	2013. 3.15	学術交流、人的交流	
	中国・内蒙古大学経済管理学院	2013. 8. 1	学術交流、人的交流	
	台湾・開南大学商学院	2013. 6.25	学術交流、人的交流	
	台湾・開南大学人文社会学院	2013. 6.25	学術交流、人的交流	
	(芸術文化学部)	チェコ・ブラハ美術工芸大学	2008.12.15 2012. 8. 8	学術交流、人的交流 (修正)
		スウェーデン・カペラゴードン 美術工芸学校	2009. 5.20 2012. 9.25	学術交流、人的交流 (修正)
タイ・パタナシン芸術大学		2012. 1.19	学術交流、人的交流	
(都市デザイン学部)		中国・中国石油大学(北京)理学院	2015. 1.20	学術交流、人的交流
	中国・昌吉学院物理系	2016. 7.26	学術交流、人的交流	
	オーストラリア・ニュー・サウス・ウェールズ大学 キャンベラキャンパス オーストラリア防衛大学校理学部	2002.12. 2 2012.10.23	学術交流、人的交流 (再締結)	
	アメリカ・アラスカ大学フェアバンクス校 国際北極圏研究センター	2019.3.18	学術交流、人的交流	
	オーストラリア・ウィーン工科大学土木工学部	2019.10.30	学術交流、人的交流	
	ポーランド・ポーランド科学アカデミー 冶金・材料科学研究所	2013. 9.23	学術交流、人的交流	
	ポーランド・ヴロツワフ科学技術大学	2016.11.21	学術交流、人的交流	
	(理学部)	マレーシア・モナッシュ大学 医学健康科学部	2016. 7.20	学術交流、人的交流
バングラデシュ・ジャハングルナガール		2013. 4. 2	学術交流、人的交流	
インドネシア・バラカカラヤ大学農学部		2013. 7.31	学術交流、人的交流	
チェコ・西ボヘミア大学新技術研究センター		2019. 9.27	学術交流、人的交流	
ドイツ・ルートヴィヒ・マクシミリアン大学ミュンヘン 化学・薬学部化学科		2018.11.16	学術交流、人的交流	
フランス・レンヌ第一大学 物質構造物性学部		2018.11.27	学術交流、人的交流	
(工学部)		中国・大連交通大学	2005. 2.25	学術交流、人的交流
	中国・西南交通大学 牽引動力国家重点実験室	2005. 2.25	学術交流、人的交流	
	バングラデシュ・ラジシャヒ工科大学	2018. 2.28	学術交流、人的交流	
	マレーシア・マラ工科大学機械工学部	2013. 2.22	学術交流、人的交流	
	マレーシア・トゥン・フセイン・オン マレーシア大学電気電子工学部	2018. 5.11	学術交流、人的交流	
	アメリカ・バージニア大学 工学・応用科学部	1999.12. 8 2004. 6.23	学術交流、人的交流 (再締結)	
	チェコ・チェコ共和国科学アカデミー 科学機器研究所	2003.11.10	学術交流、人的交流	
	ロシア・ロシア科学アカデミー極東支部 自動制御プロセス研究所	2003.12.22	学術交流、人的交流	
	ポーランド・ワルシャワ工科大学 電子情報工学部	2015.10.26	学術交流、人的交流	
	アルバニア・ティラナ工科大学 機械工学部	2013. 2.15	学術交流、人的交流	
	(医学部)	韓国・忠南大学校医科大学	2006. 1.12 2021. 7. 30	学術交流、人的交流 (再締結)
		韓国・亜州大学医学部・大学院	2007.10.24	学術交流、人的交流

団体名	提携先	締結年月	提携の経緯、目的等
	中国・重慶医科大学	2006. 3.15 2016.12.10	学術交流、人的交流 (再締結)
	中国・ハルビン医科大学	2011. 5.13 2016.12.20	学術交流、人的交流 (再締結)
	中国・威海市立病院	2019.11.28	学術交流、人的交流
	モンゴル・モンゴル国立医科大学	2010. 6. 7 2015. 6. 7	学術交流、人的交流 (再締結)
	ブラジル・ブラジリア大学生物学研究所	2010.11.15 2015.10.21	学術交流、人的交流 (再締結)
	アメリカ・ハワイ大学マノア校 ジョンA. パーンズ医学部	2011.11.16 2019. 2.27	学術交流、人的交流 (再締結)
	ベトナム・ハノイ医科大学	2013. 6.27 2019. 2.15	学術交流、人的交流 (再締結)
	ドイツ・ルール大学ボーフム医学部附属 バートユーンハウゼン心臓・糖尿病センター 胸部・心臓血管外科	2014. 8.26	学術交流、人的交流
	英国・ロンドン大学ユニバーシティカレッジ 「社会と健康」国際研究センター	2004. 9. 8	学術交流、人的交流
	(薬学部)	韓国・慶熙大学校薬学大学	2012. 2.10
	アメリカ・南カリフォルニア大学薬学部	2000. 4月 2021.10.12	学術交流、人的交流 (再締結)
	アメリカ・アメリカ健康科学大学薬学部	2020. 2. 4	学術交流
	アイルランド・ダブリン大学 トリニティカレッジ薬学部	2010. 6.28	学術交流、人的交流
(和漢医薬学総合研究所)	韓国・ソウル大学校薬学大学 天然物科学研究所	1998.10. 1 2016.11. 8	学術交流、人的交流 (再締結)
	韓国・世明大学校保健バイオ大学	2019. 4.23	学術交流、人的交流
	インドネシア・ガジャマダ大学薬学部	2022.11. 2	学術交流、人的交流
	エジプト・カイロ大学薬学部	2001. 6.18 2011. 4.27	学術交流、人的交流 (再締結)
	タイ・コンケン大学薬学部	2003.11.14 2021. 7.20	学術交流、人的交流 (再締結)
	タイ・ウボンラチャータニ大学薬学部	2017. 1.25	学術交流、人的交流
	台湾・国立嘉義大学生命科学院	2016. 5.19	学術交流、人的交流
	中国・南京中医薬大学薬学院	2002.10.27 2012. 8.16	学術交流、人的交流 (再締結)
	中国・広西中医薬大学薬学院	2018. 5.15	学術交流、人的交流
	ベトナム・国立薬物研究所	2009.10.27 2014.11. 7	学術交流、人的交流 (再締結)
	ベトナム・フエ大学医学薬学部	2014. 6. 3	学術交流、人的交流
	ベトナム・ホーチミン医科薬科大学 伝統医学部	2018. 7. 9	学術交流、人的交流
	ベトナム・カントー大学自然科学部	2018. 8.27	学術交流、人的交流
	モンゴル・モンゴル国立大学 応用科学工学部	2004. 3.30 2012. 9.21	学術交流、人的交流 (再締結)
	ミャンマー・ヤンゴン大学化学部	2016. 2.15 2020.12.30	学術交流、人的交流 (再締結)
	ミャンマー・保健・スポーツ省伝統医療局	2016.11.15	学術交流、人的交流
(サステナビリティ国際研究センター)	中国・吉林大学東北アジア研究院	2003. 6.18	学術交流、人的交流
	中国・中国農業大学経済管理学院	2003. 7. 1	学術交流、人的交流
	中国・中国科学院江西省千煙洲 紅壤丘陵総合開発試験站	2004. 2.20	学術交流、人的交流
	中国・吉林農業大学管理学院	2004. 3. 1	学術交流、人的交流
	中国・復旦大学中国社会主義 市場経済研究センター	2005. 6.12	学術交流、人的交流
	中国・東北財経大学 経済・社会発展研究院	2006. 6.15	学術交流、人的交流
	中国・中国科学院長白山 森林生態系研究ステーション	2007. 2. 8	学術交流、人的交流
	ロシア・ロシア科学アカデミー シベリア支部経済工業生産組織研究所	2003. 7. 3	学術交流、人的交流
	ロシア・ハカシア国立大学	2003.10.29	学術交流、人的交流
	ロシア・ロシア科学アカデミー 極東支部経済研究所	2004. 7. 9	学術交流、人的交流
	ロシア・ロシア科学アカデミー 社会政治 研究所社会人口学・経済社会学センター	2010. 3.16	学術交流、人的交流
	ロシア・極東国立農業大学	2011. 7.15	学術交流、人的交流
	ロシア・ロシア科学アカデミー極東支部 地質・自然管理研究所	2012. 8.17	学術交流、人的交流

団体名	提携先	締結年月	提携の経緯、目的等	
(水素同位体科学研究センター)	ロシア・サンクトペテルブルク国立経済大学	2019. 2.27	学術交流、人的交流	
	ロシア・サンクトペテルブルク・ボンシェブリイエビッチ通信大学	2002.12.18	学術交流、人的交流	
	韓国核融合エネルギー研究所ITER韓国	2014.11.17 2019.10.29	学術交流、人的交流 (再締結)	
富山県立大学	中国・中国瀋陽化工大学	2011. 1.11 2016. 1.11 2017. 8.30 2021. 1.11	学術交流・学生交流 (再締結) (学生交流協定改定) (再締結)	
	中国・尊州省遵義医科大学	2015. 6.17	学術交流・学生交流	
	スイス・バーゼル大学	2018. 3.20	学術交流・学生交流	
	中国医科大学	2022. 6.30	学術交流	
	ポータランド州立大学	2023. 2. 9	学術交流	
(工学部/工学研究科)	中国・浙江科技学院	2014.12.24	学術交流・学生交流	
	ベトナム・ホーチミン市工科大学	2013. 1. 9	学術交流	
	タイ・プリンス・オブ・ソクラ大学	2005. 8. 1	学術交流・学生交流	
	タイ・カセサート大学	2019.11.30	学術交流・学生交流	
	スリランカ・国立上下水道局	2011. 3.11 2017. 5. 4	学術交流 (再締結)	
	スリランカ・ペラデニア大学	2011. 3.11 2017. 5. 4	学術交流 (再締結)	
	インドネシア・タデュラコ大学	2011. 9.16 2017.11.14 2022. 7.28	学術交流 (再締結) (再締結)	
	インドネシア・ディボネゴロ大学	2018.12.18	学術交流・学生交流	
	インドネシア・インドネシア大学	2018.12.31	学術交流・学生交流	
	アメリカ・アラスカ大学理工学部 地球物理研究所	1998.10. 9	学術交流	
	ドイツ・ビーレフィルト大学	2014. 8.11	学術交流・学生交流	
	富山国際大学	韓国・聖公会大学	2005. 3.22 2017. 3. 1	文化学術交流 (再締結)
		韓国・大邱大学校	2016. 5.30	学術交流、学生の交換留学
		韓国・大邱韓医大学校	2017. 1.14	学術交流及びダブルディグリーの協定
中国・天津社会科学院		2000. 9.27	教育交流	
中国・天津国際言語文化進修学院		2000. 9.27	教育交流	
中国・中国海洋大学		2004. 7. 1	学術交流及びダブルディグリーの協定	
中国・大連海洋大学		2006. 9.12	学術交流及びダブルディグリーの協定	
中国・遼寧師範大学 歴史文化旅游学院		2010.12. 2	教育・学術交流	
中国・黒竜江省鶴崗師範専科学校		2011. 9.26	教育・学術交流	
中国・南通大学		2013.12.31 2015. 8.29	外国人私費留学生受入 (再締結)	
中国・ハルビン理工大学(栄成学院)		2014. 5.14	学術交流及びダブルディグリーの協定	
中国・鞍山師範学院		2016. 6. 6	学術交流及びダブルディグリーの協定	
中国・信陽師範学院		2019. 1.31	学術交流及びダブルディグリーの協定	
中国・瀋陽師範大学		2019. 9. 5	学術交流及びダブルディグリーの協定	
タイ・ファー・イースタン大学		2008. 2.18	学術交流、交換留学	
タイ・ラーチャモンコン工科大学		2017. 5. 1	学術交流、交換留学	
フィリピン・フィリピンセントラル大学		2018. 1.31	学術交流、交換留学	
アメリカ・ポータランド州立大学		1999. 2.10 1999. 2.22 2022. 6.15	学術交流、交換留学 セミスターアブロードプログラムの実施 (修正)	
アメリカ・ミズーリ州立大学		2019. 5.16	受入協定	
カナダ・レスブリッジ大学		2016. 5.31	学術交流、交換留学	
ロシア・ウラジオ国立経済サービス大学		2005.10.12	学術交流、交換留学	
オーストラリア・ラ・トロープ大学		1997. 4.20 2004. 4.20	文化学術交流、学生交換留学 交換留学	
オーストラリア・サザンクロス大学		2013. 2. 6	学術交流、学生の交換留学	
英国・サセックス大学		2019. 3.14	受入協定	
フランス・EMBA(Ecole de Management Bretagne Atlantique) (旧:ISUGA)		2002. 7.15 2014. 6. 5	学術交流及び学生交換 (再締結)	
マルタ共和国・マルタ大学		2017.12.11	学術交流、交換留学	
ウクライナ・国立オデッサ大学		2018. 5.21	学術交流	
日本国際飢餓対策機構		2020.10.20	教育・文化交流	
(付属高等学校)		韓国・大田外国語高校	2017. 8. 4	姉妹校
		中国・北京・潞河中学	2014. 1.21	姉妹校交流

団体名	提携先	締結年月	提携の経緯、目的等
	中国・香港・King Ling College	2018.12.14	姉妹校交流
	タイ・Pratumnuk Suankularb School	2016. 7.26	姉妹校
	ニュージーランド・オークランド市 セルウィン・カレッジシニアスクール ニュージーランド・バ克蘭ガ・カレッジ	1990. 6. 9	文化・友好交流(現在休止中)
		2006. 4月	姉妹校
	オーストラリア・Bishop Druitt College	2014. 3.17	姉妹校
	オーストラリア・Hills College	2017. 1.30	姉妹校交流
	アメリカ・Chesterton High School	2016.12.12	姉妹校
	アメリカ・Sheridan Japanese School	2019. 7.20	姉妹校(富山県とオレゴン州との提携)
富山短期大学	アメリカ・ワシントン州 バルビュー・コミュニティカレッジ	1989.11.15	(休止中)
富山福祉短期大学	モンゴル国立老年医学センター	2018. 4.14	学術交流、人的交流
富山高等専門学校	韓国・慶熙大学工学部	2010.12.20	学術交流
	中国・東北大学	2003.12. 1	学術交流
	台湾・長庚大学医学物理研究センター	2019. 7.18	学生の相互交流
	シンガポール・テマセク・ポリテクニク	2011.12.13	教員、学生の交流
	シンガポール ナンヤン・ポリテクニク	2013. 5. 2	教員、学生の交流
		2019. 5. 2	専門技術、知識、情報の共有 (再締結)
		2022. 5. 2	(再締結)
	タイ・キングモンクット工科大学ラカパン校	2013. 8.23	教員、学生の交流
	タイ・ランブーン農業技術カレッジ	2015. 8.31	学生の相互交流
		2020. 8.31	(再締結)
	カナダ・ビクトリア大学 イングリッシュランゲージセンター	2005. 6.29	学生の交流
	カナダ・バンクーバーアイランド大学附属高等学校(旧マラスピナ高等学校)	2006.10.25	教育・文化交流
	アメリカ・ハワイ大学 カウアイコミュニティカレッジ(KCC)	2010.11.29	学術交流 5商船系高専包括協定 (再締結)
		2023. 1.23	(再締結)
	北アイルランド・マリークレア中高等学校	2006.10.29	教員、学生の交流(現在休止中)
	北アイルランド・ South Eastern Regional College(SERC)	2012.12.20	
	ハンガリー科学アカデミー応用物理材料科学	2015. 1.27	教員、学生の交流
		2020. 1.27	(再締結)
	ハンガリー・バズマニー大学	2015. 2.18	教員、学生の交流
	ハンガリー・プタペスト工科経済大学	2015. 6.11	教員、学生の交流
		2020. 6.11	(再締結)
	フィンランド・ヴァーサリュセオ高等学校	2017.12.11	学生の相互交流
		2023. 2.28	(再締結)
滑川高等学校	韓国・仁川海洋科学高等学校	2011. 8.26	友好交流
中央農業高等学校	カナダ・アルバータ州	1991. 4. 6	富山市(旧大山町)と
富山西高等学校	アメリカ・オレゴン州	2004.11. 5	教育・文化交流
富山高等学校	中国・遼寧省海城市高級中学校	1986. 5. 8	富山県と遼寧省との提携
富山中部高等学校	中国・東北育才学校	1999. 5. 2	富山県と遼寧省との提携
富山工業高等学校	アメリカ・ニュージャージー州 サミット市サミット高等学校	1988.11.10	国際教育交換協議会(CIEE)仲介
	アメリカ・ノースカロライナ州	1991. 8月	富山市の仲介
小杉高等学校	アメリカ・インターナショナル・スクール・オブ・ ビーバートン(ISB)	2013.12. 3	友好交流
新湊高等学校	オーストラリア・ビクトリア州 ノーブルパーク・セカンダリーカレッジ	1995.11.20	国際理解・生徒の交流
高岡西高等学校	中国・遼寧省体育運動技術学院	1992. 1.24	スポーツ交流
高岡工芸高等学校	アメリカ・インディアナ州 フォートウェーン市キャロル高等学校	2010. 9. 1	高岡市とフォートウェーン市の提携
高岡商業高等学校	アメリカ・インディアナ州 フォートウェーン市スナイダー高等学校	1982. 1. 8	高岡市とフォートウェーン市の提携
	韓国・大邱商業高等学校	1990. 5. 7	教育・文化交流
	韓国・慶尚女子高等学校	1990.12.10	教育・文化交流
	中国・新北市立樹林高級中学	2012.12.12	スポーツ・文化交流
	台湾・桃園県立寿山高級中学	2012.12.12	スポーツ・文化交流
伏木高等学校	アメリカ・フォートウェーン市ビショップ・ルアーズ 高等学校	1988. 8.24	教育・文化交流
	中国・遼寧省大連市第十二中学	2006.12.21	教育交流・生徒の交流
	韓国・清明高等学校	2007. 3.25	教育交流・生徒の交流
	ロシア・ガルモニア校	2007.10. 4	教育交流・生徒の交流
南砺平高等学校	台湾・中華高級中学	2015. 9.29	生徒の交流等
南砺福光高等学校	中国・浙江省紹興市稽山中学	1995. 3. 2	教育交流・生徒の交流
小矢部園芸高等学校	中国・浙江省紹興市農業科学研究所	1991. 2.28	教育・文化交流
高岡向陵高等学校	アメリカ・インディアナ州 フォートウェーン市ノースサイド高等学校	1982. 9.22	高岡市とフォートウェーン市の提携
	中国・大連市大連第八中学校	1985. 3.11	友好交流
高岡第一高等学校	中国・遼寧省錦州市錦州高級中学校	1984. 5.24	
	カナダ・サスカチュワン州サスカトゥーン市教育 委員会	1992年	



団体名	提携先	締結年月	提携の経緯、目的等
高岡龍谷高等学校	韓国・大邱培英女子高等学校	1987. 3.13	友好交流
富山第一高等学校	オーストラリア・ビクトリア州 レオンガサ・セカンダリーカレッジ	1992年	教育研修・国際理解
	アメリカ・カリフォルニア州 パロス・バーデス・ペニンシュラ	2014.12. 1	教育研修・国際理解
	台湾・台中市立中港高級中学	2017. 2.21	プレゼンテーション活動、友好交流
新川高等学校	韓国・廣文高等学校	1997. 3.10	友好交流
片山学園中学校高等学校	The Kooralbyn International School	2000. 4.1	姉妹校提携
	Dromana College	2015. 7.30	学校間交流
射水市立奈古中学校	中国・遼寧省実験中学校	1986. 5. 7	富山県と遼寧省との提携
南砺市立福光中学校	中国・浙江省文瀾中学校	2008. 2.29	学生交流
富山市立東部中学校	中国・鞍山第二中学校	1999年	
	韓国・馬山第一女子中学	1999年	
富山市立上滝中学校	カナダ・アルバータ州	1991. 4. 6	富山市(旧大山町)と
黒部市立中央小学校	アメリカ・ジョージア州	1992. 1.28	教育・文化交流
高岡市立博労小学校	アメリカ・インディアナ州	1981年	
高岡市立平米小学校	中国・遼寧省瀋陽市和平第一小学校	1986. 5. 7	富山県と遼寧省との提携
高岡市立福岡小学校	中国・遼寧省遼陽県首山鎮中心小学	1999. 6.28	友好交流
氷見市立朝日丘小学校	UNESCO Associated Schools Network	2011. 1.11	
富山市立西田地方小学校	中国・遼寧省瀋陽市実験小学校	1986. 5. 7	富山県と遼寧省との提携
富山市立岩瀬小学校	ロシア・ウラジオストク51番小学校	1991年	
立山町立立山芦峰小学校	ネパール国・クムジュンスクール	1991.11.12	友好交流
	中国・浙江省紹興市文瀾中学校	2008. 2.29	友好交流
富山文化服装専門学校	英国・ウェストディーンカレッジ	1977. 2. 6	教授、学生の交流、
富山市立市民学園	アメリカ・カリフォルニア州	1991. 6.20	学生の交流、研究資料の交換
富山国際学院	ロシア・ウラジオストク市 こどもクラブ「ヴィクトリア」	2001. 4. 1	子供たちの交流
	アースビジョン教育機関	2006. 4. 1	日本留学を目指す学生に 対する日本語教育
	イーストウエスト日本語センター	2006. 4. 1	日本留学を目指す学生に 対する日本語教育
	ベトナム・ハノイ海外研修機関	2006. 4. 1	日本留学を目指す学生に 対する日本語教育

<その他>

団体名	提携先	締結年月	提携の経緯、目的等
富山県議会	中国・遼寧省人民代表大会	2004. 5.19	富山県と遼寧省の提携
(公社)とやま観光推進機構	中国・遼寧省旅遊協会	2002.11.25	
	台湾・台湾観光協会	2018. 5.31	
	韓国・ソウル温水産業団地管理公団	1973. 8.24	技術交流(姉妹団地)
(公社)日本吹奏楽指導者協	韓国・韓国管楽隊指導者協会	1974.10.15	
富山神通ライオンズクラブ	韓国・釜山花朗ライオンズクラブ	1978.11.27	国際親善
富山昭和ライオンズクラブ	韓国・釜山忠義ライオンズクラブ	1988. 3.24	
大山ライオンズクラブ	台湾・台北中正国際獅子会	1981. 2.22	相互理解
入善ライオンズクラブ	台湾・埔里国際獅子会	1989. 2.21	
黒部ライオンズクラブ	台湾・草屯国際獅子会	1975. 5.23	相互理解・国際親善
富山ロータリークラブ	ベルギー・ビュールゼロータリークラブ	1981. 8. 2	
富山みらいロータリークラブ	オーストラリア・ケントホースト	2001. 3.13	
富山シティロータリークラブ	タイ・バンコクスリウォンロータリークラブ	2011. 2月	
富山西ロータリークラブ	韓国・光州忠壮ロータリークラブ	1992. 5月	
高岡西ロータリークラブ	台湾・花蓮ロータリークラブ	1981.10.28	
黒部ロータリークラブ	オランダ・スネーク市ロータリークラブ	1984. 5.22	黒部市とスネーク市の提携
砺波ロータリークラブ	トルコ・YALOPAロータリークラブ	1995. 9.10	友好クラブ締結
入善ロータリークラブ	韓国・釜谷聖知ロータリークラブ	1986. 6.15	
		2012. 2.25	(再締結)
	アメリカ・オレゴン州	1989年	入善町とフォレストグローブ市の提携
魚津ロータリークラブ	韓国・釜谷第一ロータリークラブ	1995. 4.23	創立40周年記念事業
北日本放送	ロシア・ウラジオストク太平洋放送公社	1991.12.17	放送協力
	アメリカ・オレゴン州KGW-TV	1992.11.11	放送協力
	ロシア・ヴァストークテレビ(V. T. V)	1995. 8.11	放送協力
富山テレビ	中国・遼寧省遼寧電視台	1984. 9.28	富山県と遼寧省の提携
	中国・陝西省陝西電視台	1994.10. 3	合作強化
	中国・遼寧省大連電視台	1998.11.12	富山県と遼寧省の提携
チューリップテレビ	アメリカ・オレゴン州KOIN-TV	1992. 5.28	放送協力
	アメリカ・インディアナ州WANE-TV	1992. 1.27	放送協力
富山・北國新聞社	ブラジル・サンパウロ州ニッケイ新聞社	1993.10.25	放送協力
北陸銀行	中国・大連市対外貿易経済合作局	2004.10.10	経済交流
	中国・蘇州国家高新区管理委員会	2007. 6. 8	経済交流
	中国・江蘇省無錫市対外貿易経済合作局	2009.12. 3	経済交流
	中国・江蘇省蘇州市昆山市商務局	2010. 4.23	経済交流
	インドネシア・バンク・ネガラ・インドネシア	2011. 4.26	業務協力提携
	中国・紹興市人民政府	2011. 8.12	経済交流覚書締結
	中国・上海銀行	2011.11.26	業務協力提携
ほくほくフィナンシャルグループ	中国・上海市対外貿易貿易委員会	2006. 4. 4	経済交流

団 体 名	提 携 先	締結年月	提携の経緯、目的等
	中国・遼寧省対外貿易経済合作庁	2006. 9.20	経済交流
	中国・瀋陽市対外貿易経済合作局	2006. 9.20	経済交流
	中国・広東省投資促進局	2008. 2.29	経済交流
	中国・浙江省寧波市対外貿易経済合作局	2009. 2.27	経済交流
	中国・中国国貿促大連市分会	2010. 6. 9	経済交流
北陸電力	スウェーデン・シドクラフト社	1988. 9.29	技術交流
	台湾・台湾電力公司	1990.10. 1	技術交流
	ロシア・沿海地方ダリエネルゴ社	1993. 7.23	技術交流
	中国・国家電網公司	1997. 2.19	技術交流
	中国・東北電網有限公司	1999.10.18	技術交流
	中国・遼寧省電力有限公司	1999.10.19	技術交流
伏木富山港	中国・大連港	1985. 5. 6	富山県と遼寧省の提携
	ロシア・ウラジオストク商業港	1992. 8.25	両港間の交流の一層の促進
県中央植物園	中国・昆明植物研究所	1996. 4.26	植物に関する学術交流
	英国・オックスフォード大学植物園・樹木	2018. 6. 7	植物に関する学術交流の強化
富山空港	ロシア・ウラジオストク空港	1991. 7.14	定期航空路の開設
	中国・大連周水子国際空港	1999.10.12	定期航空路の開設
女士社 移山書会	中国・遼寧省瀋陽市瀋河区少年宮	1984.11月	書道交流
	韓国・釜山忠義ライオンズクラブ	1988. 3.23	
(公社)富山青年会議所	中国・香港太平山青年商会	1980.11.12	
	アメリカ・オレゴン州ポートランド青年会議所	1992. 6.24	経済交流
	韓国・西江青年会議所	1994. 4. 3	スポーツ交流
(公社)高岡青年会議所	韓国・大邱寿城青年会議所	1991. 5.16	友好交流による相互理解
(公社)となみ青年会議所	アメリカ・カリフォルニア州 サンマテオ青年会議所	1988. 8.19	
(公社)射水青年会議所	台湾・彰化市中正国際青年商会	1990. 2. 3	文化・経済交流
	韓国・西仁川青年会議所	1992. 5.23	文化・経済交流
	シンガポール・羅花女青商会	1997.11.19	文化・経済交流
日本労働組合総連合会	中国・遼寧省総工会	1990. 9. 5	経済・労働交流
	ロシア・沿海地方労働組合	1994. 4. 5	経済・労働交流
砺波郵便局	トルコ・ヤロバ郵便局	1990. 6.13	相互理解
黒部郵便局	アメリカ・ジョージア州	1990.10. 9	黒部市とメーコン市の提携
射水平野土地改良区	台湾・七星農田水利会	2005. 2. 5	友好親善・技術交流
黒部川左岸土地改良区	台湾・屏東農田水利会	1991. 8.23	友好親善・技術交流
IOX-AROSAスキー場	スイス・アローザスキー場	1991. 9. 8	
富山県バドミントン協会	中国・遼寧省バドミントン協会	1992.11. 2	バドミントンの技術交流
トナミ運輸株バドミントン部	韓国・唐津郡庁バドミントンチーム	1998. 1月	バドミントンの技術交流
マリエとやま	アメリカ・オレゴン州バイオニア・プレイス	1993. 1.17	富山県とオレゴン州の提携
富山商工会議所	中国・中国国際商会大連商会	2006.10. 4	経済交流
高岡商工会議所	アメリカ・インディアナ州フォートウェーン市 フォートウェーン商工会議所	1994. 7. 8	経済交流
射水商工会議所	韓国・仁川商工会議所	2004. 6.24	経済交流の促進
日ロ友好北陸労組 連絡会議(北陸3県)	ロシア・沿海地方労働組合協議会	1994. 4. 5	
富山アイスホッケー連盟	ロシア・ウラジオストク市 アイスホッケー委員会	1994. 9月	アイスホッケー交流
魚津市日中友好協会	中国・蓬萊市対外友好協会	2006. 6.29	友好交流
高岡カントリー倶楽部	中国・大連金石ゴルフ倶楽部	2006.10.18	ゴルフ倶楽部の友好業務提携
(一社)富山県業業連合会	イタリア経団連カターニア支部	2013. 2.28	経済交流
	イタリア製薬工業会	2013. 3. 7	経済交流
	インド製薬工業協会	2013.10.25	経済交流
	インドネシア医薬関連企業協会	2013.11.11	経済交流
	マレーシア製薬協会	2018. 4.25	経済交流
	ミャンマー医薬品・医療機器事業者協会	2018. 5.30	経済交流
	台湾・(財)医薬工業技術発展センター	2018. 5.31	経済交流
連合富山	中国・遼寧省総工会	1990. 9.15	組織の相互理解と交流
	ロシア・沿海州労働組合	2018. 7.30	北陸ブロックの連合組織の交流と子ども代表の交流

## 2 富山県の協定等締結状況

県では、さまざまな国や地域と交流・協力等に関する協定等を締結しており、今後も経済・貿易をはじめ、さまざまな分野での相互交流が期待されています。

部	海外自治体・機関等	締結年月日	協定等の名称	掲載ページ
生活環境文化部	中華人民共和国・遼寧省	1984. 5. 9	日本国富山県と中華人民共和国遼寧省との友好県省締結協定書	31
		2009. 5.17	日本国富山県と中華人民共和国遼寧省の互惠協力と共同発展のための協定書	32
		2014.10.19	日本国富山県と中華人民共和国遼寧省の交流・協力関係の深化のための協定書	33
		2018. 8. 6	日本国富山県と中華人民共和国遼寧省の交流と協力の深化に関する覚書	34
		2018. 4. 2	日本国富山県と中華人民共和国遼寧省との揮発性有機化合物(VOC)削減技術普及のための協力事業の実施に関する覚書	35
	ブラジル連邦共和国サンパウロ州	1985. 7.18	日本国富山県とブラジル連邦共和国サンパウロ州との友好提携協定	57
	アメリカ合衆国・オレゴン州	1991.10.19	日本国富山県とアメリカ合衆国オレゴン州との友好県州締結協定書	68
		2022.8.4	経済分野等における交流と協力に関する覚書	69
	ロシア連邦・沿海地方	1992. 8.26	日本国富山県とロシア連邦沿海地方との友好提携協定書	75
		2017. 7. 7	日本国富山県とロシア連邦沿海地方の貿易・経済、人的及び文化交流・協力のための協定書	76-78
	大韓民国・江原道	1993. 2.10	日本国富山県と大韓民国江原道との間の文化芸術及びスポーツ分野の交流協力に関する議定書	86
	インド共和国 アンドラプラデシュ州	2015.12.11	日本国富山県とインド共和国アンドラプラデシュ州の交流・協力に関する覚書	92-95
		2015.12.28	覚書に基づく確認書	96-97
	台湾 澎湖県探索未来発展協会	2019. 5.24	富山マラソンと菊島澎湖跨海マラソンとの友好提携に関する協定書	108
地方創生局	中華人民共和国・広東省	2010. 5.10	日本国富山県と中華人民共和国広東省との間の観光協力・交流協定書	55

部	海外自治体・機関等	締結年月日	協定等の名称	掲載ページ
厚生部	スイス連邦 バーゼル・シュタット州	2009.10.26	日本国富山県知事のスイス連邦バーゼル・シュタット州訪問に際する医薬品分野に関する宣言	100
		2018. 8.24	日本国富山県とスイス連邦バーゼル・シュタット州との医薬品分野などの交流に関する協定書	101-102
	スイス連邦 バーゼル・ラントシャフト州	2009.10.27	日本国富山県とスイス連邦バーゼル・ラントシャフト州との間の医薬品分野の交流協力に関する協定書	100
		2018. 8.24	日本国富山県とスイス連邦バーゼル・ラントシャフト州との医薬品分野などの交流に関する協定書	103-104
商工労働部	台湾 財団法人台湾デザインセンター	2016. 8.10	富山県総合デザインセンターと財団法人台湾デザインセンターとの連携に関する覚書	107
	タイ王国・工業省	2014.12.19	タイ王国工業省と日本国富山県のパートナーシップに関する覚書	111
	ベトナム社会主義共和国 計画投資省	2022.12.19	富山県とベトナム社会主義共和国計画投資省との経済交流の強化に関する覚書	112
農林水産部	香港・貿易発展局	2017. 2.14	富山県と香港貿易発展局の相互協力に関する覚書	109-110
	中華人民共和国・雲南省 中国科学院昆明植物研究所	1996. 4.26	日本国富山県中央植物園と中華人民共和国中国科学院昆明植物研究所との友好提携に関する協定書	51
	中華人民共和国・雲南省 中国科学院昆明植物研究所	2000.10.13	日本国富山県中央植物園と中華人民共和国中国科学院昆明植物研究所との共同研究に関する合意書	52
	英国・オックスフォード大学 植物園・樹木園	2018. 6. 7	富山県中央植物園とオックスフォード大学植物園・樹木園との友好提携に関する覚書	113
土木部	中華人民共和国・遼寧省 大連港口管理局	1985. 5. 8	日本国伏木富山港と中華人民共和国大連港との友好港提携協議書	36
	ロシア連邦 ウラジオストク商業港株式会社	2017. 7. 7	日本国伏木富山港とロシアウラジオストク商業港との新たな友好提携に関する協定書	79
教育委員会	中華人民共和国・遼寧省	1994.11.25	富山県・遼寧省スポーツ相互交流に関する協定書	37

### 3 中国(遼寧省等)との交流

#### (1) 遼寧省との交流

##### ① 遼寧省との友好提携の経緯

1979年(昭和54年)5月、廖承志(りょう しょうし)中日友好協会長(故人)を団長とする中国の各界代表者が、中日友好の船「明華号」で来県した際、一行の中に遼寧省代表が含まれており、県内各地で交流・交歓を行いました。同年7月には、本県から第9回「青年の船」が中国を訪れ、遼寧省を中心に各地で友好親善を深めました。

両県省は、その後密接な交流を続け、1982年(昭和57年)10月、知事を団長とする第12回「青年の船」が再び遼寧省を訪れた際、友好県省の締結が提案され、1984年(昭和59年)5月9日に全樹仁(ぜん じゅじん)省長(故人)以下8名の代表団を富山県に迎えて友好県省が締結されました。

##### ② 遼寧省との交流の広がり

両県省においては、友好提携以来、各種友好訪問団の相互派遣や、職員・留学生の相互派遣、工業、農業、水産業、医学、港湾等の技術研修員の受入れ、奨学金の支給、環境、スポーツ、文化、学校、観光などの幅広い分野にわたる活発な交流が行われています。

また、友好県省締結を機に、県省双方の市、医療機関、教育機関、民間団体・企業等の間で友好関係が結ばれるなど、全県省が一体となった交流が積極的に行われています。

2014年(平成26年)10月には、友好県省締結30周年を記念して、友好代表団を派遣し、交流・協力関係の深化のための協定書を取り交わすなど、これまでの友好関係や今後の交流促進を確認し、また、11月には、両県省のこれまで30年にわたる交流の積み重ねが、日中間の自治体交流モデルとして高く評価されたことにより、中国対外友好協会から、モデル友好都市として表彰されました。

2018年(平成30年)8月には、日中平和友好条約締結40周年を記念して、知事を団長とする友好代表団を派遣し、経済・貿易や観光の分野の交流促進、人的及び文化交流の推進を内容とする、「交流と協力の深化に関する覚書」を締結しました。

2019年(平成31年)4月には、遼寧省との経済・貿易の情報交流を強化することを目的として、新たに経済・貿易連絡員が富山県国際課に配置されました。

2020年(令和2年)5月には、日本と外国の自治体の姉妹自治体提携等に基づく活動のうち、創意と工夫に富んだ取組みを行っている団体として、友好県省締結35周年を迎えた本県と遼寧省との友好交流の取組みが、総務省と(一財)自治体国際化協会が実施する、第14回自治体国際交流表彰(総務大臣賞)を受賞しました。

##### ③ 遼寧省の概要

〈面積〉 約14.8万k㎡(富山県の約35倍)

〈人口〉 4259.14万人(富山県の約42倍) ※2020年末現在

〈省長〉 李 樂成(2021年1月～)

〈民族〉 漢族のほか、満族、モンゴル族、回族、朝鮮族、シボ族など51の少数民族が存在します。

〈地勢〉 中国東北地方の南部に位置し、南は黄海、渤海に臨み、西南は河北省と、西北は内蒙古自治区、東北は吉林省、東南は鴨緑江を隔てて北朝鮮と境を接しています。

〈気候〉 温帯湿潤・半湿潤モンスーン気候に属し、四季の区別が明確です。省政府所在地である瀋陽市の1月の平均気温は-7.7℃、7月の平均気温は25.9℃で、年間降水量は873.8mmで、6～8月に雨が集中します。日照時間は年間2,400時間以上です。

〈産業〉 農業は、トウモロコシや水稻等の穀物の生産が中心に行われ、近年野菜の生産も盛んになっています。

工業は、鉄鋼、石油化学、冶金、設備関連の製造等の重工業が発達しています。近年、工業ロボット、バイオ製薬、電子商取引等の振興産業の育成や、生産型サービス業の発展を促進しています。また、鉄鉱石、石炭などの天然資源に恵まれています。

中央政府が打ち出した「東北振興政策」戦略のもと、中国(遼寧)自由貿易試験区を設立する等、外資の導入により対外開放の拡大を進めていくこととなっています。

〈GRP〉 28,975.1億元(2022年)

GRP: Gross Regional Product 域内総生産



## 日本国富山県と中華人民共和国遼寧省との

### 友好県省締結協定書

日本国富山県と中華人民共和国遼寧省は、多年にわたる友好交流の基礎の上に、日中共同声明と日中平和友好条約の原則に基づき、両県省の相互理解と友誼を増進し、繁栄と発展を促進するため、協議の結果、正式に友好県省の締結を決定した。

双方は、経済、貿易、科学技術、文化、体育など各分野の広範な交流を通じて、絶えず両県省の間の友好協力関係を強めることを取り決めた。

双方は、これらの交流活動を通じて、日中両国民の子々孫々にわたる永遠の友好と平和に貢献することを誓うものである。この協定書は、知事と省長が署名した日から効力を生ずる。日本文と中国文は、共に同等の効力を有する。

1984年5月9日

日本国富山県

知事 中沖豊

中華人民共和国遼寧省

省長 金榕仁

## 中华人民共和国辽宁省和日本国富山県

### 結为友好省县协议书

中华人民共和国辽宁省和日本国富山県，在多年友好交往的基础上，根据中日联合声明和中日和平友好条约的原则，为增进两省县的相互了解和友谊，促进两地区的繁荣昌盛，经过协商，决定正式结为友好省县。

双方商定，通过经济、贸易、科学技术、文化、体育等各个领域广泛的交流，不断加强两省县间的友好合作。

双方通过上述的交流活动，誓为中日两国人民世代代的永远的友好和平做出贡献。

本协议自双方省长和知事签字之日起生效。

中、日文本具有同等效力。

中华人民共和国辽宁省

日本国富山県

省长 金榕仁 知事 中沖豊

一九八四年五月九日

# 日本国富山県と中華人民共和国遼寧省の 互恵協力と共同発展のための協定書

日本国富山県と中華人民共和国遼寧省とは、1984年5月9日に友好関係を締結して以来、双方の共同の努力により、これまでの25年にわたる幅広い分野において活発な交流と協力を展開し、日中両国の自治体交流のモデルと評価されるまでにいたっている。

こうした交流と協力の積み重ねは、両県の相互理解を促進し、友好関係をより強固にするとともに、日中両国の友好関係の増進、さらにはアジア太平洋地域の平和と発展に寄与してきた。

富山県と遼寧省は、友好県省締結25周年を契機として、さらに以下のとおり幅広い分野での交流を促進し、両県の友好並びに互恵協力と共同発展の実現のために、共通認識に達し、協定書に署名する。

## 1. 空港、港湾等の交流基盤の整備充実

- ・友好交流や経済交流の一層の発展のため、航空路線や定期航路の充実、双方の空港・港湾機能の拡充が図られるよう努めること
- ・友好港、友好空港の交流を進めること

## 2. 経済、貿易、観光分野の交流推進

- ・企業・民間による経済交流の一層の発展を図るため、展示商談会の開催や各種情報提供などの支援を行うこと
- ・相互に観光客が増加するよう、観光説明会の開催や観光事業者の交流などに努めること

## 3. 教育、芸術・文化、スポーツ分野の交流推進

- ・学校間の交流や高校生の訪問など、教育分野での交流を進めること
- ・芸術祭の開催や芸術訪問団の派遣など、芸術・文化分野の交流を進めること
- ・日本・海外インターハイの開催など、スポーツ分野の交流を進めること

## 4. 環境、科学技術、人材育成分野の交流推進

- ・黄砂の共同観測や専門家、青少年の派遣など、環境分野の交流を進めること
- ・産学官の共同研究など、科学技術分野の交流を進めること
- ・職員交流や留学生、研修生など、人材育成分野の交流を進めること

この協定書は日中両国語で記載し、双方の代表が署名後、それぞれ各一部を持つ。

2009年5月17日

日本国富山県

知事

中華人民共和国遼寧省

省長

石井隆一

# 中华人民共和国辽宁省・日本国富山県 关于互惠合作与共同发展的协议书

中华人民共和国辽宁省与日本国富山県于1984年5月9日缔结友好省县关系，25年来，在双方的共同努力下，在广泛领域开展了活跃的交流与合作，成为中日两国地方政府友好交流的典范。

通过不断的交流与合作，两省县相互理解，巩固友好关系，并增进中日两国友好关系的发展，为亚太地区的和平与发展做出了积极贡献。

辽宁省与富山県以缔结友好省县关系25周年为契机，就进一步促进广泛领域的交流，实现两省县友好及互惠合作、共同发展，达成共识，并签署协议书。

## 一、扩充机场、港湾等交流基础设施的功能

为确保友好交流、经贸合作顺利开展，双方积极支持航空路线和定期航线的运营，扩充双方机场和港口功能；

推进友好港口、友好机场的交流。

## 二、推进经贸、观光领域的交流

进一步发展以企业、民间为主的经贸交流，为展览会洽谈给予支持，并提供各种必要信息；

为增加观光游客，召开观光说明会，并加强旅游领域项目负责人间的交流。

## 三、推进教育、文化、艺术、体育领域的交流

通过学校间交流和高中生互访，推进教育领域的交流；

通过举行艺术节和派遣艺术团体的访问，推进艺术文化领域的交流；

通过举办东北亚地区高中生友好体育交流大会，推进体育领域的交流。

## 四、推进环保、科技、人才培养领域的交流

通过共同观测沙尘状况、派遣专家、青少年等，推进环保领域的交流；

通过企业、大学、政府等部门的共同研究，推进科技领域的交流；

通过职员交流、留学生、研修生等派遣，推进人才培养领域的交流。

该协议书由中、日文书就，双方代表签字后，各持一份。

中华人民共和国辽宁省

省长

日本国富山県

知事

石井隆一

2009年5月17日

日本国富山県と中華人民共和国遼寧省の  
交流・協力関係の深化のための協定書

日本国富山県と中華人民共和国遼寧省とは、1984年5月9日に友好  
県省を締結して以来、経済、観光、教育、芸術・文化、スポーツ、環境、  
人材育成など幅広い分野において活発な交流と協力を展開して、大きな成  
果を挙げてきた。

富山県と遼寧省は、友好県省締結30周年を契機とし、これからの交流  
と協力を見据えて、両県省の友好関係の一層の深化と両地域の繁栄、発展  
の実現のために、以下の分野において共通認識に達した。

1. 経済、観光分野の交流推進
  - ・企業・民間による経済交流の一層の発展を図るため、展示商談会の開催や各種  
情報の提供などの支援を行うこと
  - ・相互に観光客が増加するよう、観光説明会の開催や観光事業者の交流などに努  
めること
2. 空港、港湾等の交流基盤
  - ・友好交流や経済交流の一層の発展のため、航空路線や定期航路の充実、双方の  
空港・港湾機能の拡充が図られるよう努めること
  - ・友好港、友好空港の交流を進めること
3. 人的、文化の交流推進
  - ・学校間の交流や高校生の訪問など、教育分野での交流を進めること
  - ・芸術祭の開催や芸術訪問団の派遣など、芸術・文化分野の交流を進めること
  - ・環日本海インターハイの開催など、スポーツ分野の交流を進めること
  - ・職員交流や留学生、研修生など、人材育成分野の交流を進めること
4. 国際環境協力の交流推進
  - ・大気汚染物質の調査・研究や専門家、青少年の派遣など、環境分野の交流を進め  
ること
  - ・政府、企業、科学技術機構の共同協力を通じて、科学技術分野の交流を進める  
こと

この協定書は日中両国語で記載し、双方の代表が署名後、それぞれ各一  
部を持つ。

2014年10月19日

日本国富山県

知事

石井隆一

中華人民共和国遼寧省

省長

李希

中華人民共和国遼寧省和日本国富山県  
深化交流合作协议书

中華人民共和国遼寧省と日本国富山県自1984年5月9日締結友好省県  
関係以来、在经济、旅游、教育、文化、体育、环保、人力资源等诸多领域  
开展积极活跃的交流与合作，取得了可喜成果。

以辽宁省与富山県締結友好省县30周年为契机，为进一步加深两省县的  
友好关系，实现两地区的繁荣和发展，在以下领域达成共识。

1. 经济、旅游领域交流活动方面
    - ・进一步推动企业和民间经济交流，双方继续为召开展览洽谈会和提  
供各种相关信息给予支持与帮助。
    - ・进一步增加彼此旅客流量，双方共同举办旅游观光推介会，促进旅  
游业界人士间的交流与沟通。
  2. 空港、海港等基础设施方面
    - ・进一步促进相互间友好与经济交流，双方共同为充实空中航线及海  
上定期航线、完善两地空港、海港机能而努力。
    - ・促进友好海港、友好空港的交流活动。
  3. 人文交流方面
    - ・开展校际交流及高中生互访等活动，推进教育领域交流活动。
    - ・举办艺术节、派遣艺术访问团等，推进艺术文化领域交流与合作。
    - ・举办环日本海高中校际联赛等活动，推进体育领域交流。
    - ・开展职员交流、留学生、研修生等人力资源领域交流。
  4. 环保领域合作
    - ・通过开展调查和研究大气污染物质、派遣专家和青少年等活动，推  
进环保领域交流与合作。
    - ・通过政府、企业、科研单位协同合作，推进科技领域交流与合作。
- 本协议以中日文两种语言书就，经双方签署后，各执一份保存。

中華人民共和国遼寧省

省長

李希

知事

石井隆一

日本国富山県

2014年10月19日



# 中华人民共和国辽宁省与日本国富山县 深化友好交流与合作备忘录

## 日本国富山县と中華人民共和国遼寧省の 交流と協力の深化に関する覚書

日本国富山县と中華人民共和国遼寧省（以下「双方」という）は、1984年5月9日に友好県省を締結して以来、経済、貿易、教育、文化、観光、環境などの多くの分野で効果的な交流と協力を進めてきた。日中平和友好条約締結40周年に際し、双方は、交流と協力を継続するとともに、以下の分野において一層の交流と協力を深めることを合意する。

1、経済、貿易の分野での交流促進  
・ 双方の製造業及びサービス業等の戦略的發展に向けて、展示商談会や投資セミナーの開催、企業ミッションの相互派遣や各種情報提供などにより、経済交流の活性化に努めること。


2、観光・交流の促進  
・ 観光説明会の実施や観光事業者の相互訪問などにより、双方の豊かな観光資源を紹介し、さらなる相互の観光促進に努めること。  
・ 富山一大連便の利用促進と増便に向けて、双方はともに努力し続けることと、航空便が十分に利用されるようにすること。

3、人的及び文化交流の推進  
・ 国際交流員の派遣、職員交換を通して、人的交流を強化すること。  
・ 経済・貿易連絡員を相互配置し、経済・貿易の情報交流を強化すること。  
・ これまでの芸術祭の開催をはじめ、食や工芸を含めた相互の文化交流を深めること。

本覚書は2018年8月6日に遼寧省瀋陽市で調印し、日本語と中国語で作成し、双方が各1部を保管する。

日本国富山県知事

中華人民共和国遼寧省省長



中华人民共和国辽宁省与日本国富山县（以下称“双方”）自1984年5月9日缔结友好县省关系以来，双方在经贸、教育、文化、旅游、环保等诸多领域开展了卓有成效的交流与合作。

以日中和平友好条约缔结40周年为契机，双方推进交流与合作，在以下重点领域进一步深化交流与合作。

### 一、加强经贸合作

聚焦双方制造业、服务业等产业，通过举办展示洽谈会、投资说明会、互派企业代表团、提供营商信息等，促进经济交流的活力。

### 二、促进旅游及交流

1、通过举办观光推介会及旅游业者互访等，相互介绍双方丰富的旅游资源，进一步推动旅游产业发展。

2、双方继续共同努力促进大连—富山航线增加航班并使航线得以充分利用。

### 三、推进人文交流

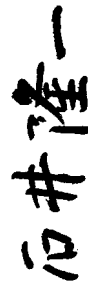
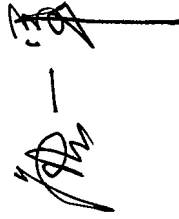
1、通过派遣国际交流员、互派职员等，加强人员交流。通过互设经贸联络员，加大经贸信息交流力度。

2、加深包括举办艺术节及饮食、工艺等在内的文化交流。

本备忘录于2018年8月6日在辽宁省沈阳市签署，中文版及日文版各2份，双方各保留1份。

中华人民共和国辽宁省省长

日本国富山県知事



中华人民共和国辽宁省与日本国富山县  
关于普及挥发性有机化合物（VOC）削减技术的协力事业的备忘录

中华人民共和国辽宁省（以下称「辽宁省」）与日本国富山县（以下称「富山县」）就 2018 年度开始开展的挥发性有机化合物（VOC）对策的协力事业（以下称「协力事业」）交换以下备忘录。

（目的）

第1条 辽宁省与富山县为了防止大气污染，提高两地区居民的环境保护意识，开展协力事业，以推进环日本海地区的环境合作。

（开展期间）

第2条 协力事业的开展期间为 2018 年 4 月至 2021 年 2 月，事业领域为挥发性有机化合物（VOC）对策。2021 年 3 月以后的工作内容为辽宁省与富山县再度协议商定。

（开展体制）

第3条 协力事业的主要开展机关，辽宁省方面为辽宁省大气污染防治管理中心和大连市环境监测中心，富山县方面为富山县环境科学中心。  
2 协力事业的联络调整机关，辽宁省方面为辽宁省环境保护厅科技与国际合作处，富山县方面为受富山县委托的公益财团法人环日本海环境协力中心。

（协力事业的内容等）

第4条 协力事业旨在削减大气环境中的挥发性有机化合物（VOC），培养致力于工厂等普及挥发性有机化合物（VOC）的削减技术的人才。  
2 协力的具体内容、实施方法以及职责分担等，按照附件「辽宁省与富山县间为普及挥发性有机化合物（VOC）削减技术的协力事业的总体规划」(以下称「总体规划」)，在辽宁省与富山县间每年进行协议。

（职责分担和经费负担）

第5条 辽宁省与富山县开展协力事业，双方在平等的合作关系下，就总体规划中规定的各自的职责分担，承担各自的责任。  
2 关于开展协力事业的经费，根据前一项的职责分担，由负责担当该项工作的一方负担其所需经费。但富山县将在独立行政法人国际协力机构（JICA）的支援范围内负担辽宁省在开展协力事业时所需要的经费的一部分。

（结果的使用处理及公开）

第6条 在协力事业中得到的结果，为辽宁省与富山县双方共有，公开这些结果时，在遵守中华人民共和国和日本的法律的同时，需要得到对方的同意。

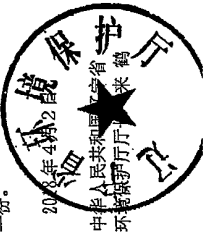
（报告书的制作和公布）

第7条 辽宁省与富山县在开展协力事业期间的每一个年度，将事业的开展情况进行汇总，制作成年度报告书。另外，在开展期间结束时，经双方协议后，迅速将协力事业的成果进行汇总，制作成整体报告书。关于报告书的公布，需要得到对方的认可。

（协议）

第8条 关于此备忘录，如有存在疑义的事项或者有此备忘录里没有规定的事项，则根据需要在双方协议之后进行规定。

为了证明此备忘录的交换，将本文件用汉语和日语各制作两份，在双方签名盖章之后，各自保有一份。



2018年4月2日  
中华人民共和国辽宁省  
环境保护厅 厅长 来鹤



日本国富山县  
知事 石井 隆一

日本国富山县与中华人民共和国辽宁省  
挥发性有机化合物（VOC）削减技术推广及のための协力事业の実施に関する覚書

日本国富山县（以下「富山县」といふ。）と中華人民共和国遼寧省（以下「遼寧省」といふ。）とは、2018年度から実施する揮発性有機化合物（VOC）対策協力事業（以下「協力事業」といふ。）に関して、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 富山県及び遼寧省は、大気汚染の防止や同地域住民の環境意識高揚に資するため、協力事業を実施し、環日本海地域における環境協力を推進する。

（実施期間）

第2条 協力事業の実施期間は、2018年4月から2021年2月までとし、揮発性有機化合物（VOC）対策を取組分野とする。なお、2021年3月以降の取組については、富山県と遼寧省が改めて協議するものとする。

（実施体制）

第3条 協力事業の主要実施機関は、富山県においては富山県環境科学センターとし、遼寧省においては遼寧省大気汚染防止コントロールセンターと大連市環境監測センターとする。  
2 協力事業に係る連絡調整機関は、富山県においては同県から委託を受けた公益財団法人環日本海環境協力センターとし、遼寧省においては遼寧省環境保護庁科学技術と国際合作処とする。

（協力事業の内容等）

第4条 協力事業は、大気環境中の揮発性有機化合物（VOC）の削減を図るため、工場等への揮発性有機化合物（VOC）削減技術の普及に取り組み人材の育成を行うものとする。  
2 協力事業の具体的な内容、実施方法及び役割分担等については、別添「富山県と遼寧省との揮発性有機化合物（VOC）削減技術普及のための協力事業全体計画」（以下「全体計画」といふ。）に基づき富山県と遼寧省が毎年協議する。

（役割分担及び経費負担）

第5条 富山県及び遼寧省は、協力事業の実施にあたっては、対等な協力関係のもと、全体計画に定める各自の役割分担について、各自が責任を持つものとする。  
2 協力事業の実施に要する経費については、前項の役割分担に応じて、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。ただし、富山県は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の支援の範囲で遼寧省が実施する協力事業に要する経費の一部を負担する。

（結果の取扱い及び公表）

第6条 協力事業で得られた結果は、富山県及び遼寧省の双方が共有するものとし、これを公表するときは、日本国および中華人民共和国の法律を遵守した上で、相手方の同意を得るものとする。

（報告書の作成及び公表）

第7条 富山県及び遼寧省は、実施期間内の年度ごとに事業の実施状況を取りまとめた年次報告書を作成するものとする。また、実施期間が終了したときは、双方協議のうえ、速やかに協力事業の成果を取りまとめた全体報告書を作成する。なお、報告書の公表については、相手方の了解を得るものとする。

（協議）

第8条 この覚書に關し疑義が生じた事項又はこの覚書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえ定めるものとする。

この覚書の交換を証するため、本書を日本語及び中国語で各2通作成し、両者記名押印のうえ、各自各1通を保有するものとする。

2018年4月2日

日本国富山県  
富山県知事 石井 隆一



## 日本国伏木富山港と中華人民共和国

### 大連港との友好港提携協議書

日本国伏木富山港と中華人民共和国大連港は、両国民の伝統的な友誼を増進し、両国の貿易と海運事業の発展のために、友好港関係を樹立することに同意した。

両港は、友好交流を進めるため港湾の経営管理と技術的分野について交流を進めることを希望する。

両港は、友好港関係を永続的に発展させ、両国の友好協力関係の増進に貢献することに同意した。

この協議書は、1985年5月8日、大連において調印し、調印の日から効力を生ずる。

この協議書は、日本文及び中国文で各2部作成し、共に同等の効力を有する。

日本国  
富山県土木部  
部長

中華人民共和国  
大連港口管理局  
代表

原嶋尚喜 沈福斌

## 中华人民共和国大連港和日本国伏木富山港

### 关于建立友好港关系的协议

中华人民共和国大連港和日本国伏木富山港为增进两国人民的传统友谊,发展两国的贸易和海运事业,双方同意建立友好港关系。

为了进行友好交往,大連港和伏木富山港愿在港口经营管理和技术方面进行交流。

两港同意把友好港关系持久地发展下去,并为进一步增进两国的友谊和合作做出贡献。

本协议于一九八五年五月八日在大連签订,并自签字之日起生效,协议共两份,每份都用中文和日文写成,两种文本具有同等效力。

中华人民共和国  
大連港口管理局  
代表

日本国  
富山県土木部  
部長

沈福斌 原嶋尚喜

## 富山県・遼寧省スポーツ相互交流に関する協定書

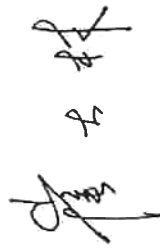
日本国富山県（以下「県」という。）及び中華人民共和国遼寧省（以下「省」という。）とは、友好県省の締結10周年を記念して、1984年5月9日の富山県と遼寧省との友好県省締結の趣旨に基づきスポーツの相互交流を通して、富山県と遼寧省のスポーツの競技力向上とスポーツを通じた教育の充実に努めることを目的とし、スポーツ分野の交流に関し、次のとおり協定を締結する。

- 第1 県と省とは、スポーツ分野の指導者及び生徒を相互に派遣する。
  - 第2 派遣側は、派遣する指導者及び生徒の募集及び選考等派遣の準備を行うものとする。
  - 第3 受入側は、派遣される指導者及び生徒の語学指導及び生活指導等を行い、円滑な受入れに努めるものとする。
  - 第4 派遣及び受入れに係る費用負担については、相互主義の原則を尊重しながら、県と省が協議して決定するものとする。
  - 第5 この協定書によるスポーツ交流については、この協定書に定めるもののほか、県と省が別に協議して定める富山県と遼寧省との間のスポーツ相互交流実施要綱による。
- この協定の締結を証するため、日本語及び中国語の協定書をそれぞれ2通作成し、両省署名のうえ、双方が各1通を保有する。

1994年11月25日

日本国富山県教育委員会 教育長

志 枝 信 朗



中華人民共和国遼寧省体育運動委員会副主任

## 辽宁省・富山县体育交流协议书

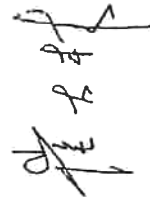
中华人民共和国辽宁省（下称“省方”）与日本国富山县（下称“县方”）为纪念友好省县缔结十周年，根据1984年5月9日辽宁省与富山县缔结的友好省县协议精神，为提高辽宁省和富山县的体育竞技水平并通过体育发展教育事业，双方就下述内容缔结协议。

- 第1 省方和县方互派体育指导者和学生。
- 第2 派遣单位负责对被派遣的指导者及学生的招收、选拔的准备工作。
- 第3 接收单位负责对被派遣的指导者及学生进行语言指导和生活指导，努力做到妥善接收。
- 第4 派遣及接收所发生的费用，在遵守相互负担费用原则的同时，可由省方与县方协商决定。
- 第5 关于体育交流，除本协议书记载内容以外，还可依据省方与县方协定的辽宁省与富山县体育交流实施细则执行。

本协议书中文和日文书就，共两份，双方签字后各持一份。

1994年11月25日

中华人民共和国辽宁省体育运动委员会副主任



日本国富山县教育委员会 教育长

志 枝 信 朗

## 令和4年度遼寧省との交流事業実績

所属名	事業名	事業内容	実施時期
生活環境 文化部	フォトコンテスト「Eco-selfie—自撮りで環境保護」	北東アジア地域の環境保護に関する写真を募集し、SNSで優秀作品を紹介	R4. 6. 22～12. 30
生活環境 文化部	国際交流員等の配置	国際交流事務の補助、国際交流活動への助言、語学指導等を行う遼寧省出身の中国語国際交流員を配置	新型コロナウイルス感染症の影響で受入中止
生活環境 文化部	経済・貿易連絡員の配置	中国遼寧省との「交流と協力の深化に関する覚書」に基づき、経済・貿易連絡員を1名配置	R4. 4～R 5. 3
生活環境 文化部	松村謙三記念 富山県・遼寧省友好奨学金交付事業	遼寧省内の大学又は高校で日本語を学ぶ優秀な学生116名（大学生30名、高校生86名）に奨学金を交付	R4. 4～R 5. 3
生活環境 文化部	北東アジア地域自治体交流推進事業費	当県が加盟している北東アジア地域自治体連合（NEAR）に関わるイベントへの出席等	通年
生活環境 文化部	県民芸術文化祭2022 総合フェスティバル	生活文化展において、海外の子どもの絵画作品を展示	R4. 9. 17～9. 19
生活環境 文化部	第5回とやまこども舞台芸術祭	子どものための舞台公演や海外の子どもの絵画展を開催	R5. 2. 18～2. 19
教育委員会	環日本海諸国交流推進事業	中国遼寧省図書館、韓国春川教育文化館と図書資料を交換	令和4年度中

## ④遼寧省との人物交流一覧

## ◎遼寧省派遣職員及び留学生

年度	氏名	性別	受入機関等	派遣機関・留学科目	受入期間
H2	潘 曉昇	男	県 学 術 国 際 課	遼 寧 省 外 事 弁 公 室	H 3. 1～H 4. 1
3	趙 軍 山	男	富 山 大 学 経 済 学 部	日 本 産 業 政 策 の 評 価	H 3. 4～H 4. 3
4	崔 勇	男	県 国 際 課	遼 寧 省 外 事 弁 公 室	H 4. 5～H 5. 5
5	陳 玉 石	男	富 山 国 際 大 学 人 文 学 部	国 際 関 係 論	H 5. 4～H 6. 4
6	李 向 榮	男	県 国 際 課	遼 寧 省 外 事 弁 公 室	H 6. 5～H 7. 5
7	于 毅	男	富 山 国 際 大 学 人 文 学 部	日 本 文 化 論 等	H 7. 4～H 8. 4
8	陳 曉 萌	女	県 国 際 課	遼 寧 省 外 事 弁 公 室	H 8. 4～H 9. 4
9	赫 艷 紅	女	富 山 大 学 教 育 学 部	日 本 語 及 び 日 本 語 教 育	H 9. 5～H10. 3
10	劉 長 貴	男	県 国 際 課	遼 寧 省 錦 州 市	H10. 5～H11. 3
11	易 震 球	男	富 山 大 学 経 済 学 部	経 済 学	H11. 4～H12. 3
12	王 希 為	女	県 国 際 課	遼 寧 省 朝 陽 市	H12. 4～H13. 3
13	孫 丹	女	富 山 大 学 経 済 学 部	経 済 学	H13. 4～H14. 3
14	馮 效 韞	女	富 山 大 学 経 済 学 部	経 済 学	H14. 5～H15. 3
15	王 正 東	男	富 山 大 学 経 済 学 部	経 済 学	H15. 4～H16. 3
16	張 明 珍	男	富 山 大 学 経 済 学 部	経 済 学	H16. 4～H17. 3
17	朱 英 双	女	富 山 大 学 経 済 学 部	経 済 学	H17. 4～H18. 3
19	宋 建 春	男	富 山 大 学 人 間 発 達 科 学 部	教 育 学	H19. 4～H20. 3
20	朱 佐 慶	男	富 山 大 学 医 学 部	医 学 ( 神 経 内 科 )	H20. 4～H21. 3
21	赫 英 立	男	富 山 大 学 経 済 学 部	経 済 学	H21. 4～H22. 3
22	曲 丹	女	富 山 大 学 人 文 学 部	人 文 学	H22. 4～H23. 3
23	張 帥	男	富 山 大 学 人 文 学 部	日 本 語 及 び 日 本 文 学	H23. 4～H24. 3
24	馬 保 彪	男	富 山 大 学 人 文 学 部	日 本 語 及 び 日 本 文 化 論	H24. 4～H25. 3
25	朱 泊 霏	女	富 山 大 学 経 済 学 部	経 済 学	H25. 4～H26. 3
26	李 躍	女	富 山 大 学 人 間 発 達 科 学 部	教 育 学	H26. 4～H27. 3
27	高 振 家	男	富 山 大 学 医 学 部	医 学	H27. 4～H28. 3
28	那 宇 鵬	女	富 山 大 学 大 学 院 人 文 科 学 研 究 科	日 本 語 教 育 学	H28. 4～H29. 3
29	李 帥	女	富 山 大 学 大 学 院 人 文 科 学 研 究 科	日 本 語 教 育 学	H29. 4～H30. 3
30	孔 寧	女	富 山 大 学 大 学 院 人 文 科 学 研 究 科	日 本 語 及 び 日 本 文 化 論	H30. 4～H31. 3
R元	王 曉 丹	女	富 山 大 学 大 学 院 人 文 科 学 研 究 科	日 本 近 現 代 文 学	H31. 4～R 2. 3
R2	劉 麗	女	富 山 大 学 大 学 院 人 文 科 学 研 究 科	日 本 近 現 代 文 学	R 2. 4～R 2. 8 ( 5 か 月 間 ) ※オンライン授業

◎経済・貿易連絡員

年度	氏名	性別	所属	任用期間
R元～	孫 肖	女	国際課	H31.4～

◎富山県派遣職員

年度	氏名	所属	派遣先	語学研修機関	派遣期間
S63	倉嶋清吾	学術国際課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	S63.9～H2.7 (約2年間)
H4	土居洋子	国際課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H4.9～H5.8 (1年間)
5	竹丸譲	国際課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H5.9～H6.8 (1年間)
6	林修二	国際課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H6.9～H7.8 (1年間)
7	養口正浩	国際課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H7.9～H8.8 (1年間)
8	石田文弘	国際課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H8.9～H9.8 (1年間)
9	勝山誠司郎	国際課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H9.9～H10.8 (1年間)
10	油本達義	国際課	遼寧省外事弁公室	瀋陽師範学院	H10.9～H11.8 (1年間)
11	高山久	国際課	遼寧省外事弁公室	瀋陽師範学院	H11.9～H12.8 (1年間)
12	片口和人	国際課	遼寧省外事弁公室	瀋陽師範学院	H12.9～H13.8 (1年間)
13	岩城弘幸	国際・日本海政策課	遼寧省外事弁公室	瀋陽師範大学	H13.9～H14.7 (11か月間)
14	桐正光	国際・日本海政策課	遼寧省外事弁公室	瀋陽師範大学	H14.9～H15.8 (1年間)
15	宮腰享	国際・日本海政策課	遼寧省外事弁公室	瀋陽師範大学	H15.9～H16.8 (1年間)
16	松下愛里	国際・日本海政策課	遼寧省外事弁公室	瀋陽師範大学	H16.9～H17.8 (1年間)
17	高田泉	国際・日本海政策課	遼寧省外事弁公室	瀋陽師範大学	H17.9～H18.8 (1年間)
18	寺崎浩之	国際・日本海政策課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H18.9～H19.8 (1年間)
19	藤井孝次	国際・日本海政策課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H19.9～H20.8 (1年間)
20	中村香菜恵	国際・日本海政策課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H20.9～H21.8 (1年間)
21	釣奈都美	国際・日本海政策課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H21.9～H22.8 (1年間)
22	水田圭一	国際・日本海政策課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H22.9～H23.8 (1年間)
23	大井徹雄	国際・日本海政策課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H23.9～H24.8 (1年間)
24	高野早苗	国際・日本海政策課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H24.9～H25.8 (1年間)
25	高瀬和也	国際・日本海政策課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H25.9～H26.7 (11か月間)
26	後藤圭佑	国際・日本海政策課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H26.9～H27.8 (1年間)
27	窪田孔明	国際課	遼寧省外事弁公室	遼寧大学	H27.9～H28.8 (1年間)
28	高村英里	国際課	遼寧省外事弁公室	瀋陽師範大学	H28.9～H29.8 (1年間)
29	作道大輔	国際課	遼寧省外事弁公室	瀋陽師範大学	H29.9～H30.8 (1年間)
30	森麻衣子	国際課	遼寧省外事弁公室	瀋陽師範大学	H30.9～R元.8 (1年間)
R元	河尻歩美	国際課	遼寧省外事弁公室	瀋陽師範大学	R元.9～R2.8 (1年間)
R2	川上やよい	国際課	遼寧省外事弁公室	瀋陽師範大学	R2.9～R2.12 (4か月間) ※オンライン授業

◎富山県派遣日本語教師(文部科学省のR E X計画による。ただし26年度より県単独事業として派遣)

年度	氏名	所属	派遣先	派遣期間
H 8～ 9	吉 野 俊 哉	富 山 市 立 堀 川 中 学 校	東北育才学校	H 8. 8～H10. 2
H10～11	倉 橋 尚 子	高 志 養 護 学 校	東北育才学校	H10. 8～H12. 2
H12～13	中 野 徹 生	新 湊 高 校	東北育才学校	H12. 8～H14. 3
H14～16	酒 井 和 重	富 山 東 高 校	東北育才学校	H14. 8～H16. 6
H16～17	竹 林 和 美	小 杉 町 立 小 杉 南 中 学 校	東北育才学校	H16. 8～H18. 3
H18～19	中 田 知 子	高 岡 高 校	東北育才学校	H18. 8～H20. 3
H20～21	梅 木 愛	南 砺 総 合 高 等 学 校	東北育才学校	H20. 8～H22. 3
H22～23	石 井 仁	南 砺 総 合 高 等 学 校	東北育才学校	H22. 8～H24. 3
H24～25	川 上 徹	上 市 高 校	東北育才学校	H24. 8～H26. 3
H26～27	高 井 奈 央 子	上 市 高 校	東北育才学校	H26. 8～H28. 3

◎遼寧省理工系留学生

年度	氏名	性別	受入機関等	留学科目	受入期間
H6	寧 涛	男	富山県立工学大学院	システム工学持論の応用	H 6. 10～H 7. 7
"	趙 岩	男	富山県立工学大学院	機械 システム工学	H 6. 10～H 7. 7
7	孟 莉	女	富山県立工学大学院	情 報 工 学	H 7. 9～H 8. 4
"	張 国 学	男	富山県立工学大学院	液 体 力 学	H 7. 9～H 8. 4
8	周 福 才	男	富山県立工学大学院	コンピュータ一究	H 8. 7～H 9. 3
"	劉 心 毅	女	富山県立工学大学院	C A D / C A M 構 築 法 の 研 究	H 8. 7～H 9. 4
9	劉 萍	女	富山県立工学大学院	計 算 機 工 学	H 9. 7～H10. 3
"	劉 晋 軍	男	富山県立工学大学院	計 算 機 応 用	H 9. 7～H10. 3
10	李 陽	男	富山県立工学大学院	機 械 力 学	H10. 5～H11. 3
"	張 寧 川	男	富山県立工学大学院	液 体 力 学	H10. 5～H11. 3
11	王 宏 祥	男	富山県立工学大学院	機 械 シ ス テ ム 工 学	H11. 4～H11. 12
"	劉 秀 英	女	富山県立工学大学院	電 子 情 報 工 学	H11. 4～H11. 12
12	牛 連 強	男	富山県立工学大学院	電 子 情 報 工 学	H12. 5～H13. 3
"	金 哲 男	男	富山県立工学大学院	生 物 工 学	H12. 5～H13. 3
13	楊 瑞 芹	女	富山県立工学大学院	機 械 シ ス テ ム 工 学	H13. 5～H14. 3
"	林 玲 夷	女	富山県立工学大学院	機 械 シ ス テ ム 工 学	H13. 5～H14. 3
14	畢 繼 国	男	富山県立工学大学院	電 子 情 報 工 学	H14. 4～H15. 3
"	陳 曉 明	男	富山県立工学大学院	電 子 情 報 工 学	H14. 4～H15. 3
15	于 曉 彩	女	富山県立工学大学院	生 物 工 学	H15. 7～H16. 3
"	秦 兵	男	富山県立工学大学院	電 子 情 報 工 学	H15. 7～H16. 3
16	何 玉 蘭	女	富山県立工学大学院	電 子 情 報 工 学	H16. 7～H17. 3
"	孫 曉 瑜	女	富山県立工学大学院	生 物 工 学	H16. 7～H17. 3
17	褚 嘉 宜	女	富山県立工学大学院	生 物 工 学	H17. 5～H18. 3
18	王 智 友	男	富山県立工学大学院	情 報 シ ス テ ム 工 学	H18. 4～H19. 3
19	呂 軍 華	女	富山県立工学大学院	知 能 デ ザ イ ン 工 学	H19. 4～H20. 3
20	朱 杉	女	富山県立工学大学院	情 報 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク 情 報 通 信 シ ス テ ム 性 能	H20. 4～H21. 3
21	李 文 沢	男	富山県立工学大学院	知 能 デ ザ イ ン 工 学	H21. 4～H22. 3
22	畢 佳 奇	男	富山県立工学大学院	知 能 デ ザ イ ン 工 学	H22. 4～H23. 3



年度	氏名	性別	受入機関等	留学科目	受入期間
23	周 韬	男	富山県立大学大学院 工学部	生物工学	H23. 4～H24. 3
24	陳 静 乙	女	富山県立大学大学院 工学部	生物工学	H24. 4～H25. 3
25	華 正 罡	男	富山県立大学大学院 工学部	環境工学	H25. 4～H26. 3
26	周 波	男	富山県立大学大学院 工学部	情報システム工学	H26. 4～H27. 3
27	蔡 振 宇	男	富山県立大学大学院 工学部	情報システム工学	H27. 4～H28. 3
28	李 明 澤	女	富山県立大学大学院 工学部	知能デザイン工学	H28. 4～H29. 3
29	鄧 昕 暘	女	富山県立大学大学院 工学部	生物工学	H29. 4～H30. 3
30	劉 夢	女	富山県立大学大学院 工学部	環境工学	H30. 4～H31. 3
R元	徐 英 杰	男	富山県立大学大学院 電子・情報工学部	電子・情報工学	H31. 4～R2. 3

◎協力交流研修員（18名）

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
H9	翟 琳	女	県環境科学センター	環境保全	H 9. 6～H10. 3
10	王 仁 科	男	県環境政策課 (県環境科学センター)	環境保全	H 9. 6～H10. 3
18	連 彦 偉	女	県観光課	観光	H18. 6～H18.11
	閻 齊 偉	男	県国際・日本海政策課	国際交流	H18. 6～H18.11
	婁 璐	女	(財)富山県新世紀産業機構 環日本海経済交流センター	経済交流	H18. 6～H18.11
19	張 潔	女	県衛生研究所	公衆衛生	H19. 6～H19.11
20	劉 暢	女	(財)環日本海環境協力センター	環境	H20. 6～H20.11
	曲 俊 華	女	(財)富山県新世紀産業機構 環日本海経済交流センター	経済交流	H20. 6～H20.11
21	鄒 洪 濤	男	富山県農林水産総合技術 センター農業研究所 (国)富山大学 地域研究センター	農業	H21. 6～H21.11
	劉 蘭 嵐	女	(財)環日本海環境協力センター	環境	H21. 6～H21.11
22	安 淑 一	女	県衛生研究所	公衆衛生	H22. 6～H22.11
	杜 航	女	高岡市役所	水処理・環境	H22. 6～H22.11
23	王 作 龍	男	県衛生研究所	公衆衛生	H23. 6～H23.11
	宋 闖	男	(財)環日本海環境協力センター 石崎産業(株)	環境	H23. 6～H23.11
24	李 延 昇	男	県衛生研究所	公衆衛生	H24. 6～H24.11
	杜 玉 虎	男	県農林水産総合技術センター 園芸研究所	果樹・園芸	H24. 6～H24.11
27	回 智 光	男	富山情報ビジネス専門学校	日本語教育	H27. 6～H27.11
	張 肖 冰	男	県衛生研究所	微生物検査	H27. 6～H27.11

◎医学研究員（24名）

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
S62	斎 文	男	県立中央病院	新生児関係	S62. 9～S63.12 (3か月間)
63	張 玉 文	男	県立中央病院	胸部外科	S63. 9～S63.12 (3か月間)
H元	岳 麗 華	女	県立中央病院	口腔外科	H元. 9～H元.12 (3か月間)
2	王 明 驥	男	県立中央病院	脳神経科	H 2.11～H 3. 3 (5か月間)
4	毛 文 珍	女	県立中央病院	循環器内科	H 4. 7～H 5. 1 (6か月間)
5	劉 福 仁	女	県立中央病院	看護学	H 5.10～H 6. 3 (5か月間)
6～7	徐 宝 寧	男	県立中央病院	胸部外科	H 6. 2～H 7. 8 (6か月間)
8	趙 穎 軍	女	県立中央病院	循環器内科 循環器内科 疾病診断	H 8.11～H 9. 4 (6か月間)
9	陳 穎	女	県立中央病院	卵巣癌の早期診断と その手術及び化学療法	H 9.11～H10. 4 (6か月間)
10	羅 義	男	県立中央病院	呼吸器内科	H10. 9～H11. 2 (6か月間)
11	董 新	男	県立中央病院	整形外科	H11. 9～H12. 3 (6か月間)
12	劉 会	男	県立中央病院	脳神経外科	H12. 9～H13. 3 (6か月間)
13	張 志 強	男	県立中央病院	外科	H13.10～H14. 3 (5か月間)
14	王 春	女	県立中央病院	呼吸器内科	H14.10～H15. 3 (5か月間)
16	張 笑 娟	女	県立中央病院	腎臓内科	H16. 9～H17. 3 (6か月間)

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
17	易 巍	男	県立中央病院	外科	H17.12~H18.3 (3か月間)
18	李 立	男	県立中央病院	外科	H18.12~H19.3 (4か月間)
19	徐 巍	女	県立中央病院	看護学	H19.11~H20.3 (5か月間)
20	張 睿	女	県立中央病院	呼吸器内科	H20.11~H21.3 (4か月間)
21	王 笑 焯	男	県立中央病院	内分泌・代謝内科	H22.3~22.4 (1か月間)
22	姚 遠	男	県立中央病院	消化科	H23.2~23.4 (2か月間)
24	譚 永 峰	男	県立中央病院	救命救急センター科	H24.4~24.6 (2か月間)
25	宋 竹 茵	女	県立中央病院	神経内科	H25.3~25.6 (3か月間)
26	崔 建 春	男	県立中央病院	外科	H26.4~26.7 (3か月間)

◎海外技術研修員

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
S58	解姚 谷 声	男女	県織維工場試験場	按プラステック	S58.10~S59.3 (6か月間)
59	孫王 曉麗	男女	県工業事研究所	製プラステック	S59.7~S60.3 (9か月間)
60	荆陳 治穎	男女	県公害センター	環境保	S60.10~S61.3 (6か月間)
61	王高 克 森	男女	県公害事研究所	環境保	S61.8~S62.3 (8か月間)
62	韓馬 增文	男	県工業技術センター	化学繊維	S62.9~S63.3 (7か月間)
63	孫趙 剛平	男	県工業技術センター	化学繊維	S63.6~H元.3 (10か月間)
H元	徐周 本 良	男	県公害センター	環境保	H元.6~H 2.3 (10か月間)
2	趙李 曙海	男	県工業技術センター	環境保	H 2.9~H 3.3 (7か月間)
3	劉趙 顯英	男	県工業技術センター	金属品質検査	H 3.7~H 4.3 (9か月間)
4	範 旭 生	男	県工業技術センター	染色・捺染整理	H 4.7~H 5.3 (9か月間)
5	周 加 力	男	県工業技術センター	機械加工	H 5.6~H 6.3 (10か月間)
6	王段 曉東	男	機械電機研究所	機械設備関係	H 6.7~H 7.3 (9か月間)
7	尹 衛 淑	男女	県技術専門学院	旋盤及び職業学校管理	H 7.6~H 8.3 (10か月間)
8	田張 広 元	男女	県環境科学センター	公害対策(大気汚染)	H 8.6~H 9.3 (10か月間)
9	黄梁 相国	男	県工業技術センター	プラスチック成型	H 9.1~H 9.3 (3か月間)
10	徐 本 良	男	県環境科学センター	環境保	H 9.6~H10.3 (7か月間)
11	関戴 衛 東	男女	県総合教育センター	コンピュータ	H10.6~H11.3 (10か月間)
12	田 之 光	男	県立中央病院	医療技術・薬理	H11.6~H12.1 (8か月間)
13	紀 曉 東	男	県工業技術センター	機械設計	H12.6~H13.1 (8か月間)
14	趙文 立 影	男	県立中央病院	循環器医療	H13.6~H14.1 (8か月間)
15	張 茵	女	県環境科学センター	環境保	H15.8~H16.1 (6か月間)
16	韓宋 麗 春	女	県立中央病院	看護学	H16.6~11 (6か月間)
17	包馮 江 偉	男	県立中央病院	農業機	H17.7~12 (6か月間)
18	海尹 英 飛	女	富山コンピュータ専門学校	コンピュータ	
19	姜雷 先 泉	男女	富山医科大学	リハビリテーション	
20			富山漁業科	漁業	
21			富山県立中央病院	看護学	

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
25	楊璐 李茜	女	富山情報ビジネス専門学校	日本語教育	H25. 8～11 (3か月間)
26	李雄 梁田	男	県環境科学センター (公財)環日本海環境協力センター (株)アイザック 富山情報ビジネス専門学校	国際観 環境 日本語教育	H26. 6～11 (5か月間)
28	王瑞 吳占	男	県国際課 富山情報ビジネス専門学校	国際交流 日本語教育	H28. 6～11 (5か月間)
29	許琳 胡森	女	(公財)富山県新世紀産業機構 富山情報ビジネス専門学校	国際交流 日本語教育	H29. 6～11 (5か月間) H29. 6～8 (3か月間)
30	王健 劉金	女	県国際課 富山情報ビジネス専門学校	国際交流 日本語教育	H30. 6～11 (5か月間) H30. 6～11 (5か月間)
R元	趙剛 楊維	男	(公財)富山県新世紀産業機構 (公財)富山県新世紀産業機構	国際交流 国際交流	R元. 6～11 (5か月間) R元. 6～11 (5か月間)

◎繊維技術研修員（1名）

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
H5	劉愛 蓮蓮	女	県工業技術センター 繊維研究所	野蚕糸ニット編地の 開発研究	H 5.10～H 5.12 (2か月間)

◎農業技術研究者（27名）

年度	氏名	性別	派遣(受入)機関	研究テーマ	研究期間
S61	田守健 山元尹	男	遼寧省農業科学院 稲作研究所	ハイブリッド稲、系統育種・栽培関連研究	S61. 7～S61. 8 (1か月間)
62	劉政 劉国	男	県農業技術センター 農業試験場	米の品質判定方法と品種改良研究	S62.11～S62.12 (1か月間)
63	石原信 川口祐	男	遼寧省アルカリ地 利用研究所	ハイブリッド稲に関する共同研究	S63. 7～S63. 8 (1か月間)
H元	吳一 黄仁	男	県農業技術センター 農業試験場	米の品質検定方法と良質多収、 耐病性品種の育成	H元. 9～H10. 1 (1か月間)
2	林征 金田三	男	遼寧省農業科学院 稲作研究所	ハイブリッド稲に関する共同研究	H 2. 7～H 2. 9 (1か月間)
3	李玉 関連	男	県農業技術センター 農業試験場	米の品質検定方法と良質 多収、耐病性品種の育成	H 3. 8～H 3. 9 (1か月間)
4	成瀬博 山田信	男	遼寧省農業科学院 植物保護研究所 遼寧省農業科学院 土壌肥料研究所	生物学的病害虫防除技術 及び有用微生物の探索 土壌肥料科学的手法による低投入生産技術	H 4. 7～H 4. 8 (1か月間)
5	高孫秀 富蘭	女	県農業技術センター 農業試験場	水稻 ①化学肥料の施肥法に関する共同研究 ②農作物病害虫の生態解明と防除技術の確立に関する共同研究	H 5. 7～H 5. 8 (1か月間)
6	川上義 新田昭	男	遼寧省農業科学院 植物保護研究所 遼寧省農業科学院 土壌肥料研究所	生物学的病害虫防除技術 及び有用微生物の探索 土壌肥料科学的手法による低投入生産技術	H 6. 7～H 6. 8 (1か月間)
9	陳馬国 武恵	男	県農業技術センター 果樹試験場	果樹に関する栽培設備及び管理について	H 9. 5～H 9. 6 (1か月間)
10	中島實 高口宗 平野範	男	遼寧省農業科学院 瀋陽農業大学	果樹生産技術等を中心とした技術交流	H10. 9 (1か月間)
11	李生 楊鳳 張偉	男	県農業技術センター 野菜花き試験場	野菜生産技術等を中心とした技術交流	H11. 6 (1か月間)

◎林業技術研修員(4名)

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
H2	原 戈 曹 力男	男 男	県林業技術センター 林業試験場	特用材産物 (しいたけ栽培)	H 2. 9~H 2.12 (4か月間)
4	張 俊信 康 樹宣	男 男	県林業技術センター 木材試験場	特用材産物 (しいたけ栽培)	H 4. 8~H 4. 9 (1か月間)

◎農業技術研修員(62名)

年度	級	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
S58	初 級	王馬 俊生	男	( 河 合 茂 )	養 豚	S58. 8~S58.11 (3か月間)
		孟 德洲	男	( 畠 山 俊雄 )	果 樹	
		李 孟占	男	( 永 原 省三 )	野 菜	
59	初 級	荆 夫	男	( 福 島 行 雄 )	野 菜	S59. 7~S59.10 (3か月間)
		王 健	男	( 高 田 定 吉 )	水 稲	
		向 明	男	( 中 嶋 正 男 )	野 菜	
	中 級	韓 喜	男	( 金 森 善 弘 )	養 豚	
60	初 級	姜 吳 吉	男	県 畜 産 業 試 験 場	畜 産 水 稲	S59. 8~S59.11 (3か月間)
		李 秀平	男	県 入 善 農 業 改 良 普 及 所	水 稲	
		趙 守利	男	県 黒 部 農 業 改 良 普 及 所	水 稲	
	中 級	張 士喜	男	県 富 山 農 業 改 良 普 及 所	水 野 菜	S60. 7~S60. 9 (2か月間)
		葉 玉忠	男	県 婦 中 農 業 改 良 普 及 所	水 畜 産	
61	初 級	車 龍 旭	男	県 農 業 試 験 場	水 果 樹	S60. 7~S60. 9 (1.5か月間)
		崔 鳳 林	男	県 果 樹 試 験 場	水 果 樹	
		曲 国 君	男	県 黒 部 農 業 改 良 普 及 所	果 樹	
	中 級	高 芳 青	男	県 砺 波 農 業 改 良 普 及 所	水 稲	S61. 7~S61.10 (3か月間)
		王 亜 平	男	県 小 杉 農 業 改 良 普 及 所	水 野 菜	
		単 徳 興	男	県 高 岡 農 業 改 良 普 及 所	水 野 菜	
中 級	董 春 田	男	県 農 業 試 験 場	水 稲	S61. 7~S61.10 (1.5か月間)	
洪 光 南	男	県 農 業 試 験 場	水 稲			

年度	級	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
62	初級	劉春祥 苗雨佳	男 男	県上市農業改良普及所 県入善農業改良普及所	野菜 水稲	S62. 7～S62. 11 (5か月間)
	中級	李延生	男	県東部家畜保健衛生所	水稲	S62. 7～S62. 10 (10か月間)
63	初級	王亭山	男	県城端農業改良普及所	野菜	S63. 6～S63. 10 (4か月間)
		鄧元	男	県氷見農業改良普及所	野菜	
		陳志明	男	県小矢部農業改良普及所	野畜産	
H元	初級	陳鳳群	男	県東部家畜保健衛生所	野菜	H元. 7～H元. 12 (5か月間)
	中級	劉福才 姜峯	男 男	県農業試験場 県畜産試験場	水稲 畜産	H元. 7～H元. 10 (3か月間)
2	初級	熊宝君 李洪明	男 男	県小杉農業改良普及所 県婦中農業改良普及所	水稲 水稲	H 2. 8～H 2. 12 (5か月間)
	中級	李延生	男	県農業試験場	水稲	H 2. 8～H 2. 11 (3か月間)
3	初級	洪印秋 梁玉柱	男 男	県高岡農業改良普及所 県砺波農業改良普及所	水稲 水稲	H 3. 6～H 3. 11 (5か月間)
	中級	趙奎華	男	県農業試験場	病害虫	
	4	初級	劉庚彦 馬宏君	男 男	県黒部農業改良普及所 県上市農業改良普及所	果樹栽培 水稲
中級		曲国平	男	県農業技術センター 野菜花き試験場	野菜の 生産技術	H 4. 6～H 4. 9 (3か月間)
5		初級	梁輝	男	県富山農業改良普及所	果樹
		李涛	男	県氷見農業改良普及所	水稲	
	中級	陳健	男	県農業技術センター 農業試験場	水稲	H 5. 6～H 5. 9 (3か月間)
6	初級	王福端	男	県入善農業改良普及所 県小杉農業改良普及所	野菜 野菜	H 6. 6～H 6. 9 (3か月間)
	中級	王端伸	男	県農業技術センター 野菜花き試験場	野菜	
7	初級	路承偉 李長山	男 男	県高岡農業改良普及所 県砺波農業改良普及所	野菜 野菜	H 7. 8～H 7. 10 (3か月間)
	中級	白金友	男	県農業技術センター 果樹試験場	果樹	
	8	初級	吳躍民 劉軍	男 男	県農業改良普及センター 県農業改良普及センター	水稲 野菜
中級		趙義平	男	県農業技術センター 野菜花き試験場	野菜	
9	初級	張忠旭 高煥勇	男 男	県砺波農業改良普及センター 県高岡農業改良普及センター	水稲 水稲	H 9. 8～H 9. 11 (3か月間)
	中級	李曄	男	県農業技術センター 野菜花き試験場	野菜	
	10	初級	柴宝華 孫継文	男 男	県新川農業改良普及センター 県富山農業改良普及センター	野菜 水稲
中級		劉忠義	男	県農業技術センター 野菜花き試験場	花き	
11	初級	盧野	男	県砺波農業改良普及センター	水稲	H11. 7～H11. 9 (3か月間)
	中級	魏永祥	男	県農業技術センター 果樹試験場	果樹	H11. 7～H11. 9 (3か月間)
12	初級	蔡偉	男	県高岡農業改良普及センター	水稲	H12. 7～H12. 9 (3か月間)
	中級	潘向群	男	県農業技術センター 野菜花き試験場	野菜	H12. 7～H12. 9 (3か月間)
13	JICA 研修員	孫凌群	男	県農業技術センター 果樹花き試験場	果樹	H13. 7～H13. 10 (3か月間)

◎水産技術研修員（8名）

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
S61	高石 緒天	男	県栽培漁業センター	あわびの増養殖	S61. 9～S61. 11 (2か月間)
63	劉 吉明	男	県栽培漁業センター	さざえの増養殖	S63. 9～S63. 11 (2か月間)
H4	唐 樹棟	男	かね七(株)	水産加工技術	H 4. 8～H 5. 1 (6か月間)
9	劉 学光	男	県栽培漁業センター	ひらめ、さざえの増養殖	H 9. 5～H 9. 8 (3か月間)
10	董 澤江	男	県栽培漁業センター	マダイ等種苗生産技術	H10. 5～H10. 8 (4か月間)
11	林 軍	男	県栽培漁業センター	クルマエビ種苗生産技術	H11. 6～H11. 9 (4か月間)

◎都市計画研修員（1名）

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
H3	趙 忠剛	男	県都市計画課	都市計画、 建築住宅行政	H 3. 6～H 3. 11 (6か月間)

◎港湾技術研修員（15名）

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
S62	蘇 盛源	男	県港湾課	港湾計画港湾管理	S62. 11～S63. 2 (3か月間)
63	金 銀實	男	県港湾課	港湾計画港湾管理	S63. 12～H元. 3 (3か月間)
H元	袁 福秀	男	県港湾課	港湾計画港湾管理	H元. 7～H元. 8 (1か月間)
3	于 淑敏	女	県港湾課	港湾計画港湾管理	H 3. 9 (1か月間)
8	雷 鳴	男	県港湾課	港湾計画港湾管理	H 8. 11～H 8. 12 (1か月間)

◎スポーツ交流員及び就学生（12名）

年度	氏名	性別	学校(指導)機関	指導内容	受入期間
H6	交流員 郭 金鳳	男	高岡商業高校	陸上	H 6. 11～H 7. 5 (6か月間)
7～8	交流員 郭 洪	男	高岡商業高校	陸上	H 7. 11～H 8. 10 (1年間)
6～8	就学生 李 曉	女	高岡商業高校	(就学生)	H 6. 11～H 9. 3 (2年4か月間)
9～11	交流員 陳 忠良	男	富山商業高校	陸上	H 9. 4～H11. 3 (2年間)
9～10	就学生 劉 紅	女	富山商業高校	(就学生)	H 9. 4～H11. 3 (2年間)
11～13	就学生 李 立	女	富山商業高校	(就学生)	H11. 4～H14. 3 (3年間)
14～15	就学生 任 嵐	女	富山商業高校	(就学生)	H14. 4～H15. 8 (1年間5か月間)
14～16	就学生 劉 金久	女	富山商業高校	(就学生)	H14. 4～H17. 3 (3年間)
16～18	就学生 王 聡	女	富山商業高校	(就学生)	H16. 8～H19. 3 (2年8か月間)

## (2) 上海市との交流

### ① 上海市との交流の経緯

2005年(平成17年)11月、知事が上海を訪問し、龔学平(きょうがくへい)上海市人民代表大会常務委員会主任と会談した際、富山ー上海便の就航を契機として、経済、文化、教育等の分野において双方が交流を推進していくことが合意されました。

### ② 上海市との交流の広がり

人材交流の面では、2006年(平成18年)9月から本県の職員を派遣するとともに、2007年(平成19年)4月からは、上海市より国際交流員を受け入れています。

また、中国経済を牽引する上海市には、県内から多くの企業が進出しています。

2013年(平成25年)11月には、富山県立図書館と上海図書館との間で協定が結ばれ、2014年(平成26年)3月に県立図書館内に上海図書館からの寄贈図書『上海の窓』コーナーが開設されるなど、交流が広がっています。

### ③ 上海市の概要

〈面積〉 6,340.5 k m<sup>2</sup> (富山県の約1.5倍)

〈人口〉 2,489.43万人 (富山県の約24倍) ※2021年末現在

〈市長〉 龔正(2020年7月～)

〈民族〉 漢族が全人口の99%を占めています。

〈地勢〉 江蘇省・浙江省に隣接し、長江河口と杭州湾に南北を挟まれ、東シナ海に突き出す長江デルタの沖積平原上に位置しています。平均海拔は約4m。江南の水郷地帯に属し、域内を大小の河川が縦横に交錯しています。また、長江河口部の島嶼も管轄し、崇明島(中国第3位の面積をもつ島)など多くの島を域内に抱えます。

〈気候〉 気候は亜熱帯海洋性気候に属し、四季がはっきりしています。夏は高温多湿、冬は寒さが厳しく乾燥します。年間平均気温17.3度、年降水量1409.1ミリ、年日照時間1,626時間。

〈産業〉 2021年のGRPを産業別に見ると、第一次産業が96.95億元、第二次産業が11,458.43億元、第三次産業が33,097.42億元で第二次産業、第三次産業の比率が高くなっています。第二次産業のうち工業総産値ベースでは電子情報製品、自動車、石油化学・精密化学工業、プラント設備が高い割合を占めています。第三次産業においては、金額ベースで卸売・小売、金融、不動産が上位を占めています。



〈GRP〉 44,652.80億元(2022年)

GRP: Gross Regional Product 域内総生産

④令和4年度上海市との交流事業実績

◎県関係事業

部 局	事 業 名	内 容	時 期 (期 間)
生活 環境 文化 部	中国語国際交流員(上海市)の配 置	国際交流事務の補助、国際交流活動への助言、語 学指導等を行う上海市出身の国際交流員1名を配 置。	新型コロナウイルス 感染症の影響で中止

⑤上海市との人物交流一覧

◎上海市富山県派遣職員

年 度	氏 名	所 属	派 遣 先	語 学 研 修 機 関	派 遣 期 間
H18, 19	宮 腰 享	国際・日本海政策課	上海市外事弁公室	上海交通大学	H18. 9～H20. 8 (2年間)
20	寺 崎 浩 之	国際・日本海政策課	上海市外事弁公室	上海交通大学	H20. 9～H21. 8 (1年間)
21	中 村 香 菜 恵	国際・日本海政策課	上海市外事弁公室	上海交通大学	H21. 9～H22. 8 (1年間)
22, 23	釣 奈 都 美	国際・日本海政策課	上海市外事弁公室	上海交通大学	H22. 9～H24. 8 (2年間)
24	大 井 徹 雄	国際・日本海政策課	上海市外事弁公室	上海交通大学	H24. 9～H25. 8 (1年間)
25	高 野 早 苗	国際・日本海政策課	上海市外事弁公室	上海交通大学	H25. 9～H26. 7 (11か月間)
26	安 川 仁 海	国際・日本海政策課	上海市外事弁公室	上海交通大学	H26. 9～H27. 8 (1年間)
27	寺 田 知 賀 子	国 際 課	上海市外事弁公室	上海交通大学	H27. 8～H28. 8 (1年間)
28	窪 田 孔 明	国 際 課	上海市外事弁公室	上海交通大学	H29. 2～H30. 2 (1年間)
R 元	作 道 大 輔	国 際 課	(株) ジェック経営コンサルタント上海事務所		R 元. 9～R2. 8 (1年間)



### (3) 雲南省との交流

#### ① 雲南省との交流の経緯と広がり

1991年（平成3年）3月、民間交流の一環として雲南の植物贈呈を打診されたことが契機となり、富山県と雲南省との交流が始まりました。

1992年（平成4年）8月には、雲南省友好代表団が来県し、知事を表敬訪問しました。

その後、富山県と雲南省が実務協議を重ね、雲南植物と石林の石の導入に関する双方の合意が整い、中央植物園に「雲南コーナー」が作られるとともに、計画的な植物導入とこれに伴う栽培技術指導職員の派遣が行われることになりました。

1996年（平成8年）4月には、中央植物園の開園式に合わせ、中国雲南省友好訪日代表団が来県し、「富山県中央植物園と中国科学院昆明植物研究所との友好提携」が調印されました。2001年（平成13年）度から2019年（令和元年）度までに、21名の技術研修員を受け入れています。

#### ② 雲南省の概要

〈面積〉 39.4万k㎡（日本の面積とほぼ同じ）

〈人口〉 4,693万人（富山県の約46倍） ※2022年末現在

〈省長〉 王予波（2021年1月～）

〈民族〉 少数民族自治区以外の省で少数民族が最も多い（省人口の約3分の1が少数民族）

〈地勢〉 中華人民共和国の最西南部に位置し、標高は80mから6,700mにわたります。ベトナム、ラオスと国境を接し、南部から西部にかけてミャンマーと接しています。北西部はチベット自治区、北部は四川省、北東部は貴州省、東部は広西チワン族自治区と接しています。石林、大理、シーサンパンナ、麗江等全国的に有名な観光地が多くあります。

〈気候〉 南部の低地と北部の高山地帯で気候が大きく異なり、多様な気候のため動植物の種類が豊富です。省都の昆明市は亜熱帯湿潤モンスーン気候に属し、四季を通じて春のような気候であることから「春城」とも呼ばれます。年間平均気温17.5度（最も暑い月（7月）では19度～22度、最も寒い月（1月）では6度～8度）、年降水量1,000ミリ以上（最も多い地域では2,200～2,700ミリ、最も少ない地域では584ミリ）、年日照時間2,200時間以上。

〈産業〉 生物資源開発産業（花卉、天然素材、バイオ化学、環境、健康食品等）、鉱物資源、タバコ産業、コーヒー産業、観光業が主たる産業です。

雲南省は、ベトナム、ラオス、ミャンマーと国境を接し、大メコン河流域（GMS）開発計画により、メコン河を利用した国際水運（中国—ラオス—ミャンマー—タイ）の客運が開始されました。

2005年7月に中国・ASEAN自由貿易協定（ACFTA）が発効したことにより、ASEANとの経済交流が急速に拡大し、近年は南アジアとの貿易も活発になっています。昆明—バンコク間的高速道路の整備も進んでおり、2021年12月には昆明—ラオス・ヴィエンチャンの間で開通しました。

〈GRP〉 28,954.20億元（2022年） GRP：Gross Regional Product 域内総生産



# 中国科学院昆明植物研究所 与日本国富山县中央植物园友好合作协定书

中国科学院昆明植物研究所与日本国富山县中央植物园，根据中华人民共和国云南省科学技术委员会与日本国富山县农林水产厅的“富山县中央植物园第一批引种计划云南植物移植项目”及“富山县中央植物园第二批引种计划云南植物移植项目”有关的合作协定书，至今为止开展了云南植物引种富山植物园的工作。为了今后能够更进一步发展中日两国的友好关系，促进有关植物的学术交流，同意根据平等互利的原则，结成友好关系，在此缔结以下协定：

第一条 双方为实现与植物有关的学术交流而开展以下工作：

- (1) 互相派遣取员从事有关植物的调查研究工作。
- (2) 互相进行植物及有关图书资料的交流。
- (3) 在经过协商并互相同意的基础上，也谋求进行其它方面的交流。

第二条 双方互相尊重对方的社会制度、政治信条，遵守的法律及有关规则。

第三条 本协议在必要时经双方协商同意可以进行修改。

第四条 本协议同时用中国语和日本语写成，具有同等的效力。

第五条 本协议经双方的代表者署名后生效。

1996年 4月 26日

中国科学院昆明植物研究所  
富山县中央植物园

所长：许海富

所长：

王川道

# 日本国富山县中央植物園と 中国科学院昆明植物研究所との 友好提携に関する協定書

日本国富山县中央植物園と中華人民共和国中国科学院昆明植物研究所とは、日本国富山县農林水産部と中華人民共和国雲南省科学技术委員会との「富山県中央植物園が第一次導入計画により雲南の植物を移植する件」及び「富山県中央植物園が第二次導入計画により雲南の植物を移植する件」に関する協力合意書に基づき、これまで雲南の植物の富山県中央植物園への導入を図ってきたところであるが、今後さらに、日中両国の友好関係を発展させ、植物に関する学术交流を促進させるため、平等互恵の原則に立って友好関係を結ぶことを合意し、ここに以下の協定を締結する。

第1条 双方は、植物に関する学术交流の実現のために次に掲げる事業を行うよう努力する。

- (1) 互いに、職員を派遣して、植物に関する調査研究業務等に従事させること。
- (2) 互いに、植物及び図書資料の交流を図ること。
- (3) 互いに、協議し、同意を経て、その他の交流を図ること。

第2条 双方は、互いの社会制度、政治信条を尊重し、互いの法律及び関連規則を遵守する。

第3条 この協定は、必要の生じたときには、互いに協議し、及び同意を経て、改めることができる。

第4条 この協定は、日本語と中国語により作成し、それぞれ同等の効力を有するものとする。

第5条 この協定は、双方の代表者が署名したときから効力を生ずる。

1996年4月26日

富山県中央植物園  
中国科学院昆明植物研究所

園長

王川道

所長

許海富

日本国富山県中央植物園と  
中華人民共和国中国科学院昆明植物研究所との  
共同研究に関する合意書

日本国富山県中央植物園と中華人民共和国中国科学院昆明植物研究所とは、友好提携に基づき、これまで雲南の植物の富山県への導入を図ってきたが、今後さらに、日中両国の友好関係を築き、研究交流を促進させるため、互恵平等の原則に立って、以下の合意のもとに、雲南の植物について共同研究を進めることに同意する。

- 第1条 雲南省の貴重植物（特に稀産・絶滅危惧植物）について保全生物学的な調査・研究をする。
- 第2条 1期を2年とする5期10年を期限とする。
- 第3条 各期において研究対象とする植物は、主に、  
第1期 ベゴニア属  
第2期 マメ科  
第3期 モクレン科  
第4期 ツバキ科  
第5期 サクラソウ科
- 第4条 富山県中央植物園と昆明植物研究所は、研究遂行のために相互に職員を派遣する。
- 第5条 派遣する職員は、それぞれ1年に1名、3ヶ月以内とする。
- 第6条 渡航費は派遣側負担、滞在費は受入側負担とし、調査・研究費については富山県が負担することとする。
- 第7条 この共同研究による研究成果は、互いに享受することができる。
- 第8条 双方は、互いの社会制度、政治信条を尊重し、互いの法律及び関連規則を遵守する。
- 第9条 この協定は、必要の生じたときには、互いに協議し、及び同意を経て、改めることが出来る。
- 第10条 この協定は、日本語と中国語により作成し、それぞれ同等の効力を有するものとする。
- 第11条 この協定は、双方の代表者が署名したときから効力を生ずる。

日本国  
富山県中央植物園  
園長 黒川道  
2000年10月13日

中華人民共和国  
中国科学院昆明植物研究所  
所长 郝明  
2000年10月13日

中华人民共和国中国科学院昆明植物研究所  
与日本国富山県中央植物園合作研究协议书

中华人民共和国中国科学院昆明植物研究所与日本国富山県中央植物園进行了友好合作，并把云南省的植物引入到了富山県。为了发展中日两国的友好关系，促进研究交流，双方同意在平等互惠原则的基础上，继续进行云南植物的合作研究。

- 第1条 对云南省重要植物类群，特别是珍稀濒危植物进行以保护生物学研究为主要内容的科学研究。
- 第2条 合作研究期限每期2年，共5期10年。
- 第3条 各期的主要研究对象为：  
第1期 秋海棠属  
第2期 豆科  
第3期 木兰科  
第4期 茶科  
第5期 报春花科
- 第4条 昆明植物研究所与富山県中央植物園将互派研究人员进行合作研究。
- 第5条 每年各派一名研究人员，期限三个月以内。
- 第6条 互派人员的旅费由派遣方负担，逗留费由接受方负担，调查研究费由富山県负担。
- 第7条 与本协议相关的研究成果，由双方共同分享。
- 第8条 双方互相尊重对方的社会制度、政治信仰，遵守双方的法律及有关政策。
- 第9条 本协议在必要时经双方协商同意后，可以进行修改和补充。
- 第10条 本协议用中文和日文写成，两种文本具有同等效力。
- 第11条 本协议经双方代表签署后生效。

中华人民共和国  
中国科学院昆明植物研究所  
所长 郝明  
2000年10月13日

日本国  
富山県中央植物園  
園長 黒川道  
2000年10月13日

②令和4年度 雲南省との交流事業実績

所属名	事業名	事業内容	実施時期
生活環境 文化部	海外技術研修員受入事業費	中国・雲南省より海外技術研修員を受入れ	新型コロナウイルス感染症の影響で受入中止

③雲南省との人物交流一覧

◎海外技術研修員

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
H13	鄭 兵	男	県環境科学センター	環境保護	H13. 6～H14. 1 (8か月間)
14	汪 小 張 紅 銳	女 男	県立中央病院 県環境科学センター	看護 環境	H14. 6～H15. 1 (8か月間)
15	陳 斌 楊 文 潔	男 女	富山医科薬科大学 "	バイオ・テクノロジー 和漢薬	H15. 8～H16. 1 (6か月間)
16	董 曉 唐 宗 東 福	男 男	県中央植物園 県花総合センター	植物学 花卉栽培	H16. 6～H16. 11 (6か月間)
17	楊 樺	男	富山医科薬科大学	泌尿器外科	H17. 7～H17. 12 (6か月間)
19	張 富 剛	男	富山大学大学院 医学薬学研究部	泌尿器科	H19. 9～H19. 9 (1か月間)
20	尹 竹 萍	女	富山大学大学院 医学薬学研究部	看護	H20. 8～H20. 11 (3か月間)
21	王 向 榮	男	富山市上下水道局	水処理技術	H21. 8～H21. 11 (3か月間)
22	蘇 友 波	男	県薬事研究所	和漢薬	H22. 8～H22. 11 (3か月間)
23	李 楠	女	新富観光サービス(株)	国際観光	H23. 8～H23. 11 (3か月間)
24	孫 雄 燕	女	新富観光サービス(株)	国際観光	H24. 8～H24. 11 (3か月間)
25	朱 芹	女	県農林水産総合技術 センター園芸研究所	農業	H25. 8～H25. 11 (3か月間)
26	周 香	女	立山黒部貫光(株)	観光	H26. 8～H26. 11 (3か月間)
27	王 毅	男	(株) P C O	国際交流	H27. 8～11 (3か月間)
28	張 蔚	女	トヤマ・ヤポニカ	日本語教育	H28. 8～11 (3か月間)
29	白 蕊	女	トヤマ・ヤポニカ	日本語教育	H29. 8～11 (3か月間)
30	汪 芸	男	トヤマ・ヤポニカ	日本語教育	H30. 8～11 (3か月間)
R元	劉 俊 傑	女	トヤマ・ヤポニカ	日本語教育	R元. 8～11 (3か月間)
4	孫 定 標	男	富山情報ビジネス専門 学校	日本語教育	R4. 10～12 (3か月間)

◎協力交流研修員

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
H18	海 波	女	(財)環日本海環境協力 センター	環境	H18. 6～H18. 11 (6か月間)

#### (4) 広東省との交流

##### ① 広東省との交流の経緯と広がり

2010年(平成22年)5月、知事が広東省を訪問し、黄華華(こうかか)広東省長等と会見したほか、会見後に戸高観光・地域振興局長と楊旅游局長が、今後の両県省間の観光協力・交流を約する協定を締結したことから交流が始まりました。

広東省は、訪日団体観光の盛んな地域で、今後の交流の深化が期待されます。

##### ② 広東省の概要

〈面積〉 179,700 k m<sup>2</sup> (富山県の約42倍)

〈人口〉 12,656.8万人(富山県の約126倍) ※2022年末現在の常住人口

〈省長〉 王偉中(2022年4月～)

〈民族〉 漢族が全人口の99%を占めています。

〈地勢〉 中国南部の南シナ海沿岸に位置しています。北は福建省、江西省、湖南省と接し、西は広西チワン族自治区と接しています。また、南西に、かつて広東省の一部だった海南省があります。省の南には香港、マカオの両特別行政区が存在し、香港との境界に深圳経済特区を、マカオとの境界に珠海経済特区を有しています。

〈気候〉 気候は、サバナ気候から温暖湿潤気候への移行部に当たる温帯夏雨気候で、夏に高温多湿、冬に温暖少雨となります。年間平均気温は22.3℃で、年平均降水量は1,801.7mmです。

〈産業〉 深圳、珠海の経済特区を有する広東省は、経済的に非常に裕福な省で、省レベルのGDPが全国1位となっています。産業別に見ると、第一次産業が5,340.36億元(11.8%)、第二次産業が52,843.51億元(52.9%)、第三次産業が70,934.71億元(35.3%)で第二次産業、第三次産業の比率が高くなっています。業種としては電子・電機産業、自動車産業、金融、サービス業、観光・レジャー業の発展が重点とされています。



〈GRP〉 129,118.58億元(2022年)

GRP: Gross Regional Product 域内総生産

## 日本国富山県と中華人民共和国広東省との間の 観光協力・交流協定書

日本国富山県と中華人民共和国広東省との間の経済貿易、文化、観光等の分野における交流は活発である。富山県の企業が広東省に進出しているほか、2008年には、初めて、広東省の企業が富山県で開催している北東アジア経済交流エキスポ等の経済貿易交流活動に参加した。

富山県と広東省の観光協力・交流を一層深めることは、両県省の相互理解と友好を促進し、双方の協力関係を発展させるとともに、日中両国の友好関係を増進させるものである。富山県と広東省は、国際価値の高い豊富な観光資源に恵まれており、観光市場の共同発展のための明るい未来及び高い潜在能力を有している。

富山県と広東省は、観光協力・交流を強化し、双方の友好協力関係を促進するため、友好的な協議を経て、平等な協議、互惠互利を基礎として、以下の協定に合意する。

- 1 双方の観光分野における協力・交流を強化し、連絡調整のメカニズムを設立する。
- 2 双方が主催する観光博覧会や観光説明会などの観光宣伝活動に参加し、双方の観光業の発展を促進させる。
- 3 より開放的な事業運営環境の整備に向けて努力し、観光事業者間の相互交流を支援する。
- 4 観光業界やメディアの視察団を組織し、相互訪問や交流を行い、双方の観光市場のニーズに合わせた旅行商品を企画・造成し、双方の観光誘客を促進させる。
- 5 双方の観光情報の交流を強化し、観光ホームページの連携や情報交換を促進し、相互に住民の海外旅行先として重点的に普及を図る。
- 6 双方の観光交流・協力の窓口は、富山県観光・地域振興局観光課と広東省旅游局市場開発処とする。
- 7 前1号から6号及び記載のない事項を実施するにあたっては、具体的な内容、方法等について、事前協議を行うものとする。

この協定書は2010年5月10日に広東省広州市において締結し、日本語及び中国語で作成し、それぞれ各1部を保有する。

日本国富山県観光・地域振興局  
局長

戸高 尚史

中華人民共和国広東省旅游局  
局長

楊 萍 萍

## 4 ブラジル・サンパウロ州との交流

### ① 友好提携の経緯

1910年（明治43年）に始まる本県出身者のブラジルへの移住以来、富山県とサンパウロ州は、海外技術研修員・多文化共生推進研修員・留学生の受入れ、日本語教師の派遣、青年の翼や南米親善訪問団の派遣、そして富山市、高岡市のサンパウロ州内都市との友好提携や本県企業の現地での操業などを通して、密接な交流活動を展開してきました。このような交流の実績をふまえ、1983年（昭和58年）青年の翼名誉団長として訪伯中の中沖知事が、サンパウロ州知事に友好提携を申し入れました。その後、置県100年記念訪問団や定期訪問団による実務協議を受け、1985年（昭和60年）3月サンパウロ州知事から、友好提携協定締結の合意の書簡が届きました。

1985年（昭和60年）7月18日、中沖知事ほか12名が訪伯し、サンパウロ州との相互理解を深め、友好関係を更に推進するため、協定書に署名し、友好提携の締結を行いました。

### ② 交流の広がり

友好提携以来、サンパウロ州とは、南米定期訪問団の派遣や州政府推薦の多文化共生推進研修員の受入れのほか、サッカーコーチや文化人の招へい、日本文化図書等の寄贈、児童生徒作品展の相互開催などにより交流を深めてきました。また、1995年（平成7年）に友好提携10周年を記念して、富山県サンパウロ州友好記念奨学金制度を創設し、将来の両県州の友好の架け橋となる人材の育成に努めています。

2022年（令和4年）には、横田副知事を団長とする南米訪問団が訪伯し、第3アリアンサ入植95周年を祝い、記念式典に出席したほか、サンパウロ州政府、ブラジル富山県人会との交流・意見交換を行いました。

### ③ サンパウロ州の概要

〈面積〉 248,220km<sup>2</sup>（富山県の約58倍）

〈人口〉 4,602万人（富山県の約45倍） 2022年推定

ブラジルには、約200万人の日系人が存在していると見られていますが、半数以上が同州に在住しています。

〈知事〉 タルシジオ・ゴメス・デ・フレイタス（2023年1月1日～）

〈民族〉 元々の原住民に加わり、ヨーロッパ系（主にポルトガル、スペイン、イタリア、ドイツ）、アフリカ系、アジア系（日本、中国、韓国）、アラビア系（シリア、レバノン、トルコ）など世界の様々な人種系統からなっています。

〈地勢〉 ブラジル南東部に位置し、州の大半に高度300kmから700kmの台地があります。沿岸部は幅40km程の細い平野の地形で、台地との境目に山脈が存在します。台地の西側は高低差200mほどの凹形の窪地となっています。

〈気候〉 南半球のブラジルでは夏と冬が日本とは逆になります。北西部と中心部を含む州の大半は熱帯気候で、南回歸線周辺は亜熱帯気候です。州都サンパウロ市の夏の気温は19～27℃で降水量は月に200mm以上、冬の気温は12～22℃で月の降水量は50mm以下です。

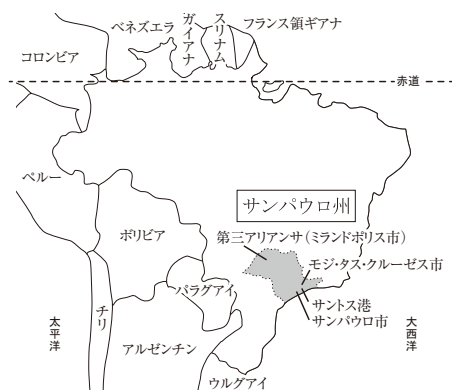
〈産業〉 同州は、ブラジルにおける工業・商業・金融の中心地で、そのGDPはブラジル全体の3割以上を占めています。大サンパウロ圏を中心に金属・機械、電気・電子、自動車、化学、薬品、繊維、紙パルプ、食品、航空機等あらゆる分野の工業が集中しています。気候、土壌にも恵まれていることから、農業面でも大きな発展を遂げており、オレンジ、サトウキビ、コーヒー、大豆、花卉などの栽培及び牧畜が盛んです。

〈GDP〉 約2.3兆リアル（2021年・ブラジル国内の約3割）

南米大陸におけるブラジルの位置



サンパウロの位置



日本国富山県とブラジル連邦共和国サンパウロ州との友好提携協定

日本国富山県とブラジル連邦共和国サンパウロ州とは、両県州の多年にわたる友好交流を基礎に、相互の理解を深め、友好関係をさらに推進することを確約し、ここに友好提携の協定を締結する。

両県州は、両国政府の支持のもとに両国の法令を尊重の上、相互に関心のある分野において交流を促進し、両県州の友好関係を一層発展させるよう努めるものとする。

両県州は、この協定が富山県とサンパウロ州を結ぶきずとなり、かつ、両県州民の友好関係の緊密化のための礎となることを確信する。

この協定は、署名の日から効力を生ずる。

両県州の代表は、1985年7月18日にブラジル連邦共和国サンパウロ市において、この協定に署名した。

この協定は、ともに同等の効力を有する日本語及びポルトガル語により本書各2通作成され、それぞれの署名当事者が日本語及びポルトガル語による本書を各1通保有する。

日本国富山県知事

ブラジル連邦共和国サンパウロ州知事

中 神 豊



CONVÊNIO DE FRATERNIDADE ENTRE A PROVÍNCIA DE TOYAMA, JAPÃO, E O ESTADO DE SÃO PAULO, REPÚBLICA FEDERATIVA DO BRASIL.

A Província de Toyama, Japão, e o Estado de São Paulo, República Federativa do Brasil, firmam o presente Convênio de Fraternidade, com base na tradicional amizade existente entre ambas e sob o compromisso solene de intensificarem o conhecimento recíproco, com o fim de aprofundarem as relações mútuas.

Por tanto, as partes signatárias estão dispostas a promoverem atividades de intercâmbio em setores de interesse mútuo, com o apoio e o endosso das autoridades competentes de ambos os países, respeitada a legislação de cada país.

As partes estão convintas de que este Convênio será um elemento para a Província de Toyama e o Estado de São Paulo e constituirá base para o estreitamento da amizade entre os povos.

O presente Convênio entrará em vigor na data de sua assinatura.

Este Convênio é firmado na cidade de São Paulo, República Federativa do Brasil, em 18 de Julho de 1985, pelos representantes das partes signatárias, e consta de duas vias em língua japonesa e duas vias em língua portuguesa, ambas originais de idêntica validade, ficando cada parte signatária com uma via em cada língua.


PROVÍNCIA DE TOYAMA, JAPÃO

ESTADO DE SÃO PAULO  
REPÚBLICA FEDERATIVA DO  
BRASIL

中 神 豊

YUTAKA NAKAGAKI

GOVERNADOR



ANDRÉ FRANCO MONTORO

GOVERNADOR



## 令和4年度サンパウロ州との交流事業実績

部局	事業名	内容	実施時期
生活環境文化部	県民芸術文化祭2022 総合フェスティバル	生活文化展において、海外の子どもの絵画作品を展示	R4. 9. 17～9. 19
生活環境文化部	第5回とやまこども舞台芸術祭	子どものための舞台公演や海外の子どもの絵画展を開催	R5. 2. 18～2. 19
生活環境文化部	国際交流員の配置	国際交流事務の補助、国際交流活動への助言、語学指導等を行うサンパウロ州出身の国際交流員を配置	通年
生活環境文化部	富山県・サンパウロ州友好記念奨学金交付事業	サンパウロ大学に在籍し日本語を専攻する優秀な学生に奨学金を給付	通年
生活環境文化部	ブラジルアリアンサ入植95周年記念事業	県人が移住したブラジル・第3アリアンサ地区の入植95周年を迎えることから、訪問団を派遣し、記念式典に出席するほか、県人会や関係団体等と交流・意見交換を行い、相互理解と友好親善を深める。また、富山県とブラジルサンパウロ州との友好提携35周年、ブラジル富山県人会設立60周年を記念して、記念事業を実施。	R4. 6～R5. 3
生活環境文化部	県費留学生受入事業	南米県人会の推薦により、留学生1名を県内大学において受入れ。	R4. 9～R5. 9

⑤ サンパウロ州との人物交流一覧

◎ 海外技術研修員(サンパウロ州政府推薦)

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
S63	雨宮・徹	男	田中精密工業(株)	自動車・オートバイ 部品の製造	S63.6~H元.3 (10か月間)
H元	小倉・アゴスチニョ・正	男	県砂防課	防災研究	H元.6~H2.3 (10か月間)
2	羽広・美和子	女	県薬事研究所	薬品化学	H2.6~H3.3 (10か月間)
3	本多・ヴェーラ・ルシア	女	県下水道課	下水道処理工計 下水道設計	H3.6~H4.3 (10か月間)
4	谷口・ロベルト・稔	男	県下水道課	下水濾過	H4.6~H5.3 (10か月間)
5	マルチンス・コンセイソン・マリア	女	県衛生研究所	細菌、ウイルス研究 免疫疫学	H5.6~H6.3 (10か月間)
6	ジュニオル・アランテス・デ・オリベイラ・アルパロ	男	(株)インテック	コンピュータネットワーク	H6.6~H7.3 (10か月間)
7	新谷・アデリア・巴	女	県立図書館 県立大学図書館	図書管理	H7.6~H8.3 (10か月間)
7	フェリスベルト・フォルトナート・アナ・クラウディア	女	県衛生研究所	バクテリアの研究	H7.6~H8.3 (10か月間)
7	ジュニオル・コエリオ・センル(再)	男	県立中央病院	病院の運営・管理	H8.1~H8.3 (3か月間)
7	本多・ヴェーラ・ルシア(再)	女	土木水道課・水雪土 地対策課・河川開発課	水資源の利用・管理	H8.1~H8.3 (3か月間)
8	サヴィ・バロス・マルセロ	男	(株)インテック	コンピュータネットワーク	H8.6~H8.12 (7か月間)
8	トレメル・ファリナス・カロリナ	女	(株)山田写真製版所	コンピュータ・グラフィクス	H8.6~H9.3 (10か月間)
9	コミニ・ウンガロ・ジセレ	女	県薬事研究所 県立中央病院	病理検査、理 血液検査、薬	H9.6~H10.3 (10か月間)
9	春藤・ルジア	女	県食品研究所	食品化学	H9.6~H10.3 (10か月間)
10	メンデス・クレッセンテ・ロベルタ・グラジェラ	女	(株)テルサ日本海ガス	建築	H10.6~H11.3 (10か月間)
11	児島・エロイザ・ひとみ	女	あすなろ小児科医院	歯科治療	H11.6~H12.3 (10か月間)
11	上野・名越・シンチア	女	(株)山田写真製版所	グラフィックデザイン	H11.6~H12.3 (10か月間)
12	中野・マルコス・康広	男	(財)富山県産業情報センター (株)富山富士通	コンピュータ	H12.6~H13.1 (8か月間)
13	平田・マルセラ・みちえ	女	富山コンピュータ専門学校	会社経営	H13.6~H14.1 (8か月間)
14	ドス・サントス・シルバ・アルベルト	男	(株)スズキ部品富山	品質管理	H14.6~H15.1 (8か月間)
14	尾崎・カマラ・アリネ	女	アイアンオー(株)	コンピュータ・グラフィクス	H14.6~H15.1 (8か月間)
15	上田・宮部・タイス	女	(株)山田写真製版所	コンピュータ・グラフィクス	H15.6~H16.1 (8か月間)
15	山本・アドリアナ・カズエ	女	(株)ジェック経営コンサルタント	マーケティング	H15.6~H16.1 (8か月間)
17	雁田・レナタ・君江	女	(株)ジェック経営コンサルタント	企業経営	H17.7~H17.12 (6か月間)
17	丸・アウメイダ・アマンダ・広美	女	(株)ジェック経営コンサルタント	企業経営	H17.7~H17.12 (6か月間)
18	山本・シモネ・かおり	女	富山大学人間発達科学部	幼児教育	H18.6~H18.11 (6か月間)
20	オリベイラ・アシオリ・アドリアーノ	男	(株)山田写真製版所	デザイン・印刷	H20.6~H20.11 (6か月間)

◎ 多文化共生推進研修員(サンパウロ州政府推薦)

21	パトロシニオ・ラモス・ファビアナ・クリスチナ	女	高岡市立野村小学校	教	育	H21.7~H21.12 (6か月間)
22	キト・イザウラ・シズエ	女	高岡市立野村小学校	教	育	H22.7~H22.12 (6か月間)
23	奥野・オルダリア・巴	女	高岡市立野村小学校	教	育	H23.7~H23.12 (5か月間)
24	フッゾ・フェリッペ	男	高岡市立野村小学校	教	育	H24.5~H24.11 (7か月間)
25	ナガオ・ドス・サントス・マルチンス・ブレナ・カルラ	女	高岡市立野村小学校	教	育	H25.5~H25.11 (7か月間)
26	コスタ・アバレシーダ・ホジレイネ	女	高岡市立野村小学校	教	育	H26.5~H26.11 (7か月間)
27	岡野・アンドレ・良法	男	高岡市立野村小学校	教	育	H27.5~H27.11 (6か月間)
28	ベドロゾ・イマタブリシラ・ミチエ	女	高岡市立野村小学校	教	育	H28.5~H28.11 (7か月間)
29	ルチエーチ・デ・ルッカスクラウゾ・アネリザ	女	高岡市立野村小学校	教	育	H29.5~H29.11 (7か月間)
30	エベルリン・ファビオ	男	高岡市立野村小学校	教	育	H30.5~H30.11 (7か月間)
R元	プチネリ・ファビオ・アウグスト	男	高岡市立野村小学校	教	育	R元.5~R元.11 (7か月間)

4	クマザワ・ヴィニシウス・リカロ	男	高岡市立野村小学校	教	育	R4.9～R5.2 (6か月間)
---	-----------------	---	-----------	---	---	---------------------

◎ 草の根技術協力事業(サンパウロ州政府推薦)

16	サンジ・カロリーネ	女	県薬事研究所	薬用成分分析		H16.6～H16.11 (6か月間)
----	-----------	---	--------	--------	--	------------------------

◎ 富山県・サンパウロ州友好記念奨学金交付事業 受給者一覧

H7	アン・ジュンコ・イザワ	女	日本とブラジルとの交流・協力を果たす日本語教育の役割について — 私の思うこと			
〃	セリア・ミチエ・タムラ・タンノ	女	日本とブラジルとの交流・協力を果たす日本語教育の役割について — 私の思うこと			
〃	エウニセ・トモミ・タカハシ・スエナガ	女	日本語学習を通じて発見した日本文化について — 私の感想「日本語とポルトガル語のあいさつ語について」			
〃	フラヴィオ・ロベルト・ゴンサウヴェス・ダ・シルバ	男	日本の歴史に学ぶこと			
〃	レイコ・マツバラ	女	日本語学習を通じて発見した日本文化について — 私の感想			
〃	マルシア・ナオミ・ミヤザキ	女	日本とブラジルの交流、協力を果たす日本語教育の役割について — 私の思うこと			
〃	マヤ・インドラ・スアルテス・オリヴェイラ	女	日本語学習を通じて発見した日本文化について — 私の感想			
〃	テレザ・アウグスタ・マルケス・ポルト	女	日本の歴史に学ぶこと 「戦争と平和のことなど」			
〃	チェミ・タテヤマ	女	日本語学習を通じて発見した日本文化について — 私の感想 「人称詞について」			
〃	タケシ・イシハラ	男	日本語学習を通じて発見した日本文化について — ある西洋の映画家と日本語			
H8	アリセ・カオリ・フクヤマ	女	日本社会について私が思うこと			
〃	アメリス・マリ・サイトウ	女	日本の伝統音楽について			
〃	エリザベテ・ナオミ・クボタ	女	日本とブラジルとの文流・協力を果たす日本語教育の役割について — 日本語とポルトガル語の対照研究			
〃	グレイセ・キオカ・ナカタ	女	日本語学習を通じて発見した日本文化について — 十六、十七世紀における日本とポルトガルとの関係について			
〃	レイコ・マツバラ	女	日本語学習を通じて発見した日本文化について			
〃	シルヴィア・カノヴァ	女	日本の歴史に見る近代化の歩みについて — 川端康成の作品を通して			
〃	テレザ・アウグスタ・マルケス・ポルト	女	日本の歴史に学ぶこと - 達磨の象徴的な能力			
〃	チェミ・タテヤマ	女	日本とブラジルとの文流・協力を果たす日本語教育の役割について			
〃	カズコ・アベ	女	日本語学習を通じて発見した日本文化について — 志賀直哉と谷崎潤一郎の「老人」について			
4月～7月	エウニセ・トモミ・タカハシ・スエナガ	女	日本とブラジルとの文流・協力を果たす日本語教育の役割について — 副詞について			
8月～3月	マルシア・ナオミ・ミヤザキ	女	ブラジルの未来を描く			
H9	セリア・メグミ・イノウエ(日本にて)	女	日本語における外来語の増加			
〃	パトリシア・マサヨ・フジハラ	女	鎌倉時代の仏教			
〃	パトリシア・タミコ・イズミ	女	ブラジルの子供に対する日本語の教え方			
〃	ヴァネッサ・フェレイラ・デ・オリヴェイラ	女	川端康成の『雪国』			
〃	アメリス・マリ・サイトウ	女	雅楽のルートを探る			
〃	クラウディア・チエコ・マツナガ	女	日本語のことわざについて			
〃	エリザベテ・ナオミ・クボタ	女	類義語「考える」と「思う」のポルトガル語訳について			
〃	エステル・マコト・スミ	女	ボン・オイナについて			
〃	ライ・ケーリ	女	歌舞伎の起源と発展			
〃	シルヴィア・カズミ・ダイテン	女	舞踏の道を追って			
〃	タケシ・イシハラ	男	小栗康平による『死の刺』の恥と罪			
H10	エリアネ・トシエ・コロギ・ヤマモト	女	日本古代の鏡と神道の関係について			
〃	エミリア・チェミ・オカダ	女	日本のお城について			
〃	フェルナンド・カルロス・シヤマス	男	日本の彫刻術について			
〃	マリナ・ヒロミ・イシハラ	女	河童の話			

	レジナ・エリカ・シイノ	女	沖縄舞踊の真意
	セリア・メグミ・イノウエ	女	日本昔話における恩
	シルヴィア・カズミ・ダイテン	女	暗黒舞踏
	ヴィルマ・ユカリ・ツダ	女	江戸時代の思想
	エリザベテ・ナオミ・クボタ	女	「手」のつく日本語の慣用表現とポルトガル語の慣用表現の対照研究
4月～6月	パトリシア・タミコ・イズミ	女	外国人学生に対する漢字教育の教材について
7月～3月	クラウドディア・チエコ・マツナガ	女	『風の又三郎』を読んで
H11	アズサ・ヌマ	女	従属節 — ナガラ節 — の分析
	シンチア・ユミ・マエダ	女	転換接続詞の研究
	ダニエラ・バレゼ	女	どうして日本の歴史のことを勉強しますか
	ジャイル・モチヅキ	男	敬語の変化
	エリアネ・トシエ・コロギ・ヤマモト	女	フランスと日本の自然主義の比較について
	フェルナンド・カルロス・シヤマス	男	縄文時代の粘土の小像
	レジナ・エリカ・シイノ	女	沖縄の神女
	セリア・メグミ・イノウエ	女	『枕草子』における貴族女性の教育観
	ルシエネ・タナカ	女	ことわざ
6月～8月	エリコ・オノデラ・モレロ	男	(登録なし)
9月～3月	ヴァネッサ・フェヘイラ・デ・オリヴェイラ	女	上田秋成『雨月物語』考察
H12	アズサ・ヌマ	女	従属節の分析
	カテリナ・ルリ・タナベ	女	日本語における擬音語と擬態語
	シンチア・ユミ・マエダ	女	接続詞 — その定義と分類
	エリカ・リエ・ハビロ	女	芥川龍之助の童話 — 蜘蛛の糸
	ロゼリ・ヒサミ・タルモト	女	親鸞聖人
	エリアネ・トシエ・コロギ・ヤマモト	女	島崎藤村の作品紹介
	フェルナンド・カルロス・シヤマス	男	日本の仏教の彫刻
	レジナ・エリカ・シイノ	女	話し言葉における動詞
	ルシエネ・タナカ	女	シンボルとしての数とことわざ
	ソニア・アキコ・オザワ	女	日本のお盆
H13	アネ・ゴバラ	女	『紀ノ川』における女性像
	ジオゴ・ゼニヤ・カウパテス	男	北斎
	フェルナンダ・デウヘイ・アマロ・ドス・サントス	女	敬語の一般の状況
	メイリ・コメス	女	授受動詞
	コンセイサウン・ミチ・イトウ	女	打消の助動詞について
	エリカ・リエ・ハビロ	女	芥川の『杜子春』を読んで
	フェルナンド・カルロス・シヤマス	男	暗示に対する崇拜
	エヴェルソン・エステケ・レモス	男	ブラジル人向け日本語教材 — デカセギの教師の視点から
	モニカ・トミエ・コパヤシ	女	祭りと神道
	ロゼリ・ヒサミ・タルモト	女	親鸞聖人の「悪人正機」について
H14	エリアナ・マリア・ドス・サントス・ナカシマ	女	井原西鶴の『好色五人女』『姿姫路清十郎物語り』について

〃	エリカ・レジナ・オヒラ	女	『曽根崎心中』文楽とその歴史 — 近松門左衛門が描いた情死
〃	マリア・カロリナ・カベストレ・ガンバ	女	話し手と聞き手を表す終助詞
〃	マリルシ・アキコ・タケベ	女	一休宗純
〃	スザナ・ヤスコ・キタガワ	女	平安時代文学の『もののあはれ』について
〃	エリコ・オノデラ・モレロ	男	アイヌ民族とその文学
〃	ミナ・イソタニ	女	永井荷風と『すみだ川』
〃	モニカ・トミエ・コバヤシ	女	稲作りの神祭り
〃	コンセイサウン・ミチ・イトウ	女	時代の流れとともに変化し続ける方言
H15	エルナニ・ショウイチ・オダ	男	日系ブラジル人デカセギ研究へ向けて
〃	ヴィニシウス・ラモス・ジェレス	男	空間と時間の表現
〃	エリアナ・マリア・ドス・サントス・ナカシマ	女	『もののけ姫』
〃	フェルナンダ・デウヘイ・アマロ・ドス・サントス	女	丁寧語の発達
〃	セレナ・ファブレッチ	女	日本の男色と三島由紀夫
〃	クラウディア・アコリンテ・ダ・コスタ	女	吉増剛造『オシリス・石の神』における現代の旅の足跡
〃	エリカ・レジナ・オヒラ	女	『仮名手本忠臣蔵』特に義理の意味について
〃	エリコ・オノデラ・モレロ	男	ボンサモルンクルを通じてのアイヌ信仰と幻想
〃	マリルシ・アキコ・タケベ	女	文人画家 - 与謝蕪村
〃	タチアナ・ラブシエレ・ナカヤマ	女	『方丈記』の語り手の「脱皮」
H16	アンデルソン・ミサオ・モリシタ	男	日本語の文体
〃	ヴィヴィアン・デ・オリベイラ・アランダ	女	ブラジル非日系人による日本語学習法の一考察
〃	ファビアナ・コウチニョ・コンセルヴァ	女	ブラジルにおける言語接触研究 — 多言語主義の立場から・沖縄系ブラジル人の「日本語」と言語生活を中心にして
〃	クリスティーナ・アユミ・フチダ	女	お花と日本文化史 — 『花が語る日本史』の抄訳
〃	ファビオ・ルイス・ヨギ	男	接続助詞
〃	マルシア・サナエ・ナカジマ	女	昔話の狸のイメージ
〃	ヴィニシウス・ラモス・ジェレス	女	「先」という語の理解について
〃	カテリネ・ミキ・オタチメ	女	隠れキリシタン・日本と西洋の文化接触
〃	レナタ・フェラリ・ノヴァト	女	日本文学におけるアメリカの影響：村上龍の『限りなく透明に近いブルー』の時代
〃	シルヴィア・レナタ・ナカムラ	女	宮沢賢治に見る擬声語と擬態語
H17	アレサンドラ・バチスタ	女	「みんなの日本語」教科書の副助詞「は」についての研究
〃	カルロス・ロベルト・アモリン・グラウジョル	男	日本歴史に関する教材作成プロジェクト
〃	ファビアナ・コウチニョ・コンセルヴァ	女	ブラジルにおける言語接触研究 — 多言語主義の立場から・沖縄系ブラジル人の「日本語」と言語生活を中心にして
〃	ジュリア・デュアルテ・デ・サ・エ・ソウザ	女	ブラジル人が日本語を学ぶときに苦労すること
〃	ジュリア・トフォリ・デ・オリヴェイラ・フラゴソ・セザル	女	ヤオイ漫画の誕生と発展
〃	リヴィア・マリエ・アマノ	女	「気」のつく慣用句の研究
〃	プリシラ・ユミ・マツエ	女	源氏物語における「紫の上」の描写と役割
〃	リタ・デ・カシア・ヒガ	女	芥川龍之介にみるテーマとしてのキリスト教
〃	リタ・デ・ヘインゼリン・コール・デ・オリヴェイラ	女	『細雪』における女性登場人物
〃	タリタ・デ・アウメイダ・レメ	女	日本の女性語
H18	アリネ・マジュリ・ヴァンデルレイ	女	日本のポップカルチャーにおける説話的要素 — 『犬夜叉』における人間と妖怪をめぐる

〃	カミラ・ロドリゲス	女	日系エスニック文化の創造プロセス
〃	カルロス・ロベルト・アモリン・グラウジョル	男	日本歴史に関する教材作成プロジェクト
〃	イヴェス・ユウジ・ムライ	男	サンパウロ市内の空手道場における礼儀と努力の価値観
〃	ジョゼ・カルヴァリョ・ヴァンゼリ	男	松門左衛門の世話物：二つの解釈
〃	ベドロ・フェレイラ・ペネノ・マルケス	男	サンパウロ市在住の若い日系二世の話すポルトガル語と日本語借用語
〃	ロドリゴ・モウラ・リマ・デ・アラガウン	男	サンパウロにおける書道の教育について
H19	チャン・ユ・セン	男	台湾系中国人の経済上昇戦略 - 日本（人）イメージの戦略的使用
〃	デニス・ルイス・マルセロ	男	春樹村上作品『ダンス・ダンス・ダンス』の sub-text（サブ・テキスト）の解釈について
〃	レナタ・ガルシア・デ・カルヴァリョ・レイタウン	女	漫画の擬音語・擬態語のポルトガル語翻訳ストラテジー
〃	ロドリゴ・プリンカ・デ・ジェズス・リメイラ	男	日本語学習者の誤用分析
〃	シモネ・ハルミ・イシヅカ	女	日本昔話に見る「異類結婚」
〃	ソニア・ハルミ・トミタ	女	日本語学習者の動機付け
〃	スザナ・ナオミ・ハラ	女	ブラジルにおける日本語弁論大会・お話大会及びスピーチコンテストの歴史・特徴と変遷
H20	アンドレ・テイシェイラ・デ・フレイトス・ギマラエス	男	日本旅行記における日本（人）イメージ 1874 - 1930
〃	クラウディオ・ヨシノリ・ソノダ	男	ポ版『日本大文典』のデジタル化
〃	ダニエレ・ミサエ・スズキ	女	日本語の終助詞に見られる男性語・女性語の差—漫画における考察
〃	ジョアン・ガブリエル・シルヴァ・マチアス	男	音読みに基づいた漢字の分類
〃	レナタ・ガルシア・デ・カルヴァリョ・レイタウン	女	日本語のオノマトペと、ポルトガル語に翻訳された漫画での対応/適切な表現
〃	レナタ・チエミ・ヨナミネ・タケモト	女	日本語の代名詞の教え方の比較
〃	ロジェール・ブオノ	男	新美南吉の狐
H21	アドリアネ・カルヴァリョ・トルクァット	女	『源氏物語』にみる女性登場人物—典型の分析
〃	アリアナ・カルミエリ・アブランチェス・ラモス	女	マンガにおける先輩と後輩の上下関係
〃	ダニエル・ツボイ・オグシコ	男	ブラジル日系社会の新聞にみられる「仏」の使用に関する考察—「サンパウロ新聞」と「日系新聞」を例に一
〃	ジゼレ・ヴィエイラ・ダ・シルヴァ	女	ブラジルの若いオタクの日本語借用語の使い方
〃	ジョアン・ガブリエル・シルヴァ・マチアス	男	音読みに基づいた漢字の分類
〃	ルジア・ミュキ・テルヤ	女	沖縄県那覇市小禄出身者の言語生活調査
〃	プリシラ・カワナ	女	江戸時代の怪談に見られる女性妖怪像—女郎蜘蛛について
H22	アドリアネ・カルヴァリョ・トルクァット	女	『源氏物語』にみる女性登場人物—典型の分析
〃	ベラ・カルドゾ・デ・カルヴァリョ	女	ビデオゲーム及び古事記における「カミ」の解釈に関する研究
〃	エリアナ・ドス・サントス・セレスチノ	女	漫画における日伯のジェスチャー比較「メルプリ」と「ツルマ・ダ・モニカ」より
〃	エリザベテ・ハヤシ・リベイロ	女	ブラジルにおける新エイサーの実践とエスニック・アイデンティティの醸成
〃	ファビオ・ヒデキ・アサト	男	芥川龍之介『鼻』の解釈体系 — 人間性における批評眼
〃	カレン・ミエ・カワイ	女	『枕草子』のエッセイ的部分の分析
〃	ステファニー・ハヴィル・デ・アウメイダ	女	鎌倉六仏教の基本的性格に関する一考察
H23	クラウディア・アケミ・ミウラ	女	散文作品における自然に関する要素・川端康成の「雪国」を中心として登場人物と自然の関係を識別する特質
〃	デイゼ・アバレンダ・デ・アラウジョ・ブエノ	女	カラオケ — その源とブラジルでの受容プロセス
〃	ジャケリネ・エステファノ・マルチンス	女	東京BABYLONにおけるジェンダーの変形の問題と少女マンガの女性キャラクターの変更
〃	レアンドロ・ニシシマ	男	アニメと漫画のファンダムの言語
〃	プリシラ・アユミ・ヨシマツ	女	『海辺のカフカ』のポルトガル語訳における日本語オノマトペの翻訳について

H24	アニエレ・ミランダ・ヤナギヤ	女	現代の漫画に見る日本の超自然の事物ー x x x ホリックの例
〃	クラウディオ・ヨシノリ・ソノダ	男	日本語とポルトガル語の複合語順
〃	デボラ・グラシアノ・シルヴァ	女	梶井基次郎（1901-1932）の『桜の樹の下には』（1928）の解釈と翻訳について
〃	デイゼ・アバレンダ・デ・アラウ ジョ・ブエノ	女	特撮シリーズの制作への日本の歴史の影響
〃	ラファエル・バラ	男	飛鳥一奈良時代の日本文化における仏教画
H25	アマンダ・シルヴァ・デ・アラウ ジョ	女	『卍』における女性像 — 柿内園子と文明への不満
〃	バルバラ・ミシェル・デ・モラエ ス	女	平忠度・経正人物像ー『平家物語』にみる貴族的武士の姿
〃	エジソン・ヤマザキ	男	狐の概念に焦点を当てた昔話の翻訳
〃	レナタ・グラサ・ブリット	女	「怪談に関する研究ー幽霊の分析」の調査
〃	ウィウソン・ロシ・ドス・サント ス・ジュニオル	男	極真空手の始まりとブラジル人における普及
H26	アラン・カンディド・ファリア	男	外国語学習における日本語の漢字筆順の重要性
〃	アマンダ・クリスティーナ・ド・ ブラド・シルバ	女	日本昔話にみる女性登場人物考察
〃	アユミ・オタ	女	日本語母語話者によるブラジル人日本語学習者のコミュニケーション能力の評価
〃	エデゥアルダ・クリスティネ・ヴィ エイラ・ダ・シルバ	女	「古事記」第一巻およびギリシア・ローマ神話と北欧・ゲルマン神話の比較 - コスモ ニーと国の生成を焦点に
〃	マリナ・テレジニャ・ロザ・デ・ メロ	女	スーパーフラットポストモダン運動からみた漫画とアニメの研究
H27	アウダ・モレイラ・ガルシア	女	弥生漫画を通じた社会変化の分析
〃	カミラ・ミドリ・カナシロ	女	漢字の学習プロセスにおける動機付けと無動機付け
〃	イリナ・デ・プラト	女	村上春樹の短編小説『象の消滅』におけるナンセンスな日常生活
〃	カリナ・エスコバル・ランジェル	女	村上春樹の短編小説『どこであれそれが見つかりそうな場所で』ポストモダンティにおけ る民俗
〃	ナタリア・ファラゴ・ドルネレ ス・ダ・ロザ	女	安部公房とH.G.Wells - 間テクスト性およびサイエンスフィクション
H28	リカルド・アラウジョ・ピント	男	村上春樹『ドライ・マイ・カー』と『イエスタデイ』の比較研究
〃	エリーザ・サヤカ・イトウ	女	象徴隈研吾の建築における材料の再解釈
〃	レイラーネ・ミランダ・ジラス	女	M. A. K. Hallidayの選択体系機能言語学のモデルに基づく分析-Folha de São Paulo 紙と ニックイ新聞との対照的分析-
〃	ダヴィ・ヴァサッソ・ホドリゲ ス	男	三島由紀夫『太陽と鉄』における著者の人生と比較
〃	チアゴ・コインブラ・カブラル	男	桐野夏生の『アウト』フェノメノンの分析
H29	ムリロ・フィゲイレド・マルティ ネス・リベイロ	男	独学者の言語習得：教師の不在習得環境をめぐるアプローチ
〃	ファビオ・ボンボニオ・サウダ ニャ	男	未熟な「菊」の辛酸について：森嶋外の『キタ・セクスアリス』
〃	マヤラ・サントス・デ・リラ	女	日本語の助詞：ブラジル日本語学生にとっての理解と使用の困難さ
〃	ビアンカ・デ・フォンテ・ロジャ ス	女	辞書の中の文法：ヘボンの1867・1872・1886年版を比較して
〃	ナタリア・ファラゴ・ドルネレ ス・ダ・ロザ	女	安部公房SF『第四間氷期』における二重性について
H30	アレシャンドレ・ダ・シルバ・テレ ス・ドス・サントス	男	補完的な手段による修助詞の理解：末尾形態素の創造的研究
〃	アルテゥル・コスタ	男	与謝野 晶子：『みだれ髪』に関する研究
〃	ガヤ・モンテイロ・マスマチ	女	ブラジルにおける神道の習慣の実践
〃	ロベルト・ヒロシ・サトイ・ダ・ シルバ	男	文学的表現におけるフィクション性：『吾輩は猫である』と『プラス・クーバスの死後の 回想』の比較研究
〃	ユリ・カウベンテ・チェッキ	男	日本語教育におけるオーセンティックなテキストの役割
R元	ペアトリース・モレイラ・デ・ソ ウザ	女	元始、女性は太陽であった — 『青鞥』からみる日本の「新しい女」のアイデンティティの 構築
〃	イザベウ・スミエ・ピーレス	女	茶々日記『淀どの日記』における語り手とキャラクター作りに関する考察
〃	ジョン・ルイス・ゴボ・デ・フレ イタス	男	空手松濤館流での得意型のトレーニング
〃	ケヴィン・アルカンジョ	男	田山花袋による『蒲団』

〃	ペドロ・マウタ・チカロニ	男	日本語における複合語の形成と形態論
R2	ジオヴァーナ・クリスティアノ	女	新アイドルー日本のアイドル文化とYoutubeへの影響
〃	マテウス・フェヘイラ・シャヴィエル・ダ・シルバ	男	「PRAZER SOU YUNG BUDA」：サンパウロのスラム街でのアイデンティティ構築、物語、日本文化の反映
〃	マテウス・メデイロス・サントス	男	漢字の習得における記憶術(mnemonic)の使用：ジェームズ・ハイジックの提案の研究
〃	ペドロ・パウロ・リベイロ・ドス・サントス	男	ブラジルの俳諧における正岡子規の影響
〃	タイナ・アユミ・イワクラ・フジモト	女	ジュリア・ロベス・デ・アウメイダの作品における日系登場人物の分析
R3	ジュリア・マリア・ソアレス・ダ・シルバ	女	湊かなえ - イヤミスの研究
〃	ルシアネ・ユリ・サトウ	女	日系邦字新聞
〃	エデウアルド・マセナ・デウアルテ	男	サンパウロ大学文化部日本語専攻の学生の中退についての研究
〃	ダニエラ・モンタノ・パトロシニオ	女	中島敦『山月記』の研究
〃	フェルナンダ・ゴンサウヴェス・バルボザ	女	言語政策が日本語教育に及ぼす影響 - サンパウロ州の公立教育機関の場合
R4	バルバラ・ロッケ・レトリ	女	川上未映子『乳と卵』における女性表象のテキストの諸段階
〃	ルーカス・ドミンガス・カウ	男	星新一著『声の網』におけるディストピアへの道
〃	ブルナ・ハルミ・ミワ・パニサ	女	ブラジルと北米の日系ハーフのアイデンティティ比較研究
〃	グスタヴォ・モウラ・ダ・シルバ	男	藤原定家と小倉百人一首
〃	ダニエル・ノブレ・フェルナンデス・ダ・シルバ	男	芥川龍之介の切支丹物の語彙的研究

※研究テーマの和訳については、サンパウロ大学及び国際課にて和訳を実施した。

#### ◎富山県派遣日本語教師

昭和2年、本県移住者がブラジル・サンパウロ州ミランドポリス市第3アリアンサ地区に入植し、富山村を建設しました。本県は昭和53年度より同地区の3・4世に対する日本語教育のための教師を派遣しています。なお、平成16年度から平成25年度は文部科学省「外国教育施設日本語指導教員派遣事業(REXプログラム)」による派遣、平成26・27年度は県単独事業による派遣、平成28年度以降は独立行政法人国際協力機構(JICA)現職教員特別参加制度(日系社会青年海外協力隊)による派遣を実施しています。

#### 1 派遣先

第3アリアンサ富山村日本語学校

#### 2 対象生徒

第3アリアンサ地区に在住する日系人子弟の幼稚園から高校生までが対象

#### 3 授業内容

日本語のほか、体育、音楽、図工、書道等

#### 4 派遣教師

派遣期間	氏名	寄住宅
S53. 9月～56. 3月	上野 志朗	西田 稔 宅
56. 4月～58. 3月	長谷川 正志	佐竹 源之助 宅
58. 4月～60. 3月	松田 博昭	西田 輝雄 宅
60. 4月～62. 3月	沢辺 暢之	佐竹 源之助 宅
62. 4月～H元. 3月	長原 史明	清水 晃 宅
H元. 4月～3. 3月	加賀谷 晃	八木 修平 宅
3. 4月～5. 3月	西村 勇嗣	西田 正義 宅
5. 4月～7. 3月	秋田 益宏	宮丸 万助 宅
7. 4月～8. 1月	役川 徹次	南 健一 宅
8. 5月～10. 3月	堀内 大地	西田 克三 宅



10. 4月～12. 3月	渋谷 康 一	西田 正義 宅
12. 4月～14. 3月	福本 仁 志	西田 輝雄 宅
14. 4月～16. 3月	中 川 馨	南 勇 宅
16. 8月～18. 3月	島田 裕次郎	西田 昭二 宅
18. 8月～20. 3月	川口 明子	清水 絹枝 宅
20. 8月～22. 3月	玉分 昭光	西田 輝雄 宅
22. 7月～24. 3月	大木 伸宏	清水 絹枝 宅
24. 8月～26. 3月	宮 川 純	-
26. 8月～28. 3月	谷 英 志	-
29. 3月～30. 2月	土田 俊輔	-
30. 7月～R2. 3月	中村 健太郎	-

## 5 アメリカ・オレゴン州との交流

### ① 友好提携の経緯

「国際立県」を推進する本県にとって、日本と政治・経済・文化等あらゆる面で最も結びつきの強いアメリカ合衆国の州と友好関係を確立し、交流を進めていくことは非常に意義深いことと言えます。

このため、アメリカ 50 州の中で、太平洋岸に位置し、親日的で、自然環境や気候風土、州民性など本県と類似点が多く、県民が親しみを感じることのできる州であるオレゴン州に、1989 年（平成元年）、知事を名誉団長とする「富山県青年・女性海外派遣団」一行が初めて訪問し、ホームステイ等を通して州民との交流を図りました。その後、県内でのオレゴン・フェアの開催、県からの日本語教師の派遣及び州教育研究者の受入れ、県職員の派遣及び州政府職員の受入れなどの交流を積み重ねてきた結果、1991 年（平成 3 年）10 月 19 日に、ロバーツ オレゴン州知事を富山県に迎えて富山県とオレゴン州との友好提携が締結されました。

### ② 交流の広がり

友好提携以来、富山県とオレゴン州は、職員や教育職員の相互派遣のほか、実務協議団や友好訪問団の派遣・受入れ、教育視察団の受入れなど各種友好交流事業を行ってきました。

1996 年（平成 8 年）の友好提携 5 周年、2001 年（平成 13 年）の 10 周年、2006 年（平成 18 年）の 15 周年には友好訪問団の相互派遣のほか、各種記念事業を実施しました。両県州間の交流事業の中でも特に、5 周年記念事業として実施した「富山カップ日本語スピーチコンテスト」は大学生を対象とした州内唯一の日本語スピーチコンテストとして定着しており、2008 年度からは、地元スポンサー企業の協力により、最優秀賞受賞者を富山に招待することができるようになるなど、オレゴン州に根付いた事業となっています。

県内市町村では、入善町がオレゴン州のフォレストグローブ市と友好提携を締結しているほか、友好県州締結後、様々な民間団体がオレゴン州の団体と友好提携を行いました。

2021 年（令和 3 年）には友好提携 30 周年を迎え、これを記念して 2022 年（令和 4 年）7 月～8 月にかけて富山県・オレゴン州友好提携 30 周年記念友好訪問団をオレゴン州に派遣し、新田知事とブラウン知事が懇談し、今後の交流における重点分野を確認するための覚書（MOU）を締結しました。これを機に、今後より一層幅広い分野で交流が進展していくことが期待されます。

### ③ オレゴン州の概要

- 〈面積〉 254,805 km<sup>2</sup>（富山県の約 59 倍）
- 〈人口〉 4,240,137 人（富山県の約 4 倍、2022 年）
- 〈知事〉 ティナ・コテク

（民主党：2023 年 1 月～ 現在 1 期目）

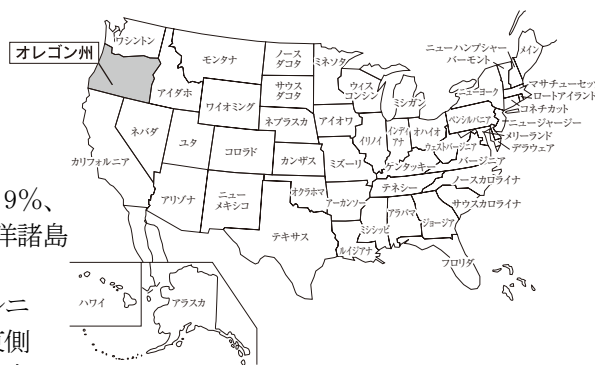
- 〈民族〉 白人：86.2%、黒人又はアフリカ系：2.3%、  
アメリカンインディアン及びアラスカ先住民系：1.9%、  
アジア系：5.0%、ハワイ先住民及びその他の太平洋諸島  
先住民：0.5%、二種以上の混血：4.2%（2021 年）

- 〈地勢〉 アメリカ合衆国の西北部の太平洋岸、カリフォルニア州の北、ワシントン州の南に位置します。州の東側一帯にはコロンビア台地が広がり、中央部西（海岸）寄りにはカスケード山脈が縦走しています。また、海岸地帯北部の東側には平坦な広い肥沃な農地が広がっており、南部は低い山々とそれが囲む盆地、そしてゆるやかな丘陵が連なっています。コロンビア渓谷、クレーター・レーク国立公園、マウント・フッド山（標高 3,424m）などが観光地として有名です。

- 〈気候〉 気候は温和、四季の変化も豊かで雪も少なく、ハリケーン、地震等の災害とはほとんど無縁です。州都であるセーラム市の 12 月の平均気温は 4.4℃、8 月の平均気温は 19.4℃、年間降水量は 990.6mm です。

- 〈産業〉 オレゴン州の主要産業は、ハイテク産業、農業、木材産業、水産業、環境産業、観光産業です。世界的な半導体企業が最大の研究・開発拠点をオレゴン州に置くなど、シリコン・フォレストと呼ばれる一大ハイテク産業集積拠点を形成しており、ハイテク産業は輸出総額の 3 分の 1 を占める州内最大の産業となっています。このほか、複数の世界的なスポーツアパレルメーカーがオレゴン州に世界本社を置いており、スポーツアパレル分野でも世界をリードしています。また、オレゴン州の森林面積は州の陸地面積の約 46% を占め、オレゴン州は全米最大の製材産出州です。

- 〈GDP〉 2,340 億ドル ※名目 GDP（2022 年、米国経済分析局）



日本国富山県とアメリカ合衆国オレゴン州との  
友好県州締結協定書

日本国富山県とアメリカ合衆国オレゴン州は、両県州の相互理解と友好親善を増進するとともに、相互交流を通じ日米関係の拡大に貢献するため、ここに友好県州関係を正式に締結することを決定した。

双方は、長期的展望と平等互恵の原則のもと、教育、文化、経済等の各分野において広範な交流と協力を行うものとする。

双方は、両県州間の各種の友好関係を強化するために必要な措置を講ずるよう努める。

双方の代表者は、両県州の友好関係の発展と相互理解を増進するため、毎年、定期的に協議を行い、両県州関係の成果を検討するとともに、来たるべき年の交流のあるべき方向を決定し、両県州の交流事業を明確にした文書を取り交すものとする。

この協定は、双方の知事が署名した日から効力を生ずるものとする。

日本国富山市において作成され、日本語と英文とともに同等の効力を有するものとする。

1991年10月19日

中 神 豊  
Governor of  
Toyama Prefecture, Japan

  
Governor  
State of Oregon, United States of America

Agreement between the State of Oregon of the United States of America and Toyama Prefecture of Japan on the establishment of a Sister State relationship

With a view to promoting mutual understanding and friendship between our two peoples, the State of Oregon, United States of America, and Toyama Prefecture, Japan, have hereby decided to formally establish state-prefecture relations of friendship. Both sides will make their due contributions through mutual exchanges to the continuous growth of the relations between the United States and Japan.


The State of Oregon and Toyama Prefecture will, on the basis of the principles of long-term friendship, equality and mutual benefit, advance various forms of interchanges and cooperation including the fields of education, culture and economics. We dedicate the resources necessary to establish and nurture this relationship to enhance the friendship between our two peoples.

With a view to furthering friendly ties and mutual understanding, governors or their representatives will meet on an annual basis to review the development of the relationship and to determine appropriate directions for the coming year. An agenda will be agreed upon each year containing the activities identified to further the goals associated with the relationship.

This agreement will come into effect on the day of signing by the governors of the two sides.

Agreed to in Toyama City, Toyama, Japan, in duplicate in English and Japanese both texts being equally valid.

October 19, 1991

  
Governor  
State of Oregon, United States of America

中 神 豊  
Governor  
Toyama Prefecture, Japan

Memorandum of Understanding on Exchange and Cooperation in Economic and Other Fields between Toyama Prefecture, Japan and the State of Oregon, United States of America


The State of Oregon, United States of America and Toyama Prefecture, Japan (collectively, the signatories) have promoted extensive exchange and cooperation in various fields such as education, culture, and economy since signing their Friendship Agreement on October 19, 1991.


To formalize their mutual desire to deepen the bonds of friendship between the State of Oregon and Toyama Prefecture, the signatories entered into this Memorandum of Understanding on Exchange and Cooperation in Economic and Other Fields between Toyama Prefecture, Japan and the State of Oregon, United States of America (MOU), and agreed as follows:

1. The signatories will promote trade and economic exchanges including international trade, technological exchanges, and business expansion, by fostering mutual understanding and building momentum among their respective companies and organizations. Examples of potential areas of cooperation for this purpose include organizing exhibitions, seminars, business meetings, and economic exchange events, as well as providing information on one another's business and investment environments.
2. The signatories will promote personnel exchange and human resource development necessary to further deepen exchanges. Examples of potential areas of cooperation for this purpose include staff dispatches, dispatch of students for entrepreneurship and business training, and exchange between schools, and others. Additionally, the signatories will actively encourage and support the establishment of academic partnerships between universities in Toyama and Oregon.
3. The signatories will actively pursue mutual further support and exchanges in the field of tourism by cooperating and collaborating with each other to promote the attraction of tourists to their respective areas. Examples of potential areas of cooperation for this purpose include activities conducted by either side to heighten awareness, including offering tourism information.
4. No funds are committed in this agreement. All commitments in this agreement are subject to the appropriation and availability of funds, which each signatory may determine in its sole discretion.
5. This MOU may terminate at any time when either Signatory gives written notice to the other Signatory at least thirty (30) days in advance.
6. The signatories agree that, notwithstanding any other provision of this MOU, this MOU shall have no legal effect and does not impose any legally binding obligations on the State of Oregon, the Toyama Prefecture, or any officer, agency, or other instrumentality of either the State of Oregon or the Toyama Prefecture. None of the signatories shall be responsible for the actions of third parties who may participate in the activities outlined in this MOU.

This MOU will be prepared in Japanese and English, signed by representatives of both governors, and each will have an original copy.

August 4, 2022

  
Governor Kate Brown  
State of Oregon, United States of America

  
Governor Hachiro Nitta  
Toyama Prefecture, Japan

日本国富山県とアメリカ合衆国オレゴン州との  
経済分野等における交流と協力に関する覚書

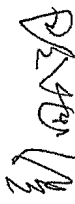
日本国富山県とアメリカ合衆国オレゴン州は、1991年10月19日に友好県州を締結して以来、教育、文化、経済等の各分野において広範な交流と協力を進めてきた。両者の友好の絆を深めたいというお互いの意志を正式に確認するため、経済、その他の分野における交流及び協力に関する覚書 (MOU) を締結し、次のとおり合意する。

- 1 両者は、それぞれの企業・団体の相互理解促進、機運醸成を図ることにより、貿易、技術交流、企業進出などの経済交流を推進する。  
そのために協力可能な分野としては、展示会、セミナー、商談会、及び経済交流イベントの開催、ビジネス・投資環境についての情報提供等である。
- 2 両者は、更なる交流深化のために必要な、人的交流・人材育成を推進する。  
そのために協力可能な分野としては、職員派遣、起業・ビジネス研修の学生等派遣、学校間交流等である。また、富山県の大学とオレゴン州の大学における学術交流協定の締結に向けた大学間の協議を、両者は支援する。
- 3 両者は、各地域の誘客促進のための連携・協力を図ることにより、観光分野における支援・交流を推進する。そのために協力可能な分野としては、一方が行う観光情報の提供をはじめとする情報発信活動等である。
- 4 本覚書において、資金は一切約束されていない。本覚書におけるすべての合意事項は、両者が独自の裁量で、資金の充当や利用可能性を判断するものとする。
- 5 本覚書は、どちらかが30日前に書面で通知することで、いつでも終了することができる。
- 6 両者は、本覚書のいかなる条項にも関わらず、本覚書はオレゴン州及び富山県、並びにオレゴン州また富山県に属する職員、機関、その他すべての組織に対して法的拘束力を有さず、法的拘束力のある義務を課すものではないことに合意する。両者は、本覚書に記載された活動に参加する可能性のある第三者の行為について、責任を負わない。


本覚書は、日本語と英語で作成し、双方の代表者が署名後、それぞれが各1部を保管する。

2022年 8月 4日

日本国富山県知事

  
新田 八朗

アメリカ合衆国オレゴン州知事

  
ケイト・ブラウン

## 令和4年度オレゴン州との交流事業実績

部局	事業名	内容	実施時期
経営管理部	ポートランド起業・ビジネス研修	県内大学生等が全米トップレベルの「起業家の街」であるオレゴン州ポートランド等の起業家や大学生との交流を通じ、グローバルマインドや起業家マインドを養成	R5. 2. 19～3. 5
生活環境文化部	県民芸術文化祭2022 総合フェスティバル	生活文化展において、海外の子どもの絵画作品を展示	R4. 9. 17～9. 19
生活環境文化部	第5回とやまこども舞台芸術祭	子どものための舞台公演や海外の子どもの絵画展を開催	R5. 2. 18～2. 19
生活環境文化部	英語国際交流員等の配置	国際交流事務の補助、国際交流活動への助言、語学指導等を行うニューメキシコ州出身の国際交流員を配置	通年
生活環境文化部	富山・オレゴン州コネクション強化事業	オレゴン州において、州内の大学生を対象とした日本語スピーチコンテストを開催	R4. 4
生活環境文化部	富山・オレゴン州コネクション強化事業	富山県において、県内の大学等に在学する大学生等を対象とした英語プレゼンテーションコンテストを開催	R4. 12
生活環境文化部	富山県・オレゴン州友好提携30周年記念事業	知事を団長とする友好訪問団の派遣、MOU（経済分野等における交流と協力に関する覚書の締結）	R4. 7～8
生活環境文化部	富山県・オレゴン州友好提携30周年記念事業	ブラウン知事を団長とする友好訪問団の受入	R4. 10
生活環境文化部	オレゴン州職員派遣事業	県職員を約6ヶ月間派遣	R4. 7～12月
商工労働部	アメリカとの経済交流促進事業	①米国オレゴン州とのオンライン経済交流イベントの実施 ②富山県・オレゴン州 友好提携締結30周年記念セミナー・個別相談会	①R4. 9. 28～29 ②R4. 11. 1
教育委員会	高等学校生徒海外派遣事業	派遣地での生徒間交流等により異文化理解を深め、世界とのつながりの中で郷土を支えるグローバル人材を育成	R5. 3. 6～3. 17

## ⑤ オレゴン州との人物交流一覧

◎富山県派遣日本語教師(文部科学省のR E X計画による)

年度	氏名	所属	派遣先	派遣期間
H2～3	野上 裕子	氷見高等学校	ザ・ダラス市 ザ・ダラス高校、ワトンカ高校 コロンビア・ゴージ・コミュニティ・カレッジ	H2.9～H4.3 (19か月間)
3～4	山下 徹	堀川中学校	アッシュランド市 アッシュランド学区	H3.9～H5.3 (19か月間)
	林 要昭	大門高校	トラウトデール市 レイノルズ学区	
4～5	越井 寿雄	高陵中学校	ローズバーグ市 ローズバーグ学区	H4.9～H6.3 (19か月間)
5～6	水井 修	魚津高校	ザ・ダラス市 ワトンカ高校、チェノワズ中学校、 ザ・ダラス高校	H6.2～H7.3 (14か月間)
6～7	宮島 敏枝	奈古中学校	シェリダン市 シェリダン学区	H6.10～H8.3 (18か月間)
7～8	渡部 隆志	富山女子高校	グレシャム市 グレシャム・パロー学区	H7.9～H9.3 (19か月間)
9～10	河合 玲子	富山南高校	モララ市 モララ学区	H9.8～H11.3 (20か月間)
11～12	青木 希	呉羽中学校	ユージーン市 ケリー中学校友人学園中等部	H11.8～H13.3 (20か月間)
13～14	岩瀬 裕嗣	志貴野高校	ビーバートン市 ビーバートン高校	H13.8～H15.3 (20か月間)
15～16	吉田 真紀子	高岡高校	ユージーン市 ユージーン学区	H15.8～H17.3 (20か月間)
17～18	前田 隆史	上滝中学校	ユージーン市 ユージーン学区	H17.8～H19.3 (20か月間)
19～20	金井 美涼	奥田中学校	ユージーン市 ユージーン学区	H19.8～H21.3 (20か月間)
24～25	中野 亜紀子	高岡南高校	シェリダン市 シェリダン日本語学校財団	H24.8～H26.3 (20か月間)

◎オレゴン州派遣教育制度研究者

年度	氏名	性別	受入機関	活動内容	受入期間
H3～4	マーク・ ファーヴァイン	男	県学術国際課 県総合教育センター	学校見学、教育制度研究、資料調 査、日本語研修、その他	H3.9～H4.8 (1年間)
4～5	キャスリーン・ ロムニー	女	県国際課 県総合教育センター他	学校見学、教育制度研究、資料調 査、日本語研修、その他	H4.9～H5.8 (1年間)

◎オレゴン州派遣教育実習生

年度	氏名	性別	受入機関	活動内容	受入期間
H9	シンシア・ ラーセン	女	富山西高校 県総合教育センター	英語指導補助等	H9.4～H9.8 (5か月間)
	スターレット・ ストーン	女	富山西高校 県総合教育センター	英語指導補助等	H9.9～H10.3 (7か月間)

◎富山県派遣職員

年度	氏名	所属	派遣先	派遣期間
H2～3	助野 吉昭	学術国際課	オレゴン州行政サービス局 (経済開発局、運輸局等数か所)	H2.10～H3.10 (1年間)
3～4	川西 直司	学術国際課	オレゴン州行政サービス局 (経済開発局、州務長官室等数か所)	H3.10～H4.9 (1年間)
4～5	尾崎 雅之	国際課	オレゴン州行政サービス局 (経済開発局、公園局等数か所)	H4.10～H5.9 (1年間)
5～6	松井 邦彦	国際課	オレゴン州行政サービス局 (経済開発局、雇用局等数か所)	H5.10～H6.9 (1年間)
6～7	東海 英一	国際課 (県警警務課併任)	オレゴン州行政サービス局 (警察局、経済開発局等数か所)	H6.10～H7.9 (1年間)
7～8	市井 昌彦	国際課	オレゴン州行政サービス局 (運輸局、経済開発局等数か所)	H7.10～H8.9 (1年間)
8～9	西川 清秀	国際課	オレゴン州行政サービス局 (農業局、経済開発局等数か所)	H8.11～H9.10 (1年間)
9～10	酒井 渉	国際課	オレゴン州行政サービス局 (行政サービス局、経済開発局)	H9.11～H10.10 (1年間)
10～11	本郷 優子	国際課	オレゴン州行政サービス局 (行政サービス局、人的資源局)	H10.12～H11.9 (10か月間)

(フェロシップ事業派遣職員)

年度	氏名	所属	派遣先	活動内容	派遣期間
H11	高平 亮	企画調整課	オレゴン発展会議事務局	州政府における事業評価方法等について研修	H12.2.8～3.2
13	定村 剣次	商工企画課	オレゴン州地域経済開発局	州政府における企業誘致、IT・パイオ政策等について研修	H13.11.11～12.2

(留学生派遣事業派遣職員)

年度	氏名	所属	派遣先	派遣期間
H15～16	青木 卓志	国際・日本海政策課	ポートランド州立大学	H15.9～H16.8 (1年間)
16～17	山中 英生	国際・日本海政策課	ポートランド州立大学	H16.9～H17.8 (1年間)

(職員短期派遣事業派遣職員)

年度	氏名	所属	派遣先	活動内容	派遣期間
H24	宮崎 一郎	観光課	Oregon Film等	映画、テレビドラマの誘致活動等について研修	H24.11.5～11.24
H25	中山 純一	環境政策課	オレゴン州政府環境局、エネルギー局等	環境、エネルギー等の先進的事例について研修	H25.9.29～10.20
H26	境 洋子	生涯学習・文化財室	オレゴン・アート・コミッション、美術館等	博物館運営、芸術文化振興等について研修	H27.2.15～3.1

(オレゴン州職員派遣事業)

年度	氏名	所属	派遣期間
R4	村上 理沙	国際課	R4.7～R4.12 (6か月)

◎オレゴン州派遣職員

年度	氏名	性別	受入機関	活動内容	受入期間
H2～3	Deb Schallert デボラ・スー・シャラート	女	県 学 術 国 際 課 県 都 市 計 画 課 県 自 然 保 護 課	県の行政全般、都市計画行政、都市公園整備方法、自然保護行政について研修、日本語研修	H2.10～H3.9 (1年間)
3～4	Susan Hughes スザン・ヒュース	女	県 学 術 国 際 課 県 児 童 家 庭 課 県 富 山 児 童 相 談 所	県の行政全般、児童福祉行政について研修、日本語研修	H3.10～H4.9 (1年間)
4～5	Scott Nagel スコット・ネイゲル	男	県 国 際 課 県 道 路 課	県の行政全般、道路行政について研修、日本語研修	H4.10～H5.9 (1年間)
5～6	Edward Mouery エドワード・マウリー	男	県 国 際 課 県 警 察 課	県の行政全般、警察行政について研修、日本語研修	H5.10～H6.10 (1年間)
6～7	Gary Kilmer ゲary・キルマー	男	県 国 際 課 県 職 業 安 定 課 県 雇 用 保 険 課	県の行政全般、労働行政について研修、日本語研修	H6.10～H7.9 (1年間)
7～8	Robyn Holdman ロビン・ホルトマン	女	県 国 際 課 県 農 林 総 務 課	県の行政全般、農業行政について研修、日本語研修	H7.11～H8.10 (1年間)
9～10	Marsha Fitzwater マーシャ・フィッツウォーター	女	県 国 際 課 県 社 会 福 祉 課	県の行政全般、福祉行政について研修、日本語研修	H9.12～H10.11 (1年間)

(フェローシップ事業派遣職員)

年度	氏名	性別	受入機関	活動内容	派遣期間
H11～12	Vicki Nakashima ヴィッキー・ナカシマ	女	県 国 際 課 県 医 務 課 県 健 康 課	県の友好交流事務、健康行政等について研修	H12.3.17～4.2



## 6 ロシア・沿海地方との交流

### ① 友好提携の経緯

富山県とロシアは北洋材の輸入をはじめ、長年主要な貿易相手国であり、特にロシア極東地域とは古くから結びつきが強く、地理的にも近距離にあることから人的往来も盛んに行われてきました。

また、おりからの東西の緊張緩和と対岸諸国の経済・社会における潮流の変化を受け、環日本海交流圏と呼ぶべきグローバルな経済・文化圏形成の動きが見られ、両地域間においても相互に関心と交流ニーズが高まりました。

このような情勢のなかで、富山県では沿海地方を軸とする文化・芸術・スポーツなど幅広い分野にわたる交流を展開した結果、1992年（平成4年）8月26日に、クズネツォフ沿海地方知事以下10名の代表団を富山県に迎えて、富山県と沿海地方との友好提携を締結しました。

### ② 交流の広がり

県と沿海地方の友好提携と前後して、1991年（平成3年）7月に富山空港とウラジオストク空港、1992年（平成4年）8月に伏木富山港とウラジオストク商業港との友好提携が締結され、伏木港－ウラジオストク商業港間の定期貨客船が1993年に、富山空港－ウラジオストク空港間の定期航空便が1994年にそれぞれ就航しました。

また、両県地方では、県費留学生、技術研修員の受入れなど人的交流の推進、渡り鳥の共同調査等の環境協力、スポーツ・文化を通じた青少年交流など幅広い分野にわたる活発な交流が行われています。その交流は、県内の国際交流団体等が沿海地方内の団体と提携を行うなど、市民レベルにも確実に広がってきています。

2017年（平成29年）7月には県と沿海地方が友好提携25周年を迎えたことを記念し、富山県友好訪問団等が派遣され、「貿易・経済・人的及び文化交流・協力のための協定書」が締結されました。

### ③ 沿海地方の概要

〈面積〉 165,900 k m<sup>2</sup>（富山県の約39倍）

〈人口〉 186万1,000人（富山県の約2倍）※2022年1月現在、沿海地方政府公表

〈知事〉 オレグ・コジェミャコ（知事）（2018年12月～）

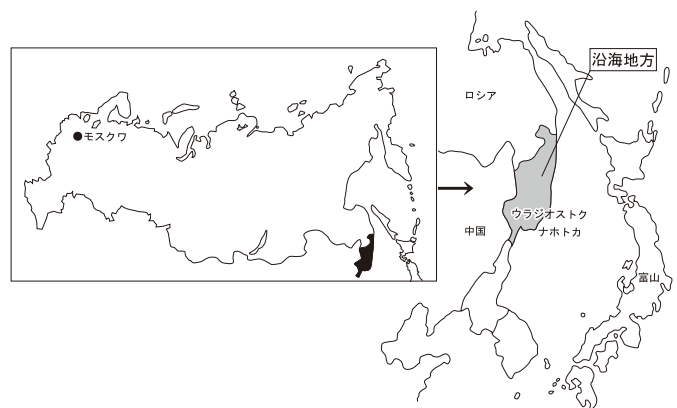
〈民族〉 ヨーロッパスラブ系民族（ロシア民族、ウクライナ民族）が人口の大多数を占めています。

〈地勢〉 ロシア連邦の南東部に位置し、北はハバロフスク地方、西及び南西は中国から北朝鮮に接し、東及び南は日本海に面しています。シハテ・アリン山脈（最高2,077m）の南半分が地方の大半を占め、森林が全土の70%に及びます。西部はプリハンカイスキー低地に占められ、中国との国境となっているウスリー川が北上してアムール川に至っています。海岸部は岬や入り江に富み、天然の良港としてウラジオストク港、ナホトカ港など大きな港があります。

〈気候〉 モンスーン型気候であり、冬は内陸の影響を受け気温が低く乾燥して晴天の日が続き、夏は海洋の影響を受けて高温多湿な空気が浸入し曇った日が続きます。中心都市であるウラジオストク市の1月の平均気温は-10℃前後、7月の平均気温は20℃前後、年間降水量は約800mmです。

〈産業〉 沿海地方の主な産業は、漁業・水産加工業、電力生産、石炭工業、機械製作・船舶修理、工業、林業・木材加工業等です。また、陸運、海運の輸送交通はロシア東部の窓口として重要な役割を担っています。

〈GDP〉 8,340億ルーブル ※2019年、ロシア連邦統計局（沿海地方支部）



## 日本国富山県とロシア連邦沿海地方 との友好提携協定書

日本国富山県とロシア連邦沿海地方は、多年にわたる友好交流を基礎に、相互の理解を深め、友好関係をさらに推進することを確約し、ここに友好提携の協定を締結する。

双方は、学術、芸術文化、教育、スポーツ、経済などの各分野の広範な交流を通じて双方の友好関係を一層発展させるよう努めるものとする。

双方は、この協定が、富山県と沿海地方を結ぶきずなとなり、かつ、日露両国の友好関係の強化と国際社会の平和と安定に貢献することを確信する。

この協定は、ともに同等の効力を有する日本語及びロシア語により本書各2通作成され、それぞれが署名当事者が日本語及びロシア語による本書を各1通保有する。

1992年8月26日

中 沖 豊

日本国富山県

中 沖 豊

ロシア連邦沿海地方

ヴラジミール・S・クズネツォフ



ロシア連邦  
ゴロネフ州

Владимир С. Кузнецов

ロシア  
トヤマ県

Ютака Накаоки

中 沖 豊

## СОГЛАШЕНИЕ О ДРУЖЬЕ И СОТРУДНИЧЕСТВЕ МЕЖДУ ПРИМОРСКИМ КРАЕМ (РОССИЯ) И ПРЕФЕКТУРОЙ ТОЯМА (ЯПОНИЯ)

Приморский край (Россия) и префектура Тоёма (Япония), осуществляя дружеские связи на протяжении ряда лет и руководствуясь желанием углубить взаимопонимание и дружбу между собой, договорились о заключении соглашения о дружбе и сотрудничестве.

Стороны подтверждают стремление к дальнейшему укреплению дружеских связей посредством развития сотрудничества в сфере экономики, науки, искусства и культуры, образования, спорта и в других областях.

Стороны выражают уверенность в том, что данное соглашение будет способствовать развитию связей между Приморским краем и префектурой Тоёма, укрепит дружеские связи между Японией и Россией, внесет вклад в дело мира и стабильности в мировом сообществе.

Соглашение составлено в двух экземплярах на русском и японском языках, причем оба текста имеют одинаковую силу. Каждая сторона имеет оба экземпляра текста.

26 АВГУСТА • 1992ГОДА

## 日本国富山県とロシア連邦沿海地方の

### 貿易・経済、人的及び文化交流・協力のための協定書

日本国富山県とロシア連邦沿海地方（以下「双方」という）は、1992年8月26日に締結された日本国富山県とロシア連邦沿海地方との友好提携協定書に基づいて様々な分野において実施してきた交流と協力の成果を高く評価し、新しい時代に即した互恵協力の一層の発展と深化のために、以下のことについて合意した。

1. 双方は貿易・経済分野、人的分野及び文化の分野をはじめ、教育、保健、情報技術、農業、青少年交流などの分野においても交流と協力関係を維持し継続する。  
双方は日本国とロシア連邦の法律に従って、対等、パートナーシップ、互恵、善意の原則に基づいて協力する。

2. 双方は貿易・経済交流を促進するため、ビジネスフォーラム、説明会、会議、商談会、展示会の開催や情報提供などの支援を行う。  
双方は、権限内において、日本国富山県及びロシア連邦沿海地方に存在する企業関係者間における関係の構築、拡大に必要な支援を行い、相互によるビジネスフォーラムなどへの参加を促進する。

3. 双方は、権限内において、富山県及び沿海地方の交通インフラの拡充及び地方間物流の活発化を促進する。

4. 双方は、文化、学術・教育、スポーツ分野での関係を強化し、各分野の機関相互の関係の構築・拡大、代表団交流を促進する。

双方は、富山県及び沿海地方で行われる有意義な文化、学術・教育、スポーツ行事について情報交換し、それらの行事への相互参加を促進する。

5. 双方は、観光関係機関相互の関係の構築・拡大、富山県と沿海地方での観光プロモーションを促進する。

双方は、富山県及び沿海地方が持つ観光資源とそれぞれの地域で開催される観光イベントについての情報交換を行う。

6. 双方は、2016年5月23日に採択された「北東アジア自治体環境専門家会合とやま宣言」の趣旨を踏まえ、環境保全の分野において協力するとともに、資源の有効利用や富山県及び沿海地方で実施する環境調査の取組みを促進する。

7. 双方は、両県地方の互恵協力の深化、発展についての課題を協議するため、訪問団交流を定期的に行う。双方の各代表団の派遣・受入に関する調整や業務手続について、事前の協議により解決していく

8. 本協定は、国内手続きが終了し双方が署名したときから発効する。一方が他方に対して本協定の効力を中断したい旨を書面により通知した場合であっても、本協定は通知した日から30日間は失効しない。

本協定の失効は、双方の反対がない限り、本協定の失効日までに開始された事項や実現可能な計画を妨げるものではない。

2017年7月7日にウラジオストク市にて締結し、日本語とロシア語で各々2部作成する。

日本国富山県知事

ロシア連邦沿海地方知事

石井 隆一

ウラジーミル

ミクルシエフスキー

**СОГЛАШЕНИЕ**  
о торгово-экономическом, гуманитарном и культурном  
сотрудничестве между

**Администрацией Приморского края Российской Федерации и  
префектурой Приморского края Японии**

Администрация Приморского края Российской Федерации и префектуральное управление Тояма Японии, далее именуемые Сторонами,

положительно оценивая результаты сотрудничества в различных областях на основании Соглашения о дружбе и сотрудничестве между Приморским краем (Россия) и префектурой Тояма (Япония) от 26 августа 1992 года, стремясь расширить и углубить взаимовыгодное сотрудничество в соответствии с современными реалиями и тенденциями, согласились о нижеследующем:

**Статья 1**

Стороны продолжают осуществлять сотрудничество в торгово-экономической, гуманитарной и культурной сферах, в том числе в области образования, здравоохранения, информационных технологий, агропромышленного комплекса, молодежной политики.

Стороны осуществляют сотрудничество на основе принципов равноправия, партнерства, взаимной выгоды и доброй воли в соответствии с законодательством Российской Федерации и Японии.

**Статья 2**

Стороны развивают сотрудничество в торгово-экономической сфере и способствуют организации и проведению совместных бизнес-форумов, семинаров, конференций, деловых встреч, торгово-экономических выставок, а также обмену информацией об их проведении.

Стороны в пределах своей компетенции оказывают необходимую поддержку созданию и расширению экономических связей между хозяйствующими субъектами, зарегистрированными на территории

Приморского края и префектуры Тояма, их участие в совместных конгрессно-выставочных мероприятиях.

**Статья 3**

Стороны в пределах своей компетенции способствуют активизации связей в области логистики и развития транспортной инфраструктуры, расположенной на территории Приморского края и префектуры Тояма.

**Статья 4**

Стороны укрепляют отношения в сферах культуры, образования и спорта, содействуют установлению новых и развитию сложившихся связей между культурными, образовательными и спортивными организациями Сторон, осуществляют обмен делегациями.

Стороны обмениваются информацией о наиболее значимых культурных, образовательных и спортивных мероприятиях, проводимых на территории Приморского края и префектуры Тояма, содействуют взаимному участию в этих мероприятиях.

**Статья 5**

Стороны содействуют установлению и развитию связей между туристскими организациями, а также продвижению туристских продуктов Сторон.

Стороны обмениваются информацией о туристских ресурсах и туристских мероприятиях, проводимых на территории Приморского края и префектуры Тояма.

**Статья 6**

Стороны осуществляют сотрудничество в области охраны окружающей среды, содействуют эффективному использованию природных ресурсов, а также исследовательской деятельности, проводимой на территории Приморского края и префектуры Тояма на основе Декларации Тояма, принятой на Встрече специалистов по экологии регионов стран Северо-Восточной Азии 23 мая 2016 года.

## Статья 7

Стороны регулярно проводят обмен делегациями с целью обсуждения вопросов развития и углубления взаимовыгодного сотрудничества. Вопросы организации и порядок работы каждой делегации Стороны решают путем совместных предварительных обсуждений.

## Статья 8

Настоящее Соглашение вступает в силу с даты получения последнего письменного уведомления о выполнении Сторонами внутренних процедур, необходимых для его вступления в силу.

Действие настоящего Соглашения может быть прекращено любой Стороной путем направления другой Стороне письменного уведомления о намерении прекратить действие настоящего Соглашения. В этом случае действие настоящего Соглашения прекращается по истечении 30 дней с даты получения упомянутого уведомления.

Прекращение действия настоящего Соглашения не влияет на осуществление проектов, реализация которых началась до даты прекращения действия настоящего Соглашения, если Стороны не договорятся об ином.

Совершено в г. Владивостоке 7 июля 2017 года в двух экземплярах, каждый на русском и японском языках.

За Администрацию Приморского  
края Российской Федерации



В.В. Миклушевский

За префектуральное управление  
Тояма Японии



Исий Такакадзу

## НОВОЕ СОГЛАШЕНИЕ

### О ПОВРАТИМСКИХ СВЯЗЯХ МЕЖДУ ВЛАДИВОСТОКСКИМ МОРСКИМ ТОРГОВЫМ ПОРТОМ (РОССИЯ) И ПОРТОМ ФУСИКИ-ТОЯМА (ЯПОНИЯ)

В результате установления побратимских связей между Владивостокским морским торговым портом и портом Фусики-Тояма 25 августа 1992 года, оба порта добились высоких результатов в развитии сотрудничества, среди которых активизация двустороннего морского сообщения, а также укрепление гуманитарных связей.

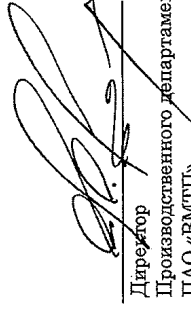
По случаю 25-летней годовщины со дня установления побратимских связей между портами, и для дальнейшего укрепления и развития сотрудничества, Владивостокский морской торговый порт и порт Фусики-Тояма заключили новое Соглашение согласно нижеследующему:

1. Оба порта подтверждают, что целью данного Соглашения является развитие социально-экономических связей между Приморским краем и префектурой Тояма путем предоставления широких возможностей ведения двусторонней торговли.
2. Основываясь на принципах дружбы и взаимного сотрудничества, оба порта подтверждают свою готовность способствовать дальнейшему развитию связей согласно нижеследующему:
  - 1) Оба порта будут прилагать усилия к развитию инфраструктуры портов, а также развивать побратимские связи между портами.
  - 2) Оба порта будут стремиться расширить гуманитарный обмен и обмен информацией, с целью передачи технологий и опыта в сфере эксплуатации и управления деятельностью портов.
  - 3) Оба порта-будут способствовать отправке грузов с использованием услуг портов и Транссибирской железнодорожной магистрали.
  - 4) Оба порта будут стремиться к использованию единой системы информационного обеспечения контейнерных перевозок.
  - 5) Оба порта будут содействовать экономическому развитию двух регионов, способствуя использованию торговых сооружений обеих сторон основными грузоотправителями, грузополучателями, судовладельцами и перевозчиками

Данное соглашение подписано 7 июля 2017 года во Владивостоком морском торговом порту и вступает в силу с момента подписания.

Настоящее соглашение составлено на японском и русском языках в двух экземплярах, по одному для каждой из сторон.

От российской стороны:

  
Директор  
Производственного департамента  
ПАО «ВМТП»

Сергей С. Симанихин

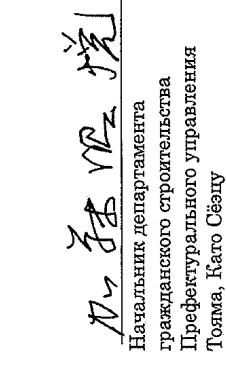


Commercial port  
of Vladivostok



Toyama, Kato Seibu

От японской стороны:

  
Начальник департамента  
гражданского строительства  
Префектурального управления  
Тояма, Като Сёбю

### 日本国伏木富山港とロシアウラジオストク商業港 との新たな友好提携に関する協定書

伏木富山港とウラジオストク商業港とは、1992年8月25日に友好港提携を締結して以来、活発な人的交流を進めるとともに、両港間の航路の充実など一定の成果をあげてきた。

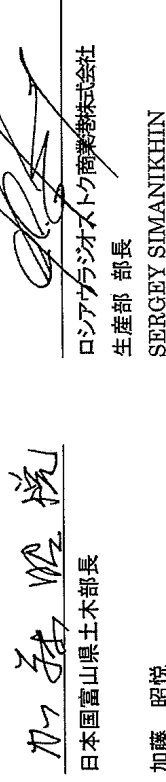
伏木富山港とウラジオストク商業港は、友好港提携25周年を契機として、両港が更なる友好関係を構築し、一層の発展を実現するために以下のとおり新たな友好港提携の協定を締結する。

1. 両港は本協定の目的が、富山県と沿海地方間の通商機会の増進による社会、経済交流の発展にあることを確認する。
2. 両港は友情と相互協力の原則に基づき、今後更なる発展のために以下の項目について確認する。
  - (1) 両港における港湾機能の強化が図られるように努めるとともに、友好港の交流を進めること。
  - (2) 港湾開発・管理における技術及び経験の共有を図るための人的交流、情報交換に努めること。
  - (3) 港湾及びシベリア鉄道を利用した貨物輸送の促進に努めること。
  - (4) コンテナ物流に関する情報システムの連携に努めること。
  - (5) 荷主、荷役業者、船主及び運送業者による港湾施設の利用促進を通じて、双方の地域経済の発展に貢献すること。

この協定書は、2017年7月7日、ウラジオストク商業港において署名し、署名の日から効力を生じる。

この協定書は、日本語及びロシア語で各2通作成し、それぞれの署名当事者が日本語及びロシア語による本書を各1通保有する。

2017年7月7日

  
日本国富山県土木部長  
ロシアウラジオストク商業港株式会社  
生産部 部長  
SERGEY SIMANIKHIN



Commercial port  
of Vladivostok



Toyama

令和4年度沿海地方との交流事業実績

所属名	事業名	事業内容	実施時期
生活環境文化部	国際交流員の配置	国際交流事務の補助、国際交流活動への助言、語学指導等を行うロシア語国際交流員を配置	通年
生活環境文化部	漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業	海岸漂着物の調査活動や発生抑制対策の啓発を展開	通年
生活環境文化部	北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業	北東アジア地域の青少年を対象に、講演や意見交換、環境保全活動等を通じて、グローバルな視点で地域の環境保全に取り組む人材を育成（オンラインで実施）	R4. 8. 8～8. 9
生活環境文化部	北東アジア地域環境ポスター展推進事業	北東アジア地域の次代を担う子どもたちから「環境の保全」をテーマとしたポスターを募集し、優秀な作品を展示（韓国忠清南道で実施）	R4. 10～11
生活環境文化部	NEAR環境分科委員会の推進	北東アジア地域自治体連合（NEAR）環境分科委員会を運営し、「2016とやま宣言」に基づく実施状況や今後のプロジェクトなどの協議を実施	通年
生活環境文化部	フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」	北東アジア地域の環境保護に関する写真を募集し、SNSで優秀作品を紹介	R4. 6. 22～12. 30
生活環境文化部	第5回とやまこども舞台芸術祭	子どものための舞台公演や海外の子どもの絵画展を開催	R5. 2. 18～2. 19
生活環境文化部	県民芸術文化祭2022 総合フェスティバル	生活文化展において、海外の子どもの絵画作品を展示	R4. 9. 17～9. 19
生活環境文化部	北東アジア地域自治体交流推進事業費	当県が加盟している北東アジア地域自治体連合（NEAR）に関わるイベントへの出席等	通年

⑤ 沿海地方との人物交流一覧

◎ 富山県派遣職員

年度	氏名	所属	派遣先・語学研修機関	派遣期間
H4	岩 城 隆 純	国 際 課	極東国立総合大学ロシア語学校(H4.4～H5.1) 沿海地方政府(H5.2～H5.3)	H 4.4～H 5.3
5	小 林 秀 哉	国 際 課	極東国立総合大学ロシア語学校(H5.4～H6.1) 沿海地方政府(H6.2～H6.3)	H 5.4～H 6.3
6	高 畑 淳 一	国 際 課	極東国立総合大学ロシア語学校(H6.4～H7.1) 沿海地方政府(H7.2～H7.3)	H 6.4～H 7.3
7	滑 川 哲 宏	国 際 課	極東国立総合大学ロシア語学校(H7.4～H8.3) 沿海地方政府(H8.2～H8.3)	H 7.4～H 8.3
8	宮 脇 健 一	国 際 課	極東国立総合大学ロシア語学校(H8.4～H9.3) 沿海地方政府(H9.2～H9.3)	H 8.4～H 9.3
9	朝 倉 大	国 際 課	極東国立総合大学ロシア語学校(H9.4～H10.3) 沿海地方政府(H10.2～H10.3)	H 9.4～H10.3
10	渡 邊 正 和	国 際 課	極東国立総合大学ロシア語学校(H10.4～H11.3) 沿海地方政府(H11.2～H11.3)	H10.4～H11.3
11	川 淵 貴	国 際 課	極東国立総合大学ロシア語学校(H11.4～H12.3) 沿海地方政府(H12.2～H12.3)	H11.4～H12.3
12	佐 渡 洋 伸	国 際 課	極東国立総合大学ロシア語学校(H12.4～H13.3) 沿海地方政府(H13.2～H13.3)	H12.4～H13.3
13	永 森 直 人	国際・日本海政策課	極東国立総合大学ロシア語学校(H13.4～H14.3) 沿海地方政府(H14.2～H14.3)	H13.4～H14.3
14	櫻 井 芳 夫	国際・日本海政策課	極東国立総合大学ロシア語学校(H14.4～H15.3) 沿海地方政府(H15.2～H15.3)	H14.4～H15.3
15	清 水 英 樹	国際・日本海政策課	極東国立総合大学ロシア語学校(H15.4～H16.3) 沿海地方政府(H16.2～H16.3)	H15.4～H16.3
16	安 川 哲 二	国際・日本海政策課	極東国立総合大学ロシア語学校(H16.4～H17.3) 沿海地方政府(H17.2～H17.3)	H16.4～H17.3
17	澤 木 有 紀	国際・日本海政策課	極東国立総合大学ロシア語学校(H17.4～H18.3) 沿海地方政府(H18.2～H18.3)	H17.4～H18.3
19	松 谷 有 子	国際・日本海政策課	極東国立総合大学ロシア語学校(H19.4～H20.3) 沿海地方政府(H20.2～H20.3)	H19.4～H20.3
22	竹 内 徹	国際・日本海政策課	極東国立総合大学ロシア語学校(H22.4～H23.3) 沿海地方政府(H23.2～H23.3)	H22.4～H23.3
24	裏 田 裕 史	国際・日本海政策課	極東連邦大学ロシア語学校(H24.4～H25.3) 沿海地方政府(H25.2～H25.3)	H24.4～H25.3
27	岩 崎 涉	国 際 課	極東連邦大学ロシア語学校(H27.4～H28.3) 沿海地方政府(H28.2～H28.3)	H27.4～H28.3
30	柏 島 輝 佳	国 際 課	極東連邦大学ロシア語学校(H30.4～H31.3) 沿海地方政府(H31.2～H31.3)	H30.4～H31.3
R3	笠 間 涼	国 際 課	ウラジオストク経済サービス大学(R3.4～R4.3) 沿海地方政府(R4.1～R4.3)	R3.4～R4.3



◎沿海地方留学生

年度	氏名	性別	留学先	留学科目	期間
H4	コー・ナ・オク・ナターリヤ	女	富山国際大学 文学部	日本の文化、歴史	H4.5～H5.3
5	ユスマン・ティモフェイ	男	富山国際大学 文学部	経済学等	H5.5～H6.3
6	ヴォフク・ヴァジム	男	富山国際大学 文学部、教育学部	文化構造演習等	H6.5～H7.3
7	チャーリーコフ・ドミートリイ	男	富山国際大学 文学部	経済学等	H7.5～H8.3
〃	チュガーエフ・アレクサンドル	男	富山国際大学 文学部、教育学部	日本語学等	H7.5～H8.3
8	ラジオーノヴァ・ナターリヤ	女	富山国際大学 文学部	日本語学等	H8.5～H9.3
〃	ボブローヴァ・オリガ	女	富山国際大学 文学部	経済学等	H8.5～H9.3
9	カマローヴァ・エヴゲーニヤ	女	富山国際大学 文学部	経済学等	H9.5～H10.3
〃	デミデンゴ・ヴィターリイ	男	富山国際大学 文学部	経済学等	H9.5～H10.3
10	ロッセイキナ・タチヤナ	女	富山国際大学 文学部	日本文化等	H10.5～H11.3
〃	ベレストボイ・デニス	男	富山国際大学 文学部	経済学等	H10.5～H11.3
11	クラスノジョン・ワレーリヤ	女	富山国際大学 文学部	経済学等	H11.4～H12.3
12	ザリヴィナ・ナターリヤ	女	富山国際大学 文学部	日本語学等	H12.4～H13.3
〃	マーズル・タチヤナ	女	富山国際大学 文学部	日本語学等	H12.4～H13.3
13	バイクロフ・アンドレイ	男	富山国際大学 文学部	日本語学等	H13.4～H14.3
〃	イヴァノヴァ・エレナ	女	富山国際大学 文学部	日本語学等	H13.4～H14.3
14	アルローヴァ・アンナ	女	富山国際大学 文学部	日本語学等	H14.4～H15.3
〃	パーヴラヴァ・アンナ	女	富山国際大学 文学部	日本語学等	H14.4～H15.3
15	リュバンスキー・ヴァシーリー	男	富山国際大学 文学部	日本語・日本文化	H15.4～H16.3
16	ガジゾヴァ・マリア	女	富山国際大学 文学部	日本語・日本文化	H16.4～H17.3
17	シェルバチュック・アナスタシア	女	富山国際大学 文学部	日本語・日本文化	H17.4～H18.3
18	ソン・マルガリータ	女	富山国際大学 文学部	日本語・日本文化	H18.4～H19.3
19	シューハレワ・ナターリヤ	女	富山国際大学 文学部	日本語・日本経済等	H19.4～H20.3
20	クラピビナ・タチヤナ	女	富山国際大学 文学部	日本語・観光等	H20.4～H21.3
21	ジェルノワヤ・ユーリア	女	富山国際大学 文学部	日本語・歴史学	H21.4～H22.3
22	ザイチク・ナジェージダ	女	富山国際大学 文学部	日本語・文化論等	H22.4～H23.3
23	ブリツイナ・タチヤナ	女	富山国際大学 文学部	日本語・日本文化等	H23.4～H24.3
24	ヂャコフ・イリヤ	男	富山国際大学 文学部	日本語・日本文学	H24.4～H25.3
25	バプコー・アナスタシア	女	富山国際大学 文学部	日本語・日本文学	H25.4～H26.3
26	エスイプ・オリガ	女	富山国際大学 文学部	日本語・日本文学	H26.4～H27.3
27	ミニグロワ・ロザリヤ	女	富山国際大学 文学部	日本語・言語学	H27.4～H28.3
28	ドルマートフ・イリヤー	男	富山国際大学 文学部	国際関係	H28.4～H29.3
29	ウーソヴァ・オクサーナ	女	富山国際大学 文学部	日本語・日本文学	H29.4～H30.3
30	エルマコワ・エレナ	女	富山国際大学 文学部	日本語・歴史学	H30.4～H31.3
R元	ツイガンチュク・アナスタシア	女	富山国際大学 文学部	日本語・日本文化	H31.4～R2.3
R2	スヴェチコワ・アナスタシア	女	富山国際大学 文学部	日本語・日本文化	R2.4～R2.9

◎海外技術研修員

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
H4	イサーエヴァ・ナターリヤ	女	富山医科薬科大学	歯科医療	H4.10～H5.3
5	アニケーエフ・ウラジミール	男	県食品研究所	食品加工	H6.2～H6.3
〃	マクシーモフ・ミハイル	男	県水産漁港課	水産行政	H6.2～H6.3
6	シェレーストフ・コンスタンチン	男	県立中央病院	麻酔治療	H6.10～H7.3
7	クズネツォフ・ウラジミール	男	県立中央病院	緊急医療サービス	H8.1～H8.3
8	ボロフコーワ・オリガ	女	県広報課	広報行政	H8.6～H8.11
9	モルグン・ロマン	男	県立中央病院	小児科医療	H9.10～H10.3
10	ボルショヴァ・インガ	女	㈱ニュージャパントラベル パレプラン高志会館	国際観光 ホテルマネージメント	H10.6～H10.11
〃	ザグミョーノヴァ・エレナ	女	県立中央病院	心臓医療	H10.6～H10.11
11	ウラジーミロフ・マクシム	男	㈱インテック	コンピュータプログラミング	H11.6～H11.11
〃	コナンチューク・アンドレイ	男	N T T 富山	電気通信システム ・マネージメント	H11.6～7 (途中帰国)
12	グライ・エヴゲーニイ	男	㈱インテック	コンピュータ	H12.6～H12.11
〃	ダニーロヴァ・タチヤーナ	女	県立中央病院	泌尿器科診断	H12.6～H12.11
13	カラプチュコフ・デニス	男	㈱ニュージャパントラベル	観光	H13.6～H13.11
〃	ボグダネンコ・チムール	男	北電情報システムサービス㈱	コンピュータ	H13.6～H13.11
14	タラセンコ・ユーリイ	男	県環境政策課	環境行政	H14.6～H14.11
〃	モストヴォイ・セルゲイ	男	富山国際職芸学院	庭園技術	H14.6～H14.11
16	フラプコ・ユーリヤ	女	㈱三四五建築研究所	インテリアデザイン	H16.6～H16.11
〃	グロスマン・アンドレイ	男	富山コンピュータ専門学校	コンピュータ	H16.6～H16.11
19	グルヂェフ・バヴェル	男	㈱中嶋工芸社	木製家具製造	H19.6～H19.11
20	ラルキナ・オリガ	女	㈱トヤマ・ヤポニカ	日本語教育	H20.6～H20.11
21	コールチュン・ビクトル	男	㈱ジェック経営コンサルタント	企業経営	H21.6～H21.11
22	モスクビナ・ナジェージダ	女	㈱中嶋工芸社	木材加工	H22.6～H22.11
23	ラボニン・イリヤ	男	伏木海陸運送㈱ F K K エアサービス	国際観光	H23.6～H23.11
24	ポリヒン・ブラジスラーフ	男	井波彫刻協同組合	木彫刻	H24.6～H24.11
25	ソロマハ・エレナ	女	ホテルグランテラス富山	ホテル	H25.6～H25.11
26	ザクレブスカヤ・ウリヤナ	女	富山市民国際交流協会	国際交流	H26.6～H26.11
〃	キリリナ・ゾーヤ	女	㈱トヤマ・ヤポニカ	日本語教育	H26.8～H26.11
27	ストラモウソワ・ユーリア	女	伏木海陸運送㈱	物流	H27.6～H27.11
28	ブランセワ・アリナ	女	㈱富士薬品	健康食品製造・販売	H28.8～H28.11
29	ラミヒナ・エレナ	女	㈱プラチナコンシェルジュ	観光	H29.6～H29.11
30	サムソノワ・ユーリア	女	(公財)環日本海環境協力センター 県環境科学センター 県環境政策課	環境	H30.6～H30.11
R元	パブリュク・ナターリア	女	富山情報ビジネス専門学校	日本語教育	R元.6～R元.11

◎沿海地方協力交流研修員

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
H8	チャバニョーク・ウラジミール	男	県 国 際 課 県 観 光 通 商 課	観 光 行 政	H8.6～H8.12
9	ボハン・アレクサンドル	男	県 環 境 政 策 課	環 境 行 政	H9.6～H9.11
18	ボグダノフ・アンドレイ	男	県 国 際 ・ 日 本 海 政 策 課	社 会 政 策	H18.6～H18.11

◎工業技術センター

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
H9	ワシレンコ・ウラジーミル	男	工 業 技 術 セ ン タ ー	粉 末 冶 金	H9.9～H9.11
〃	ムリナ・アリョーナ	女	工 業 技 術 セ ン タ ー	海 水 利 用	H9.9～H9.11

◎港湾技術研修員

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目	研修期間
H6	ベローフ・ユーリイ	男	県 港 湾 課	港 湾 行 政	H6.5～H6.6
〃	ボンダレンコ・アリエク	男	県 港 湾 課	港 湾 行 政	H6.5～H6.6
〃	マーマトフ・ビクトル	男	県 港 湾 課	港 湾 行 政	H6.5～H6.6
〃	イズマルコフ・セルゲイ	男	県 港 湾 課	港 湾 行 政	H6.5～H6.6
〃	レンニコフ・ミハイル	男	県 港 湾 課	港 湾 行 政	H6.5～H6.6

## 7 韓国(江原道等)との交流

### ① 江原道との交流の経緯

1992年(平成4年)8月、<sup>クォン・ヨンイル</sup>権寧一江原道地域経済局長が富山国際地域交流シンポジウムに出席しました。そして同年11月、富山県から横沢出納長等が上記シンポジウム出席の返礼のため江原道を訪問し、四地域間交流協議会の設立等について協議を行いました。

その後、上記シンポジウムで採択された『富山アピール』を受けて、具体的交流事業を協議するため、1993年(平成5年)2月10日、趙明洙江原道企画担当官等3名が富山県を訪問し、「文化芸術・スポーツ分野における交流協力議定書」を取り交わしました。

### ② 江原道との交流の広がり

議定書を取り交わして以来、芸術団体の相互交流、環日本海インターハイへの参加、研修員の受入れ、環境協力などの幅広い分野で関係を深めています。

2018年に開かれた「平昌冬季オリンピック・パラリンピック大会」には、開催地である江原道からの招待を受け、県の代表団及び文化公演団をそれぞれ派遣しました。

### ③ 江原道の概要

〈面積〉 16,873 k m<sup>2</sup> (富山県の約4倍)

〈人口〉 1,555,876人 (富山県の約1.5倍) ※2021年12月31日時点

〈知事〉 金 鎮台 (ギムジンテ) (2022年7月1日～)

〈民族〉 韓民族

〈地勢〉 朝鮮半島の中東部に位置します。中央にある太白(テベク)山脈で分けて、東側は嶺東地方、西側は嶺西地方と呼ばれます。

道の大部分は北西から南東へ走る標高1,500m程度の太白山脈で覆われています。山麓から海岸までは10kmほどの幅しかなく、広い平野は見られません。

長い海岸線は単調であるため、良港は多くありません。太白山脈は金剛山(クムガンサン)、雪岳山(ソラクサン)など奇岩奇形の景勝地となっています。

〈気候〉 気候は、嶺東地方と嶺西地方で大きく異なり、東海岸のある嶺東地方は、夏は比較的涼しく冬は暖かい方であるのに対し、内陸の嶺西地方は、昼と夜の気温差が著しく、1年を通じての寒暖の差も非常に激しくなっています。道庁所在地である春川(チュンチョン)市の1月の平均気温は-3.9℃、7月の平均気温は23.3℃、年間降水量は1,295mmです。

〈産業〉 江原道には雪岳山(ソラクサン)国立公園、五台山(オデサン)国立公園、雉岳山(チアクサン)国立公園の3つの国立公園があり、そのほかにも、多数の道立公園と郡立公園がある観光資源に恵まれたところです。夏には国内外から多くの観光客が訪れます。観光分野は江原道での主要産業としての地位を占めています。

広い面積に対して、農耕地は全面積の8.4%に過ぎませんが、高冷地野菜、ジャガイモ、トウモロコシの栽培等が活発で、また、草地と山林が多く、畜産と林業が全国第一の規模を誇っています。

暖流と寒流が交差する日本海に面しているため、イカ、タラ等の魚類が多く、石灰石、石炭、鉄等の地下資源にも富んでいます。道内には6つのダムがあり、水資源や電力等国家の重要なエネルギー供給源となっています。

〈GDP〉 48兆656,564百万ウォン(2020年)

〈江原道庁の日本語ホームページアドレス〉

<http://jpn.gwd.go.kr/>

〈韓国観光公社のホームページアドレス〉

<http://japanese.visitkorea.or.kr/>



대한민국 강원도와 일본국 토야마현의

문화예술 및 스포츠분야의

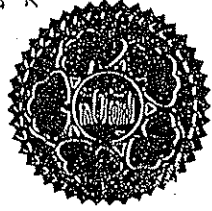
## 교류협력에 관한 의정서

대한민국 강원도와 일본국 토야마현은, 양국간의 전통적인 우호협력의 정신에 기초하여, 양도·현간의 관계발전을 서로 희망하고 있고, 양도·현은, 지리적으로 가까울 뿐만 아니라, 자연조건, 생활환경, 근면한 도·현 민성 등의 유사한 특징을 가지고 있어, 다양한 분야의 교류가 가능하다는데 인식을 같이 하였다.

특히, 문화예술 및 스포츠 분야에 있어서의 교류는, 양도·현간의 상호 이해를 촉진함은 물론, 양국간의 우호증진에도 크게 기여할 것이므로, 앞으로 양도·현은, 행정과 민간에 걸친 광범위한 계획에 따라, 평등호혜를 원칙으로 하여; 다양한 형태의 문화예술 및 스포츠 교류를 촉진해 나가자는데 의견의 일치를 였다.

1993년 2월 10일, 토야마현 토야마시에서 본 의정서에 서명하고, 한글과 일본어로 2분씩 작성하였다.

대한민국 강원도  
기 획 남 당 관



일본국 토야마현  
총 무 부 부 장

日本國富山県と大韓民國江原道との間の文化芸術  
及びスポーツ分野の交流協力に関する協定書

日本國富山県と大韓民國江原道は、兩國間の伝統的な友好協力の精神に基づき、両県道間の関係発展をお互いに希冀し、両道県は、地理的に近いだけでなく、自然条件、生活環境、勤勉な県道民性などの類似した特徴を有していることから、さまざまな分野における交流が可能であるとの認識を同じくした。

特に、文化芸術及びスポーツ分野における交流は、両県道間の相互理解を促進することはもちろん、兩國間の友好増進にも大きく寄与するものであることから、今後、両県道は、行政と民間にわたる広範囲な計画に依り、平等互恵を原則として、多様な形態での文化芸術及びスポーツ交流を推進していくことで意見の一致をみた。

1993年2月10日、富山県富山市において本協定書に署名し、日本語と韓国語で各2通作成する。

日本國 富山県  
総務部長

大韓民國 江原道  
企画担当官

## 令和4年度韓国(江原道等)との交流事業実績

(江原道関係)

所属名	事業名	事業内容	実施時期
生活環境文化部	国際交流員の配置	国際交流事務の補助、国際交流活動への助言、語学指導等を行うソウル特別市出身の国際交流員を配置	通年
生活環境文化部	北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業	北東アジア地域の青少年を対象に、講演や意見交換、環境保全活動等を通じて、グローバルな視点で地域の環境保全に取り組む人材を育成(オンラインで実施)	R4. 8. 8～8. 9
生活環境文化部	北東アジア地域環境ポスター展推進事業	北東アジア地域の次代を担う子どもたちから「環境の保全」をテーマとしたポスターを募集し、優秀な作品を展示(ロシアハバロフスク地方で実施)	R4. 10～11
生活環境文化部	県民芸術文化祭2022 総合フェスティバル	生活文化展において、海外の子どもの絵画作品を展示	R4. 9. 17～9. 19
生活環境文化部	漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業	海岸漂着物の調査活動や発生抑制対策の啓発を展開	通年
生活環境文化部	NEAR環境分科委員会の推進	北東アジア地域自治体連合(NEAR)環境分科委員会を運営し、「2016とやま宣言」に基づく実施状況や今後のプロジェクトなどの協議を実施	通年
生活環境文化部	第4回とやま世界こども舞台芸術祭開催支援事業	2022年夏に開催する「第4回とやま世界こども舞台芸術祭(PAT2020)」を支援	R4. 7. 30～8. 3
生活環境文化部	第5回とやまこども舞台芸術祭	子どものための舞台公演や海外の子どもの絵画展を開催	R5. 2. 18～2. 19
生活環境文化部	(日韓友好交流事業)日韓国際交流書藝展	韓国・江原道で開催される日韓国際交流書藝展に出品参加	R4. 11. 21～12. 4
生活環境文化部	北東アジア地域自治体交流推進事業費	当県が加盟している北東アジア地域自治体連合(NEAR)に関わるイベントへの出席等	通年
教育委員会	環日本海諸国交流推進事業	中国遼寧省図書館、韓国春川教育文化館と図書資料を交換	通年

(韓国関係)

所属名	事業名	事業内容	実施時期
教育委員会	北陸地区県立図書館長会国際交流事業	北陸地区県立図書館長会(富山、石川、福井、新潟)として、韓国ソウル特別市・正読図書館と図書資料を交換	通年

⑤ 韓国(江原道等)との人物交流一覧

①江原道職員

◎海外技術研修員

年度	氏名	性別	研修機関	研修分野
H6	韓 萬琇 (ハン・マンヌ)	男	県観光通商課	観光行政
7	具 希珍 (ク・ヒジン)	女	県薬事研究所	医薬資源開発
8	鄭 富容 (ジョン・ブヨン)	男	県国際課、県文化課、県観光通商課	文化財保護行政、観光行政
9	朴 九勇 (パク・グヨン)	男	県環境衛生課、富山市水道局	上下水道管理運営
10	李 載洪 (イ・ジェホン)	男	県農業技術センター	植物病理
11	金 時昌 (キム・シヤン)	男	県農業技術センター	球根類栽培

◎協力交流研修員

年度	氏名	性別	研修機関	研修分野
H12	朴 有植 (パク・ユシク)	男	県国際課、県環境政策課、県環境保全課、 県自然保護課、県統計課、県観光通商課、 県日本海政策課、県環日本海貿易交流セン ター、県税務課、(財)環日本海環境協力セ ンター	一般行政
13	安 相喆 (アン・サン Chol)	男	県東部家畜保健衛生所	家畜衛生
14	金 敬具 (キム・キョング)	男	県環境政策課、県環境保全課、県自然保護 課、県環境科学センター、(財)環日本海環 境協力センター	環境行政
15	申 鉉燮 (シン・ヒョンソプ)	男	県消防防災課、富山市消防本部	防災・消防行政
18	殷 珠英 (ウン・ジュヨン)	女	(財)環日本海環境協力センター、県環境政 策課、県環境保全課、県環境科学セン ター、県商工企画課、県和田川水道管理所	環境

②江原道江陵市職員

◎協力交流研修員

年度	氏名	性別	研修機関	研修分野
H15	李 鐘儲 (イ・ジョンギョン)	女	県環境政策課、県環境保全課、県自然保護 課、県環境科学センター、(財)環日本海環 境協力センター	環境行政
17	張 恩慶 (チャン・ウンギョン)	女	県環境科学センター、県和田川水道管理 所、富山市流杉浄水場、(財)環日本海環境 協力センター	水質保全

③江原道楊口郡職員

◎協力交流研修員

年度	氏名	性別	研修機関	研修分野
H17	崔 桂英 (チェ・ゲヨン)	男	(財)環日本海環境協力センター、県下水道 課、(財)富山県下水道公社	環境行政

## ④江原道推薦

## ◎海外技術研修員

年度	氏名	性別	研修機関	研修分野
H19	金 明姫 (キム・ミンヒ)	女	(財)高岡地域地場産業センター	観光商品開発

## ⑤韓国関係

## ◎海外技術研修員

年度	氏名	性別	研修機関	研修科目
S52	申 幸淑 (シン・ヘンク)	女	県情報処理教育センター	コンピュータ
〃	朴 恵媛 (パク・ヘウォン)	女	県電子計算課	コンピュータ
53	朴 相喆 (パク・サンチョル)	男	県農業試験場	農業機械
54	南 恩順 (ナム・ウンソン)	女	県工業試験場	陶芸加工
〃	金 民子 (キム・ミンジャ)	女	県工業試験場	工芸加工
55	蔣 順英 (ジヤン・スンヨン)	女	県情報処理教育センター	コンピュータ
〃	金 京玉 (キム・キョンオク)	女	県統計情報課	コンピュータ
56	李 錦淑 (イ・クムスク)	女	県情報処理教育センター	コンピュータ
〃	金 正珠 (キム・チョンジュ)	女	県情報処理教育センター	コンピュータ
57	金 泰権 (キム・テクオン)	男	㈱インテック	コンピュータ
〃	尹 大栄 (ユン・テヨン)	男	㈱インテック	コンピュータ
58	申 東琬 (シン・ドンワン)	女	㈱インテック	コンピュータ
〃	李 善姫 (イ・スンヒ)	女	㈱インテック	コンピュータ
59	金 起昌 (キム・キチャン)	男	㈱インテック	コンピュータ
〃	李 在湓 (イ・チェイル)	男	㈱インテック	コンピュータ
60	閔 丙旭 (ミン・ヒョングク)	男	㈱インテック	コンピュータ
〃	朴 日京 (パク・イルギョン)	男	㈱インテック	コンピュータ
61	姜 東完 (カン・ドンワン)	男	㈱インテック	コンピュータ
〃	閔 丙全 (ミン・ヒョンジョン)	男	㈱インテック	コンピュータ
62	林 帝相 (イム・ジエサン)	男	㈱インテック	コンピュータ
〃	崔 又庸 (チェ・ウヨン)	男	㈱インテック	コンピュータ
63	朴 宗洙 (パク・ジヨンス)	男	㈱インテック	コンピュータ
〃	朴 成沢 (パク・ソンテク)	男	㈱インテック	コンピュータ
H元	李 洪寅 (イ・ホンイン)	男	県総合教育センター情報処理教育室	コンピュータ
〃	卓 基鎬 (タク・キホ)	男	県総合教育センター情報処理教育室	コンピュータ
2	崔 太榮 (チェ・テヨン)	男	㈱インテック	コンピュータ
〃	李 倍鎬 (イ・ベホ)	男	県総合教育センター	コンピュータ
3	尹 麟植 (ユン・インシク)	男	㈱インテック	コンピュータ
〃	尹 珉錫 (ユン・ミンソク)	男	㈱インテック	コンピュータ
4	鄭 在勛 (チョン・チェフン)	男	㈱インテック	コンピュータ
〃	池 東基 (チ・ドンギ)	男	北陸コンピュータサービス(株)	コンピュータ



年度	氏名	性別	研修機関	研修科目
5	朴 淇完 (ハク・キワン)	男	㈱インテック	コンピュータ
〃	張 賢熙 (チャン・ヒョンヒ)	男	㈱インテック	コンピュータ
6	姜 英順 (カン・ヨンソン)	女	㈱富山県総合情報センター	コンピュータ
〃	徐 賢禎 (ソ・ヒョンジヨン)	女	㈱富山県総合情報センター	コンピュータ
7	兪 漢沃 (ユ・ハンオク)	男	県情報企画課	コンピュータ
〃	朴 成浩 (ハク・ソンホ)	男	富山コンピュータ専門学校	コンピュータ
8	辺 丞妮 (ヒョン・スンミ)	女	北陸コンピュータサービス㈱	コンピュータ
〃	金 仁淑 (キム・インソク)	女	北陸コンピュータサービス㈱	コンピュータ
9	朴 文淑 (ハク・ムンスク)	女	㈱インテック	コンピュータ
〃	金 孝信 (キム・ヒョソン)	女	富山スガキ	製版技術
10	邊 秀旻 (ヒョン・スギョム)	女	パレブラン高志会館	ホテル業
〃	尹 賢井 (ユン・ヒョンジヨン)	女	県農業技術センター、生活工学研究所	プラスチック
11	張 晔熙 (チャン・ジユンヒ)	男	富山コンピュータ専門学校	コンピュータ
〃	鄭 晔燮 (ジョン・チュンソプ)	男	富山コンピュータ専門学校	コンピュータ

◎協力交流研修員

年度	氏名	性別	研修機関	研修分野
H10	高 明珠 (コ・ミョンジュ)	女	県日本海政策課	一般行政
11	裴 真湖 (ペ・ジンホ)	男	県日本海政策課	一般行政

◎韓国ビジネスインターン生

年度	氏名	性別	研修機関	研修分野
H14	金 秀辰 (キム・スジン)	女	富山建築・デザイン専門学校	インテリア・デザイン
	林 敬賢 (イム・キョンヒョン)	女	富山建築・デザイン専門学校	コンピュータ・グラフィクス
15	羅 ビ (ナ・ビ)	女	JTB富山支店	観光
	安 羅始 (アン・ナリョン)	女	㈱ニュージャパントラベル	観光
16	申 恵林 (シン・ヘリム)	女	(学)浦山学園富山情報ビジネス専門学校	観光
17	李 コウンニム (イ・コウンニム)	女	㈱ニュージャパントラベル	観光
18	鄭 珉珠 (ジョン・ミンジュ)	女	(学)浦山学園富山情報ビジネス専門学校	観光

## 8 インド・アンドラプラデシュ（AP）州との交流

### ① 「交流・協力に関する覚書」の締結の経緯

富山県はこれまで、インドとの経済交流を積み重ねてきており、2014年には、医薬品分野において県薬業連合会とインド製薬工業会が交流に関する覚書を締結したほか、2013年、2014年には富山県においてインド映画のロケが実施されるなど文化面での交流も進めてきました。こうしたなか、2015年10月にインドのアンドラプラデシュ（AP）州の訪問団が来県し、富山県との新たな交流協定について提案をいただき、これを受け協議や調査を進めた結果、同年12月11日、同州との間で「交流・協力に関する覚書」を締結しました。

### ② 交流の広がり

覚書締結後、2015年12月に交流の第一歩として、県議会や県内経済界、薬業界の関係者とともに、「富山県AP州友好訪問団」がインドを訪問し、交流の礎を固めました。その後、人材交流の面では、2017年8月に富山県で初めてAP州出身のインド人国際交流員が国際課に着任しました。学术交流の面では、2017年以降、AP州内の大学生等が来県し、県内大学の訪問や県内企業の視察等を行っています。2021年には初めてAP州内の大学生等と県内大学等のオンライン交流も実施しました。また、2018年からはAP州からの留学生を県内大学で受け入れており、2022年には第2期の学生を受け入れました。

経済交流の面では、2016年、2017年にインドに関心のある企業関係者をAP州に派遣し、ビジネス環境の視察を行いました。また2018年にはAP州の訪問団を受け入れ、県内企業向けのAP州ビジネスセミナーや県内医薬品関連企業との意見交換を行う薬業界円卓会議を開催しました。

### ③ AP州の概要

〈首相〉 ジャガン・モハン・レッドイー（2019年5月～／任期5年）

〈人口〉 約4,967万人（2011年） ※日本の約4割、富山県の約49倍

〈面積〉 160,205k㎡ ※日本の本州の約7割、富山県の約38倍

〈新州都〉 州第2の都市ヴィジャヤワダ近郊に新州都「アマラヴァティ」を開発中

〈旧州都〉 ハイデラバード（2024年まで）

〈地勢〉

チェンナイ大都市圏に隣接し、インド東海岸に位置する、インド南部の州。

港が多数あり、東アジアからのアクセスもよいことから、日系企業の新たな投資先、輸出拠点として注目を集めています。

また、旧州都ハイデラバードは、2024年以降、AP州から分離独立したテランガナ州の州都となるため、AP州は、新たな州都アマラヴァティの開発や産業振興を外資も導入しながら急ピッチで進めています。

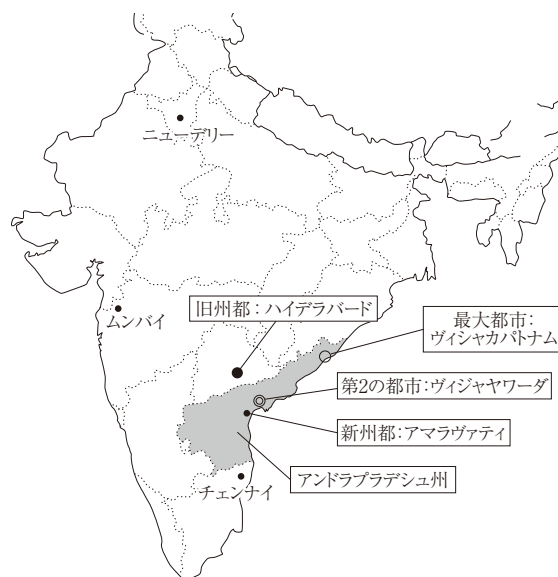
〈気候〉

AP州は3月から6月までの間は夏で、この時期の気温は20℃から40℃ですが、地域によっては日中に45℃に達することもあります。7月から9月まで雨の季節となり、主に北東モンスーンの影響を受けます。10月から2月までは冬ですが、気温は13℃～30℃あり、厳しくない冬です。

〈産業〉

AP州は、直近7年間のGDP年平均成長率が12%を超え（ルピーベース）、経済成長が著しいインドの中でも、特に成長性の高い地域です。かつては農業がAP州の中心産業でしたが、近年は産業構造の高度化が進んでおり、工業やサービス産業が主要な産業セクターになっています。新州都の開発に伴い、工業化やインフラ開発のニーズが高まっています。

〈GDP〉 約12兆0,174億ルピー ※名目GDP（2020-21年）



日本国富山県とインド共和国アンドラプラデシュ州の  
交流・協力に関する覚書

富山県知事に代表される日本国富山県とアンドラプラデシュ州首相に代表されるインド共和国アンドラプラデシュ州について、以下「両者」とする。

前文

両者による友好関係と連帯及び協力の絆を強化する意志と、相互の協力と発展のため、経験、知識、方法論や技術の交換を増加・促進する意志を以て、富山県とアンドラプラデシュ州は、両者により定められた共通の関心を持つ分野に対し、政府、機関、企業が参加した関係を構築する。

両者の協力は互恵的で、地域、国、国際レベルで利益が享受されるものであり、社会的、経済的、環境的に持続可能な生活の質の向上を目的とした必要性に基づく。

住民の幸福のため、双方の合意による取組みや他の活動について、協力して実施する内容を示し、この覚書に署名することを同意し、次の理解に達した。

第1項

本覚書は相互協力を容易にすることを目的とし、両者は、平等、互恵を土台とし、それぞれの経験、ニーズ及び政策を考慮した協力に対し、最大限の努力を行うことを約束とする。

両者は、相互の尊敬と友好に基づき、公共及び民間のパートナーシップを構築するために本覚書を適用する。

両者の協力は、互恵と平等の原則に基づく。

本覚書は、財政的、物質的、人的サービス及び機能の制約に加え、それぞれの現行法の規制の範囲内で、効果的で互恵的な協力と発展を促進、拡大することとする。

第2項

両者はこの文書によって限定はされないが、関心を共有する下記の分野において交流及び協力することに合意する。

1. 経済交流
2. 医薬品産業
3. 文化交流
4. 観光交流
5. 人的及び学術交流

両者は、上記及び関連する他の分野において、共同事業の開発と、具体的な交流に向けた準備を行う。

第3項

両者は、本覚書締結後3カ月以内に、合意された協力活動の調整、実行及び評価を行う管轄機関を指定するものとする。

両者は、共同して実施された活動に対する監視と評価の重要性を認識する。活動の報告、監視及び管理を行うため、具体的な項目が別に定められるものとする。

第4項

両者は、本覚書の改正や修正、あるいは特定の分野や活動に関連したプロジェクトにより、協力の範囲を拡大することができる。

第5項

本覚書の解釈又は適用から生じ得るあらゆる種類の疑問や紛争については、両者間による直接交渉を通じて解決される。そのため、善意の原則の下で友好的解決策を見つげるため、両者は最善の努力をしなければならない。

第6項

本覚書は、終了日の3か月前に文書により通知することにより、いつでも終了することができる。本覚書の終了は、進行中のプロジェクトを中断させるものではない。

第7項

本覚書におけるいかなる記述も、両者間の友好関係と協力を深める目的を超えたものではない。両者は、本覚書が法的な拘束を伴う、または意図するものではなく、正式な契約を構成するものではないことを認める。  
本覚書においては、権利の放棄や免責は意図されていない。

第8項

費用が発生した場合には、それぞれが負担するものとする。

第9項

両者は、富山県とアンドラプラデシユ州において、運営委員会／ワーキンググループを設置することができる。

本覚書によるプロジェクト活動を進展させるための連絡先は以下のとおりとする。

アンドラプラデシユ州：財務省  
富山県：観光・地域振興局

第10項

本覚書の改正はすべて書面で行われ、両者または、その正当な権限を付与された代理人により署名されなければならない。

第11項

本覚書は署名されてから効力を発し、署名日から3年間有効とするが、両者の書面による同意に基づいて延長が可能とする。

本覚書の合意を証するため、富山県とアンドラプラデシユ州の名の下に、代表者は覚書に署名を行う。

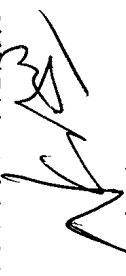
2015年12月11日、英語、ヒンディー語及び日本語それぞれ二通の原本に署名され、すべてが等しく正文である。解釈が剥離した場合は、英語の原本が優先されるものとする。

富山県を代表して

石井 隆一

富山県知事  
石井 隆一

アンドラプラデシユ州を代表して



アンドラプラデシユ州首相  
ナラ・チャンドラバブ・ナイドゥ

**MEMORANDUM OF UNDERSTANDING  
FOR EXCHANGE AND COOPERATION  
BETWEEN  
THE STATE GOVERNMENT OF ANDHRA PRADESH, REPUBLIC OF INDIA  
AND  
TOYAMA PREFECTURE, JAPAN**

The State Government of Andhra Pradesh, Republic of India, herein represented by its Chief Minister, and the Toyama Prefecture, Japan, represented by its Governor, hereinafter referred to as the "Parties".

Whereas;

The will to strengthen the friendly relations, ties of solidarity, and cooperation between both parties;

The will to increase and promote the exchange of experiences, knowledge, methodologies, and technologies for mutual cooperation and development;

The State Government of Andhra Pradesh, Republic of India, and Toyama Prefecture, Japan, aim to strengthen their existing bonds, favouring the participation of their governments, institutions, and companies in the many common interest areas identified by the Parties;

That the cooperation between the Parties is for mutual benefit, whose advantages can be enjoyed in the regional, national and international levels;

The need for cooperation with the intention of achieving a better quality of life and development that is socially, economically and environmentally sustainable for the people of the State of Andhra Pradesh and Toyama Prefecture;

The Parties intend to outline the collaborative arrangements to be undertaken in relation to the operation of the projects and other activities as agreed by both and convinced of the advantages of this collaboration for the well-being of their people;

Agree to sign this Memorandum of Understanding, hereinafter referred as the MOU, have reached the following understanding;

**ARTICLE I**

This MOU has, as its goal, to facilitate mutual collaboration between the Parties, who commit to apply the best of their efforts in bilateral cooperation on the basis of equality, reciprocity and mutual benefits, taking into account their respective experiences, needs and policies.

The Parties shall apply the MOU based on mutual respect and friendship for each other and with a desire to build on that relationship, public and private partnership with each other.

The partnership between the parties shall be based on the principles of mutual benefits, equality and reciprocity.

This MOU shall promote and expand effective and mutually beneficial cooperation and development in both regions within the limits of their financial, material and personal services and capabilities, as well as prevailing laws and regulations in their respective legal Governments.

**ARTICLE II**

The Parties agree, by means of this instrument, to cooperate in the following areas of common interest, although not limited to:

1. Economic exchange;
2. Pharmaceutical production industry;
3. Cultural exchange;
4. Tourism exchange; and
5. Person-to-person and academic exchange

The Parties will develop cooperative ventures and prepare practical exchanges in the above and other related fields.

**ARTICLE III**

The Parties shall designate, within the period of 3 (three) months after this MOU becomes effective, the competent agencies for coordination, execution and assessment of the agreed collaboration activities.

shall be as follows:

State Government of Andhra Pradesh: Department of Finance  
Toyama Prefectural Government: Tourism & Regional Promotion Bureau

#### ARTICLE X

Any amendments to this MOU shall be made in writing and signed by both the Parties and/ or their duly authorized agents.

#### ARTICLE XII

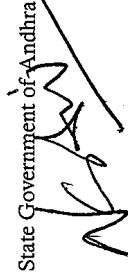
This MOU shall come into effect on the date of its signature by both Parties and shall remain in effect for 3 (three) years from the date of its signature, with the possibility of further extension based on mutual written consent of the Parties.

In witness whereof, the aforementioned representatives, in the name of the State Government of Andhra Pradesh, Republic of India, and Toyama Prefecture, Japan, and sign this MOU.

Signed on 11 December 2015 in two originals, each in English, Hindi and Japanese languages, all texts being equally authentic. In case of divergence in interpretation, the English text shall prevail.

For and on behalf of  
the State Government of Andhra Pradesh

For and on behalf of  
the Toyama Prefecture



Mr. N Chandrababu Naidu  
Chief Minister



Mr. Takakazu Ishii  
Governor

State of Andhra Pradesh

Toyama Prefecture

The Parties recognize the importance of monitoring and evaluating the performance of collaborative activities undertaken pursuant to this MOU. Specific arrangements for reporting, monitoring and managing the agreed activities shall be set forth in specific instruments.

#### ARTICLE IV

The Parties may amend, modify or extend this MOU with the intention of augmenting and promoting the collaboration, if they do wish, by means of projects relating to specific sectors or activities.

#### ARTICLE V

Doubts or disputes of any kind that may arise out of the interpretation or application of this MOU shall be settled through direct negotiations between the Parties, who shall make their best efforts to find a friendly solution under the principle of good faith.

#### ARTICLE VI

This MOU may be terminated unilaterally at any time, by means of a written notice sent 3 (three) months prior to the desired termination date, to the other Party. The termination of this MOU shall not incur in the interruption of the ongoing projects.

#### ARTICLE VII

Nothing in this MOU should be construed as going beyond the purposes of deepening the friendly relations and cooperation between the Parties. The Parties acknowledge and stress that this MOU is not, and is not intended to be, legally binding and does not constitute a formal contract between the Parties.

Nothing in this MOU is intended to be, or should be construed as a waiver of the privileges and immunities of either Party.

#### ARTICLE VIII

Each Party shall bear its own costs, if they should occur.

#### ARTICLE IX

The Parties may establish a Steering Committee/ Working Group in the State of Andhra Pradesh and in Toyama Prefecture, Japan respectively.

The contacts for the purpose of developing the project activities set forth in this MOU

## 確 認 書

日本国富山県 石井隆一 知事と、インド共和国アンドラプラデシュ州 ナラ・チャンドラバブ・ナイドゥ首相（以下「両者」という）は、2015年12月11日に締結した「日本国富山県とインド共和国アンドラプラデシュ州の交流・協力に関する覚書」（以下「覚書」という）を基礎に、今後の交流及び協力の方策について会談し、以下のとおり確認した。

- 1 両者は訪問団の派遣及び受入れ、留学生及び研修員による人的交流などを積極的に行い、両地域に関する理解を深めるとともに、相互の信頼醸成に努めるものとする。
- 2 両者は覚書に定められた経済交流、医薬品産業、文化交流、観光交流、人的及び学術交流の分野に関する情報を相互に提示し、当該情報に関する機関に提供することにより、経済交流をはじめとする各種交流が促進されるよう努めるものとする。
- 3 両者は覚書に定められた経済交流、医薬品産業、文化交流、観光交流、人的及び学術交流の分野において、両地域の繁栄と発展及び互恵的な協力関係の構築に資する具体的な取組みについて協議し、その実施に努めるものとする。
- 4 本書は、両者の相互協力を容易にすることを目的とするものであり、いかなる種類の拘束力のある義務を生じさせるものではない。
- 5 本書は、英語と日本語により各2通作成し、全てが等しく正文であり、両者署名のうえ、それぞれ1通ずつ保有する。

2015年12月28日

富山県を代表して

石井隆一

富山県知事

石井 隆一

アンドラプラデシュ州を代表して

Nara Chandrababu Naidu  
28/12/2015

アンドラプラデシュ州首相

ナラ・チャンドラバブ・ナイドゥ

### STATEMENT OF AFFIRMATION

This statement serves to confirm that Governor Takakazu Ishii of Toyama Prefecture, Japan, and Chief Minister Chandrababu Naidu of the State of Andhra Pradesh, Republic of India, hereinafter referred to as the "Parties", have met to discuss policies concerning exchange and cooperation based on the December 11, 2015 "Memorandum of Understanding for Exchange and Cooperation between the State of Andhra Pradesh, Republic of India and Toyama Prefecture, Japan".

The Parties agree in confirming the following statements.

1. The Parties agree to work to promote mutual understanding and create a relationship of mutual trust, through person-to-person exchange such as the dispatch and reception of delegations, exchange students and researchers.
2. The Parties agree to work toward promotion of exchange across economic and other fields. This will be accomplished through the mutual provision of information and contact between organizations relevant to economic exchange, the pharmaceutical production industry, cultural exchange, tourism, person-to-person and academic exchange as outlined in the Memorandum of Understanding.
3. The Parties will confer and work to develop cooperative ventures and practical exchange projects that contribute to the development and mutual benefit of both regions across the fields of economic exchange, the pharmaceutical production industry, cultural exchange, tourism, person-to-person and academic exchange as outlined in the Memorandum of Understanding.
4. The goal of this statement of affirmation is to facilitate mutual collaboration between the Parties. It is not legally binding in any way.

5. This Statement of Affirmation has been created in two originals, each in English and Japanese languages, both texts being equally authentic. After signing, the Parties will retain one of each original document.

December 28, 2015.

For and on behalf of  
Toyama Prefecture

石井隆一

Mr. Takakazu Ishii

Governor of Toyama Prefecture

For and on behalf of  
the State of Andhra Pradesh



Mr. Nara Chandrababu Naidu

Chief Minister of the State of Andhra Pradesh



## 令和4年度AP州との交流事業実績

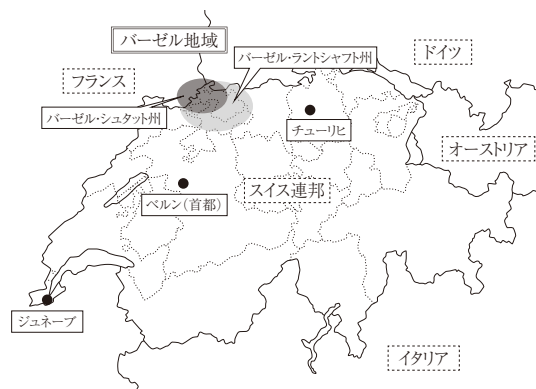
部局	事業名	内容	実施時期
生活環境 文化部	国際交流員の配置	国際交流事務の補助、国際交流活動への助言、語学指導等を行うインド・AP州出身の国際交流員を配置	通年
生活環境 文化部	インド・AP州県費留学生 受入事業	インド・AP州から県内大学へ留学生を1名受入れ	R4.9月～R5.3月
生活環境 文化部	AP州の大学生等の短期 研修のための招へい	国立研究開発法人科学技術振興機構の日本・アジア青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンスプラン）を活用し、AP州にある3つの大学から大学生・教員等13名を招へいし、県内大学の研究室見学や学生との交流、県内企業や県内観光地の視察等を実施	R5.1.22～1.28

## 9 スイス・バーゼル地域との交流

### ① 友好交流の経緯

本県薬業は、300年以上の歴史を有し、現在も高い製造技術力や製剤開発力を有する数多くの医薬品製造企業があり、全国トップクラスの生産拠点を形成しています。医薬品分野における国際競争が激化する中、本県薬業が一層発展していくためには、各企業が有する製薬技術等を活かして、海外企業との連携等を進めていくことが重要な課題となっています。このようなことから、(一社)富山県薬業連合会では、世界の薬都と呼ばれるスイス・バーゼル地域との交流を平成18年度から実施しています。

スイス・バーゼル地域は、スイス北西部のドイツとフランスの国境に位置し、バーゼル・シュタット州の州都バーゼル市には世界的な製薬企業であるノバルティス社やロシュ社が本社を置くなど、医薬品、化学、バイオ関連企業、研究所が多数集積し、「世界の薬都」と呼ばれるにふさわしい地域です。この交流をきっかけに、バーゼルの製薬企業と取引を始めた県内の製薬企業もあり、交流の成果も着実に現れてきました。



県では、ビジネス面でのさらなる連携強化を

支援するとともに、本県薬業の一層の発展につなげるため、平成21年10月にバーゼル・シュタット州及びバーゼル・ラントシャフト州政府と交流協定等を締結し、医薬品分野を中心に、学術、芸術・文化等も含めた交流を積極的に推進してきました。さらに、平成30年8月には、大学間の交流や、バイオ技術分野の交流の推進等を盛り込んだ新たな協定を締結しました。

### ② 交流の広がり

医薬品分野においては、バーゼル地域との交流協定等に基づき、平成22年度に富山で「第1回富山・バーゼル医薬品研究開発シンポジウム」を開催して以降、これまでに6回にわたり隔年で相互に共同シンポジウムを開催してきました(平成22年度富山開催、平成24年度バーゼル開催、平成26年度富山開催、平成28年度バーゼル開催、平成30年度富山開催、令和3年度バーゼル開催(オンライン))。また、学術面では、平成24年度～平成26年度に、県内の医薬品研究者がバーゼル大学等で研究活動を行うことに対する助成事業を実施し、2名の研究者を派遣したほか、平成27年度からはバーゼルで開催される学会に県内大学等の若手研究者を発表者として派遣する(令和元年度までに19名を派遣)等、研究交流を推進しています。さらに令和3年3月には、富山県立大学と富山大学が、平成30年に締結したスイスのバーゼル大学との学術交流協定を更新しました。

芸術、文化等の分野においては、これまでに、バーゼル音楽院で学んでいる若手音楽家によるコンサートを本県で13回にわたり開催する等、音楽を通じた交流を深めています。

### ③ バーゼル地域の概要

〈公用語〉 ドイツ語

〈都市概要〉 スイス北西部、ライン川のほとりに位置し、ドイツ、フランス、スイスの3国の国境が接する地点である。人口の約30%は外国から集まる。

医薬品をはじめ、化学薬品、バイオテクノロジーなどのライフサイエンス産業の発展した「世界の薬都」。世界的製薬メーカーであるノバルティス社、ロシュ社の本社を擁する。化学分野や金融を中心に、経済の発展した都市。人口あたりのGDPはスイス国内の州別で最も高い。

i. バーゼル・シュタット準州

〈面積〉 37k m<sup>2</sup>

〈人口〉 19.6万人

ii. バーゼル・ラントシャフト準州

〈面積〉 518k m<sup>2</sup>

〈人口〉 28.9万人



日本国富山県とスイス連邦バーゼル・ラントシヤフト州との間の  
医薬品分野の交流協力に関する協定書

日本国富山県とスイス連邦バーゼル・ラントシヤフト州は、2006年から始まった両県州の製薬企業の交流を出発点とし、医薬品分野での交流を深めてきた。この交流の積み重ねは、両県州の相互理解を促進し、関係を発展させるとともに、日瑞両国の友好関係の増進、さらには世界平和の発展に寄与するものである。富山県とバーゼル・ラントシヤフト州は、富山県知事の訪問を契機として、さらに以下のとおり医薬品分野をはじめ幅広い交流を促進し、この分野における両県州の互恵協力と共同発展の実現のために、共通認識に達し、協定書に署名する。

- 1 医薬品業界の交流の推進
  - ・ 企業・民間による経済交流の一層の発展のため、展示商談会の開催や各種情報の提供などの支援を行うこと
  - ・ 企業・民間による製剤技術交流に対する支援を行うこと
- 2 学術及び芸術・文化分野の交流の推進
  - ・ 医薬品分野における共同研究など学術分野の交流を進めること
  - ・ 芸術・文化分野における交流を進めること

この協定書は、日本語及びドイツ語で記載し、双方の代表が署名後、それぞれ各一部を持つ。

2009年10月27日

石井 隆一  
日本国富山県  
知事  
石井 隆一  
ウルス ヴェトリッヒ ペローリー

スイス連邦バーゼル・ラントシヤフト州  
知事  
ウルス ヴェトリッヒ ペローリー



日本国富山県知事のスイス連邦バーゼル・シュタット州訪問に際する  
医薬品分野の交流に関する宣言

日本国富山県とスイス連邦バーゼル・シュタット州は、2006年から始まった両県州の製薬企業の交流を出発点とし、医薬品分野での交流を深めてきた。この交流の積み重ねは、両県州の相互理解を促進し、関係を発展させるとともに、日瑞両国の友好関係の増進、さらには世界平和の発展に寄与するものである。富山県とバーゼル・シュタット州は、富山県知事の訪問を契機として、さらに以下のとおり医薬品分野をはじめ幅広い交流を促進するとの共通認識に達し、この宣言に署名する。

- 1 医薬品業界の交流の推進
  - ・ 企業・民間による製剤技術交流及び経済交流の促進に対する支援を行うこと
  - 2 学術及び芸術・文化分野の交流の推進
    - ・ 学術及び芸術・文化分野における交流を進めること

この宣言は、日本語及び独語で記載し、双方の代表が署名後、それぞれ各一部を持つ。

2009年10月26日

石井 隆一  
日本国富山県  
知事  
石井 隆一

スイス連邦バーゼル・シュタット州  
知事  
ギユイ モーラン

石井 隆一



日本国富山県とスイス連邦バーゼル・シュタット州との  
医薬品分野などの交流に関する協定書

日本国富山県とスイス連邦バーゼル・シュタット州は、2006年から始まった両県州の製薬企業の交流を出発点とし、医薬品分野での交流を深めてきた。

この交流の積み重ねは、両県州の相互理解を促進し、関係を発展させるとともに、日瑞両国の友好関係の増進、さらには世界平和の発展に寄与するものである。

富山県とバーゼル・シュタット州は、さらに以下のとおり医薬品分野をはじめ幅広い交流を促進するとともに共通認識に達し、この協定書に署名する。

本協定は、2009年10月26日に署名された富山県とバーゼル・シュタット州との宣言に置き換わるものである。

- 1 医薬品業界の交流の推進
  - ・ 富山県とバーゼル・シュタット州の企業・民間・公的機関による製剤技術交流及び経済交流の促進に対する支援を行うこと
  - ・ 富山県とバーゼル・シュタット州の企業・民間・公的機関によるバイオ技術交流に対する支援を行うこと
- 2 学術及び芸術・文化分野の交流の推進
  - ・ 学術及び芸術・文化分野における交流を進めること
- 3 大学及び高等教育機関の交流の推進
  - ・ 大学の地域の大学及び高等教育機関が連携して行う医薬品分野及びバイオ技術分野の研究教育活動に対する支援を行うこと

この協定書は、英語及び日本語で記載し、双方の代表が署名後、それぞれ各一部を持つ。

2018年 8月 24日

石井 隆一

日本国富山県  
知事

スイス連邦バーゼル・シュタット州  
参事

石井 隆一

コンラッドイン クラマー

Agreement between the Toyama Prefecture of Japan and the Canton of  
Basel-Stadt of the Swiss Confederation Concerning Exchange in  
Pharmacy and other Fields

The government of the Canton of Basel-Stadt of the Swiss Confederation and the government of Toyama Prefecture of Japan have deepened their relationship in the pharmaceutical sphere since 2006 when pharmaceutical companies in the Canton of Basel-Stadt and Toyama Prefecture commenced their mutual exchange.

This accumulation of exchange has contributed to the promotion of mutual understanding, the development of relations, in addition to advancement of friendship between Switzerland and Japan, and furthermore, the contribution of the advancement of world peace.

The Canton of Basel-Stadt and Toyama Prefecture have the chance in the following ways, beginning with the pharmaceutical sphere to promote the expansion of wide variety of exchange, and through this sphere, will share common understanding, and sign this agreement. The present agreement replaces the Declaration between the Toyama Prefecture and the Canton of Basel-Stadt signed on October 26, 2009.

1. Promotion of Exchange in the Pharmaceutical Industry
  - Support of pharmaceutical technology exchange and to promote economic relations between businesses, public institutions and individuals of the Canton of Basel-Stadt and Toyama Prefecture
  - Support of biotechnology exchange between businesses, public institutions and individuals of the Canton of Basel-Stadt and Toyama Prefecture
2. Advancement of Exchange in the Fields of Academics and Arts and Culture
  - Promotion of exchange in the fields of academia, arts and culture
3. Advancement of Exchange between Universities and Institutions of Higher Education
  - Support of activities in research and education in the fields of pharmacy and biotechnology jointly organized by universities and institutions of higher education in both regions.

This agreement, written in duplicate in both English and Japanese, will be received by both representatives after signature.



24th, August, 2018

Conradin Cramer  
State Councillor  
Canton of Basel-Stadt  
Swiss Confederation



石井隆一

Takakazu Ishii  
Governor  
Toyama Prefecture of Japan



Agreement between the Toyama Prefecture of Japan and the Canton of Basel-Landschaft of the Swiss Confederation Concerning Exchange in Pharmacy and other Fields

The government of the Canton of Basel-Landschaft of the Swiss Confederation and the government of Toyama Prefecture of Japan have deepened their relationship in the pharmaceutical sphere since 2006 when pharmaceutical companies in the Canton of Basel-Landschaft and Toyama Prefecture commenced their mutual exchange.

This accumulation of exchange has contributed to the promotion of mutual understanding, the development of relations, in addition to advancement of friendship between Switzerland and Japan, and furthermore, the contribution of the advancement of world peace.

The Canton of Basel-Landschaft and Toyama Prefecture have the chance in the following ways, beginning with the pharmaceutical sphere to promote the expansion of wide variety of exchange, and through this sphere, will share common understanding, and sign this agreement. The present agreement replaces the Agreement between the Toyama Prefecture and the Canton of Basel-Landschaft signed on October 27, 2009.

1. Promotion of Exchange in the Pharmaceutical Industry
  - Support of pharmaceutical technology exchange and to promote economic relations between businesses, public institutions and individuals of the Canton of Basel-Landschaft and Toyama Prefecture
  - Support of biotechnology exchange between businesses, public institutions and individuals of the Canton of Basel-Landschaft and Toyama Prefecture
2. Advancement of Exchange in the Fields of Academics and Arts and Culture
  - Promotion of exchange in the fields of academia, arts and culture
3. Advancement of Exchange between Universities and Institutions of Higher Education
  - Support of activities in research and education in the fields of pharmacy and biotechnology jointly organized by universities and institutions of higher education in both regions.

This agreement, written in duplicate in both English and Japanese, will be received by both representatives after signature.

Agreement between the Toyama Prefecture of Japan and the Canton of Basel-Landschaft of the Swiss Confederation Concerning Exchange in Pharmacy and other Fields



日本国富山県とスイス連邦バーゼル・ラントシヤフト州との医薬品分野などの交流に関する協定書

日本国富山県とスイス連邦バーゼル・ラントシヤフト州は、2006年から始まった両県州の製薬企業の交流を出発点とし、医薬品分野での交流を深めてきた。この交流の積み重ねは、両県州の相互理解を促進し、関係を発展させるとともに、日瑞両国の友好関係の増進、さらには世界平和の発展に寄与するものである。富山県とバーゼル・ラントシヤフト州は、さらに以下のとおり医薬品分野をはじめ幅広い交流を促進するとの共通認識に達し、この協定書に署名する。

本協定は、2009年10月27日に署名された富山県とバーゼル・ラントシヤフト州との協定に置き換わるものである。

- 1 医薬品業界の交流の推進
  - ・ 富山県とバーゼル・ラントシヤフト州の企業・民間・公的機関による製薬技術交流及び経済交流の促進に対する支援を行うこと
  - ・ 富山県とバーゼル・ラントシヤフト州の企業・民間・公的機関によるバイオ技術交流に対する支援を行うこと
- 2 学術及び芸術・文化分野の交流の推進
  - ・ 学術及び芸術・文化分野における交流を進めること
- 3 大学及び高等教育機関の交流の推進
  - ・ 双方の地域の大学及び高等教育機関が連携して行う医薬品分野及びバイオ技術分野の研究教育活動に対する支援を行うこと

この協定書は、英語及び日本語で記載し、双方の代表が署名後、それぞれ各一部を持つ。

2018年 8月24日 2018年 6月12日

石井 隆一

日本国富山県  
知事  
石井 隆一

スイス連邦バーゼル・ラントシヤフト州  
知事  
ザビーネ ペゴラロ



12th, June, 2018

Sabine Pegoraro  
President of the Government  
Canton of Basel-Landschaft  
Swiss Confederation



24th, August, 2018

Takakazu Ishii  
Governor  
Toyama Prefecture  
Japan

④ 令和4年度バーゼル地域との交流実績

◎県関係事業

部	事業名	内容	時期（期間）
厚生部	1 富山バーゼル医薬品シンポジウム開催準備事業	令和5年度に開催予定の富山バーゼルジョイントシンポジウムに向けて、開催準備	R4.4～R5.3

⑤ バーゼル地域との人物交流一覧

◎県内医薬品研究者等バーゼル大学等派遣事業による派遣研究者

年度	氏名	所属	派遣先	派遣期間
H24～25	黒岡 武俊	富山大学大学院理工学研究部（工学）	バーゼル大学理学部薬学科	H25.3～H25.9（6か月間）
H24～26	吉岡 めぐみ	富山大学大学院理工学研究部（工学）	バーゼル大学生命臨床医学部発生分子免疫学	H25.10～H26.8（10か月間）

◎富山・バーゼル若手研究者等派遣事業による派遣研究者

年度	氏名	所属	活動内容	派遣期間
H27	岡本 直樹	富山大学大学院医学薬学研究部（テイカ製薬株式会社）	スイス・バーゼルで開催された「バーゼル・ライフ・サイエンス・ウィーク 2015」への参加、ポスター発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H27.9.20～27（8日間）
	大久保 裕介	富山化学工業株式会社	スイス・バーゼルで開催された「バーゼル・ライフ・サイエンス・ウィーク 2015」への参加、ポスター発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H27.9.20～27（8日間）
	平本文 隆	東亜薬品株式会社	スイス・バーゼルで開催された「バーゼル・ライフ・サイエンス・ウィーク 2015」への参加、現地研究機関および製薬企業の訪問	H27.9.20～27（8日間）
	島田 晋吾	リードケミカル株式会社	スイス・バーゼルで開催された「バーゼル・ライフ・サイエンス・ウィーク 2015」への参加、現地研究機関および製薬企業の訪問	H27.9.20～27（8日間）
H28	當銘 一文	富山大学和漢医薬学総合研究所	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、口頭発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28.8.21～28（8日間）
	林 祥弘	富山大学大学院医学薬学研究部	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、口頭発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28.8.21～28（8日間）
	渡邊 康春	富山大学大学院医学薬学研究部	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、口頭発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28.8.21～28（8日間）
	内 富遼	救急薬品工業株式会社	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、口頭発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28.8.21～28（8日間）
	米澤 裕子	株式会社廣貫堂	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、口頭発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28.8.21～28（8日間）



年度	氏名	所属	活動内容	派遣期間
H28	飯島 未 宇	富山大学大学院 医学薬学教育部 薬科学専攻	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、ポスター発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28. 8. 21～28 (8日間)
	太田 美 沙 子	富山大学大学院 理工学教育部 生命工学専攻	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、ポスター発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28. 8. 21～28 (8日間)
	辻 貴 大	富山大学大学院 医学薬学教育部 薬科学専攻	スイス・バーゼルで開催された「第4回富山・バーゼルジョイントシンポジウム」への参加、ポスター発表、現地研究機関および製薬企業の訪問	H28. 8. 21～28 (8日間)
H29	岩永 進 太 郎	富山大学大学院 理工学研究部 (工学)	スイス・バーゼルで開催された「Basel Life 2017」への参加、口頭・ポスター発表、現地研究機関等訪問	H29. 9. 10～17 (8日間)
	安田 佳 織	富山県立大学 工学部医薬品工学科	スイス・バーゼルで開催された「Basel Life 2017」への参加、ポスター発表、現地研究機関等訪問	H29. 9. 10～17 (8日間)
	斎藤 一 也	富士製薬工業 株式会社	スイス・バーゼルで開催された「Basel Life 2017」への参加、ポスター発表、現地研究機関等訪問	H29. 9. 10～17 (8日間)
	藤井 美 春	株式会社廣貫堂	スイス・バーゼルで開催された「Basel Life 2017」への参加、ポスター発表、現地研究機関等訪問	H29. 9. 10～17 (8日間)
	堀内 威 佐 男	テイカ製薬株式会社	スイス・バーゼルで開催された「Basel Life 2017」への参加、ポスター発表、現地研究機関等訪問	H29. 9. 10～17 (8日間)
R元	藤井 拓 人	富山大学大学院 医学薬学研究部 (薬学)	スイス・バーゼルで開催された「Basel Life 2019」への参加、ポスター発表、現地研究機関等訪問	R元. 9. 8～15 (8日間)
	河西 文 武	富山県立大学 工学部医薬品工学科	スイス・バーゼルで開催された「Basel Life 2019」への参加、ポスター発表、現地研究機関等訪問	R元. 9. 8～15 (8日間)





### 富山マラソンと菊島澎湖跨海マラソンとの 友好提携に関する協定書

富山マラソンと菊島澎湖跨海マラソンとは、大会間の友好協力関係を促進し、もって富山県と台湾の観光、文化など幅広い分野における交流の活性化に資するため、互いに対等な立場で、共同発展の原則のもと、次のとおり取り組むことに合意する。

- 1 両大会主催者及び関係者は、台湾及び富山県からのランナーの互いの互いの大会への参加が促進されるよう、富山マラソンと菊島澎湖跨海マラソンが姉妹大会であることを内外に周知する。
- 2 両大会主催者及び関係者は、相互のランナーの交流、大会開催に係る知識や情報の共有など、相互に有益であると認めると認める事項に取り組む。
- 3 両大会主催者及び関係者は、それぞれの大会に参加するランナーや地域住民に対し、両大会の友好と協力関係について理解を促すよう努力する。
- 4 富山湾及び澎湖湾が、共に「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟していることを通じた交流との相乗効果を得られるよう努力する。
- 5 相互に協力を必要とする取組みを具体的に実施するにあたっては、内容や方法等について誠実に事前の協議を行う。

この協定の締結を証するため、代表者により署名した協定書を日本語で2部、中国語（繁体語）で2部作成し、各自その1部を保有する。

2019年5月24日

石井隆一

富山マラソン実行委員会 会長  
(日本国富山県知事)  
石井 隆一

張弘光

澎湖県探索未来発展協会 理事長

張 弘光

周永暉

立会人(台湾側)  
台湾交通部觀光局 局長  
周 永暉



### 菊島澎湖跨海馬拉松和富山馬拉松 友好合作協定書

菊島マラソン  
KIKIJIJI MARATHON

菊島澎湖跨海馬拉松和富山馬拉松、為促進大會間的友好合作關係、有助於活化台灣和富山縣的觀光、文化等廣泛領域、於相互對等的立場、以共同發展為原則、同意以下合作內容。

- 1 雙方大會的主辦者及關係者、為促進富山縣及台灣的跑者參加彼此的大會、應將菊島澎湖跨海馬拉松和富山馬拉松締結為姊妹大會一事廣為周知。
- 2 雙方大會的主辦者及關係者、應致力於雙方跑者的交流、共享大會舉辦相關知識及資訊、互利互惠。
- 3 雙方大會的主辦者及關係者、應努力促使各自大會參賽者及當地居民、理解雙方大會的友好及合作關係。
- 4 善用澎湖灣及富山灣皆加盟的「世界最美麗海灣組織」俾使成效加乘。
- 5 有關互相合作事宜在具體實施之前、就內容和方法本於誠心實意進行事前協商。

為證明締結本協定、由代表者簽署的協定書繁體中文二份、日文二份、雙方各執一份為憑。

2019年5月24日

張弘光

澎湖縣探索未來發展協會 理事長

張 弘光

周永暉

見證人(台灣)  
交通部觀光局 局長  
周 永暉

石井隆一

富山馬拉松実行委員会 會長  
(日本國富山縣知事)  
石井 隆一

第4条 両者は、個々の貿易使節団の訪問に際して、適切な支援を行う。支援には、それぞれ両者が遵守すべき関係法令、政府の規制、及び合意事項の許す範囲内において関連マーケティング情報を提供すること及び訪問団の市場への理解を促すための市場説明会を行うことを含むが、これに限定されるものではない。

第5条 両者は香港と富山県の間のビジネス関係を促進するため、それぞれの地元企業に対し、それぞれの産業に関連し、関心の対象と考えられる場合は、両者の主催する見本市、高官級会談、ビジネスマスマッチングを目的とした商談会等への参加を促すこととする。両者はそれぞれの地元企業のビジネス関係構築を支援するために最善を尽くすこととする。

第6条 この合意書は、非独占的なものであり、両者のうち一方が自己の裁量により、他の機関との間に同様の貿易促進協力を結ぶことができる。

第7条 この合意書に基づき提供された情報は、情報を提供した当事者の事前承諾を得ている場合を除いては秘匿事項とする。両者が入手する前に既に公表されていた情報については適用されない。

第8条 両者は、誠意を持ってこの合意書を履行することとする。ただし、両者はいかなる法的義務も負わない。

第9条 両者の連絡窓口となる組織は次のとおりとし、今後、この合意書を改正または補足する場合は、両者による協議・同意の上、それぞれが書面に署名を行うこととする。  
富山県：農林水産部、商工労働部  
HKTDCC：大阪事務所

第10条 この合意書は、英文で作成された2部（それぞれが1部を保有）を正本とし、2017年2月14日、両者の代表による署名を以て発効し、2年間その効力を有する。

この合意書は、有効期間が満了する日の3カ月以上前に、一方が相手方に書面を以て合意書を終了する旨を通知する場合を除き、その有効期間を一年間自動的に延長するものとする。

富山県を代表して 香港貿易發展局を代表して  
(石井隆一知事) (ベンジャミン・チャウ上席副総裁)

富山県と香港貿易發展局の相互協力に関する覚書（日本語訳）

香港動灣仔港灣道1 Convention Plazaに所在し、ベンジャミン・チャウ上席副総裁を代表とする香港貿易發展局（以下、HKTDCCという）

および  
富山県富山市新緑曲輪1番7号に所在し、石井隆一知事を代表とする富山県を、以下、「両者」という。

HKTDCCは香港の外貿貿易促進及び香港のイメージアップを担う法定機関である。HKTDCCは香港の特に中小企業に対し、国際貿易の機会を創出し、支援する。

富山県は日本の地方自治体である。  
富山県は、北陸新幹線開業によるアクセス向上、雄大な立山連峰や世界で最も美しい滝の一つとされた「富山湾」などの美しく豊かな自然、世界遺産五箇山合掌造り集落や「山・鈴・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録された祭りなどの多彩な歴史・文化、新鮮な山・野・海の幸など国内外に誇る様々な魅力により、さらなる国際的な知名度を高めるとともに、富山県産農林水産物・食品をはじめとした県産品の販路開拓・拡大及び富山県内企業の海外進出に積極的に取り組むこととしている。

両者は、連携による相互利益の創出を見据え、それぞれの権限、権能及び手段に基づき、関係強化並びに香港と富山県の貿易及び経済協力促進を目的とし、この合意書を締結することに同意した。

ここに、下記事項について合意する。

- 第1条 両者は、香港と富山県の間の貿易・取引関係の促進のために最善を尽くし、双方の利害関係者が市場の将来性について深く理解する一助とすべく、次の各号に掲げる事項について、互いに最新マーケティング情報を定期的に提供するとともに、同機関間でかかる事業に協働で取り組むものとする。
- (1) 富山県産品等の香港への販路拡大に関する事項
  - (2) 企業等の香港への事業展開支援に関する事項
  - (3) その他、甲及び乙の協議により必要と認められる事項

第2条 両者は、相互にそれぞれその市場にかかる取引照会を提供するとともに、個々の取引照会の受領に基づき、ビジネスマスマッチングを行う。

第3条 両者は、香港及び富山県へのビジネスに係る訪問を促進するため、最善を尽くす。

**Agreement on Mutual Cooperation**  
between  
**Hong Kong Trade Development Council**  
and  
**Toyama Prefectural Government**

**Hong Kong Trade Development Council** (hereinafter "HKTDC") with its head office in Convention Plaza, 1 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong, represented by Mr Benjamin Chau, Deputy Executive Director,

and

**Toyama Prefectural Government** with its office in 1-7 Shin-Sougawa, Toyama City, Toyama Prefecture, 930-8501 Japan, represented by Mr Takakazu Ishii, Governor,

Here in after, "The Parties"

whereas

HKTDC is the statutory organisation responsible for promoting Hong Kong's external trade and promoting a positive image of Hong Kong. HKTDC creates and facilitates opportunities in international trade for Hong Kong companies, especially small and medium-sized enterprises;

Toyama Prefectural Government is a local government in Japan. Toyama Prefecture boasts nationally and internationally praised delicacies from the land and sea, bountiful natural sights such as the grandiose Tateyama Mountain Range, and Toyama Bay, chosen as one of the world's most beautiful bays, as well as profound historical heritage, exemplified in the UNESCO World Heritage site of Gokayama, and its float festivals inscribed in the Yama, Hoko, Yatai – Float Festivals of Japan UNESCO Intangible Cultural Heritage list. The Toyama Prefectural Government actively strives to promote locally produced agricultural and food products, promote international recognition of its name, and support the expansion of local businesses as well as the opening of new markets through access improvements with the opening of the Hokuriku Shinkansen.

The Parties, in accordance with their respective competences, functions and means, have agreed to enter into this Agreement with the purpose of strengthening the relations between the two organisations (HKTDC and Toyama Prefectural Government), and promoting trade and economic cooperation between Hong Kong and Toyama Prefecture.

Hereupon agree to the following:

**Article 1**

The Parties will use their best endeavours to promote trade and business relations between Hong Kong and Toyama Prefecture, regularly update each other on latest market intelligence for helping their stakeholders gain a better understanding of the market potential on following subjects:

- (i) Promotion of local products from Toyama Prefecture in Hong Kong.
- (ii) Expansion of overseas operation of Toyama Prefecture's companies in Hong Kong.
- (iii) Other necessary matters that were agreed with both parties.

**Article 2**

The Parties will exchange trade enquiries from their respective home markets. On a case-by-case basis, the Parties will facilitate business matching upon receipt of trade referrals.

**Article 3**

The Parties will use their best endeavours to promote business visits to Hong Kong and Toyama Prefecture.

**Article 4**

The Parties will offer reasonable assistance in respect of visiting trade missions, including but not limited to, supplying relevant market information, to the extent permitted by applicable laws and governmental regulations and agreements which each of the Parties has to comply with, and conducting market briefings which will facilitate the understanding of mission members towards that market.

**Article 5**

The Parties will encourage participation from its local businesses in events such as trade fairs, high-level conferences and business-matching meetings hosted by the Parties, as and when deemed relevant and of interest to the respective business communities with an aim at promoting business relations between Hong Kong and Toyama Prefecture. The Parties will make their best efforts to help local entities in building business relations.

**Article 6**

This Agreement is of a non-exclusive basis, and either Party may, at its discretion, enter into similar trade promotional co-operations with other organisations.

**Article 7**

Information provided pursuant to this agreement should be kept confidential, unless prior consent of the party who provided the information has been sought. This does not apply to information which has already been released in public before it is obtained by the Parties.

**Article 8**

The Parties shall carry out this agreement in good faith. However, the Parties do not assume any legal obligations.

**Article 9**

The points of contact for both parties will be the following, and from this time forward, any amendment or supplement to this agreement should be discussed and agreed by both parties, and to be signed by each party in writing.

Toyama Prefectural Government : Agriculture, Forestry & Fisheries Department  
Commerce, Industry & Labor Department


HKTDC : Osaka Office

**Article 10**

This agreement shall enter into force on the 14th day of the month of February in the year of 2017 after the signatures by the representatives of The Parties in two original copies in English (one for each party) and will remain valid for two years. It will automatically be extended, by one year at a time, unless written notice is given by one party to the other for termination of this agreement not less than three months before the expiration.

For and on behalf of  
**HONG KONG**  
**TRADE DEVELOPMENT COUNCIL**

For and on behalf of  
**TOYAMA PREFECTURAL GOVERNMENT**

  
Benjamin Chau  
Deputy Executive Director

  
Takakazu Ishii  
Governor

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING ON PARTNERSHIP

BETWEEN THE MINISTRY OF INDUSTRY, THE KINGDOM OF THAILAND  
AND THE TOYAMA PREFECTURAL GOVERNMENT, JAPAN

This Memorandum of Understanding (MOU) defines an arrangement between the Ministry of Industry (MOI), the Kingdom of Thailand, being represented herein by Mr. Arthit Wuthikaro, Director General of the Department of Industrial Promotion, MOI, and the Toyama Prefectural Government, Japan, being represented herein by Mr. Takakazu Ishii, Governor of Toyama Prefecture.

Both Parties hereto desire to enhance a closer communication channel for the mutual benefit of Thailand and Japan, and will cooperate with each other in promoting partnership between SMEs in Thailand and in the Toyama Prefecture. The Parties have reached the following understandings:

1. Both Parties will jointly support SMEs in the Toyama Prefecture, Japan and Thailand to expand new global business;
2. Both Parties will exchange information or views and perform activities agreed in order to establish close relations in the economic sector such as business exchange programs, promotions of industrial cluster linkage for supporting each other so called "Otagai Business Concept", seminars, exhibitions, meetings, etc.;
3. The liaisons of both sides will be appointed for implementation of this MOU. Department of Industrial Promotion will be appointed as the liaison body for MOI side and Industry and Labor Department of the Toyama Prefectural Government will be appointed as the liaison body for Toyama Prefecture side;
4. This MOU is neither intended to constitute a treaty or a contract nor to be construed as creating a contract or deemed to be a contract of any nature. This MOU does not create any legal obligation or binding commitment on either of the Parties;
5. This MOU will become effective when signed by both Parties and will remain in effect until terminated by prior written notice of at least thirty days from one Party to the other. Amendments to this MOU will only be made by mutual agreement of both Parties; and
6. Signed by the duly authorized representatives of MOI and the Toyama Prefectural Government on the day of 19th December, 2014 in two copies in English.

For the Ministry of Industry

*Arthit Wuthikaro*

(Mr. Arthit Wuthikaro)  
Director General of  
Department of Industrial Promotion,  
Ministry of Industry

For the Toyama Prefectural Government

石井隆一  
(Mr. Takakazu Ishii)

Governor

埼玉県、山梨県、鳥取県、秋田県、島根県、愛知県、  
東京都、福井県の8県+川崎市が覚書締結済

タイ王国工業省と日本国富山県のパートナーシップに関する覚書

本覚書は、ここでは工業省産業振興局長 Mr. Arthit Wuthikaro に代表されるタイ王国工業省（以下 MOI）と、富山県知事 石井隆一に代表される日本国富山県との間の協定について定議するものである。

両者はタイ・日本の相互利益のためより密接にコミュニケーションチャンネルを高めていきたいと願い、互いに協力し双方の中小企業間の連携を促進するために今後協力を行う。両者は以下の事項に合意する：

1. 両者は新たなグローバルビジネスを拡大するため富山県、タイ王国の中小企業を支援する。
2. 両者は、経済分野における緊密な関係を構築するため、経済交流プログラム、相互支援のための産業クラスター連携の推進-いわゆる「お互いビジネスコンセプト」、セミナー、展示会、会議など、情報や意見を交換し、双方が合意した活動を展開する。
3. 本覚書の遂行のため、両者に担当窓口を設置することとする。MOI の窓口は産業振興局に、富山県側の窓口は商工労働部に置く。
4. 本覚書は条約や契約を制定する、あるいは今後契約を締結する、あるいは締結したものとみなされることを意図したものではない。本覚書はいかなる種類の法的あるいは拘束力のある義務を生み出すものではない。
5. 本覚書は両者が署名したときから有効とし、一方が遅くとも1ヵ月前に書面で終了を申し出るまで有効である。双方の合意による場合のみ本覚書の修正を行うことができる。
6. 本覚書は、MOI 及び富山県の正当な権限を与えられた代表者により、2014年12月19日に英語2通に署名された。

工業省

富山県

産業振興局  
局長

知事

※通常、大臣等省幹部立ち会いのもと、工業省産業振興局長と日本の自治体首長が署名

**BẢN GHI NHỚ HỢP TÁC  
GIỮA  
BỘ KẾ HOẠCH VÀ ĐẦU TƯ NƯỚC CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM  
VA  
TỈNH TOYAMA, NHẬT BẢN  
VỀ**

**TĂNG CƯỜNG HỢP TÁC GIAO LƯU KINH TẾ**

Trên cơ sở phù hợp với chức năng, nhiệm vụ và quyền hạn của mỗi bên ký kết, phù hợp với pháp luật của mỗi nước và các điều ước quốc tế mà Việt Nam và Nhật Bản là thành viên, Bộ Kế hoạch và Đầu tư nước Cộng hòa xã hội chủ nghĩa Việt Nam và Tỉnh Toyama, Nhật Bản (gọi chung là “hai bên”) nhất trí các điều khoản dưới đây nhằm nâng mối quan hệ hợp tác từ trước tới nay của hai bên lên tầm cao mới, cũng như phát triển hơn nữa quan hệ hợp tác kinh tế giữa hai bên, hướng tới mục tiêu tăng trưởng, phát triển bền vững.

1. Hai bên cùng nhau thúc đẩy giao lưu kinh tế thông qua các hợp tác nêu dưới đây, từ đó tạo cơ hội cho doanh nghiệp Việt Nam và Toyama hỗ trợ lẫn nhau trong các hoạt động đầu tư, kinh doanh bao gồm cả những lĩnh vực mới như: đổi mới sáng tạo, chuyển đổi số, kinh tế xanh, trung hòa carbon, nông nghiệp thông minh,...

1.1. Cùng nhau hợp tác tổ chức các hoạt động giao lưu kinh tế như: hội nghị, hội thảo xúc tiến đầu tư, tổ chức đoàn doanh nghiệp sang bên nhau và các sự kiện liên quan do mỗi bên tổ chức.

1.2. Thường xuyên trao đổi thông tin liên quan tới các hoạt động đầu tư, hợp tác kinh tế nhằm mở rộng cơ hội đầu tư cho doanh nghiệp hai bên.

1.3. Hợp tác thiết lập và vận hành bộ phận một cửa tư vấn hỗ trợ doanh nghiệp đầu tư đặt tại Cục Đầu tư nước ngoài – Bộ Kế hoạch và Đầu tư (Toyama Support Desk). Tỉnh Toyama sẽ chịu toàn bộ kinh phí vận hành của Toyama Support Desk.

1.4. Hợp tác giao lưu, trao đổi nhân lực nhằm phát triển hoạt động kinh doanh của hai bên.

2. Cơ quan đóng vai trò đầu mối liên lạc của hai bên như sau:

Phía Bộ Kế hoạch và Đầu tư nước Cộng hòa xã hội chủ nghĩa Việt Nam: Cục Đầu tư nước ngoài.

Phía Tỉnh Toyama, Nhật Bản: Sở Thương mại, Công nghiệp và Lao động.

3. Thời gian hiệu lực

Bản Ghi nhớ này sẽ thay thế Bản Ghi nhớ ký ngày 20/12/2016 giữa Bộ Kế hoạch và Đầu tư và Tỉnh Toyama. Bản Ghi nhớ này có hiệu lực kể từ ngày ký và chỉ hết hiệu lực khi một trong hai bên thông báo cho bên kia trước 06 tháng.

Bản Ghi nhớ được lập thành 02 (hai) Bộ bằng hai ngôn ngữ tiếng Việt và tiếng Nhật, có giá trị như nhau, mỗi bên giữ một Bộ.

Hà Nội, ngày 19 tháng 12 năm 2022



Nitta Hachiro  
Thị trưởng Tỉnh Toyama  
Nhật Bản



Nguyễn Thị Bích Ngọc  
Thứ trưởng, Bộ Kế hoạch và Đầu tư  
Nước Cộng hòa xã hội chủ nghĩa Việt Nam

**富山県とベトナム社会主義共和国計画投資省との  
経済交流の強化に関する覚書（日本語訳）**

富山県とベトナム社会主義共和国計画投資省とは、両国の法律および両国が加盟する国際条約に基づき、両国の役割及び任務、権限に従い、これまで築いた両地域の友好関係の一層の強化及び両地域の発展を目指し、経済交流の更なる促進に協力して取り組むため、以下の認識に達した。

1 両地域の企業等がデジタルトランスフォーメーション、カーボンニュートラル、スマート農業なども含め、相互に活発な投資事業を展開することができるよう、双方が共同して支援することにより、経済交流を促進するものとし、特に次の点において努力する。

1) 双方は、相手方が、商談会や投資セミナーの開催、企業ミッション派遣など、自地域において経済交流事業を実施しようとする場合、協力する。

2) 双方は、両地域での事業展開に関連する情報を広く普及させ、投資の機会を拡大するための情報交換を定期的に行う。

3) 双方は、進出企業の支援をするための窓口である「富山デスク」を計画投資省外国投資庁内に設置・運営することについて、協力する。必要な経費については、富山県が負担する。

4) 双方は、両地域のビジネス活性化のための人材交流について、協力する。

2 双方の連絡窓口となる組織は次のとおりとし、今後、具体的な経済交流事業を行うとするとともに、その都度互いに協議・調整をしながら進めることとする。

日本国富山県：商工労働部  
ベトナム社会主義共和国計画投資省：外国投資庁

3 双方は、2016年12月20日に署名した覚書を無効とし、本覚書のみ有効とする。なお、6か月前に相手方に対して書面による予告を与えることにより、本覚書に基づく協力を終了させることができる。

2022年12月19日 ハノイ

日本国富山県  
知事 新田 八朗  
ベトナム社会主義共和国計画投資省  
副大臣 グエン・ティ・ビック・ゴック





富山県中央植物園と  
オックスフォード大学植物園・樹木園との  
友好提携に関する覚書（要約）

富山県中央植物園および英国オックスフォード大学植物園・樹木園は、植物保全科学分野での相互利益のため、協力して次の事業を行う。

- 1 植物の生物多様性とその保全に関する教育と啓蒙を促進するため、情報とアイデアを交換する。
- 2 植物コレクションの増強や生息域外保全の支援をはかるため、植物材料を交換する。
- 3 共同出版物のために、出版物、データ、科学資料を交換する。
- 4 相互に専門的知識と技術的ノウハウを共有する。
- 5 スタッフと学生の交流を促進する。

以上

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING  
relating to a collaboration agreement between Oxford Botanic Garden and Arboretum  
and the Botanic Gardens of Toyama, Japan.

**PARTIES**

- (1) Oxford Botanic Garden
- (2) Botanic Gardens of Toyama

**UNDERSTANDING**

**1. AREAS OF COLLABORATION**

- 1.1 The parties intend to work together for their mutual benefit in the Field. In particular the parties wish to develop their collaborative work by:
  - 1.1.1 exchanging information and ideas to promote education and awareness about plant biodiversity and its conservation;
  - 1.1.2 where appropriate, exchange plant material to augment plant collections and support ex situ conservation, and enable such work, for example by assisting with or obtaining relevant permits, and working with other parties to do so;
  - 1.1.3 where appropriate, exchange publications, data, and scientific materials, for example for joint publications;
  - 1.1.4 sharing of expertise and technical advice so that each partner can benefit from the other's experiences, for example knowledge on plant locations, or field and propagation skills;
  - 1.1.5 facilitating exchanges of staff and students;



## 11 富山県（国際課内）国際交流員（CIR）歴代名簿

R5.4月現在

## ○ 中国語国際交流員（遼寧省）

	氏名	雇用期間
1	崔 勇 (サイユウ)	平成 9年 4月 10日 ~ 平成 10年 4月 9日
2	周 翔 (シュウショウ)	平成 10年 4月 9日 ~ 平成 11年 4月 8日
3	李 向榮 (リコウエイ)	平成 11年 4月 8日 ~ 平成 12年 4月 7日
4	王 偉 (オウイ)	平成 12年 4月 6日 ~ 平成 13年 4月 5日
5	張 擘琳 (チョウヘクリン)	平成 13年 4月 12日 ~ 平成 14年 4月 11日
6	謝 国民 (シャククミン)	平成 14年 4月 11日 ~ 平成 15年 4月 10日
7	任 智華 (ニンチカ)	平成 15年 4月 10日 ~ 平成 16年 4月 9日
8	包 華 (オウカ)	平成 16年 4月 8日 ~ 平成 17年 4月 7日
9	胡 元元 (コゲンゲン)	平成 17年 4月 7日 ~ 平成 18年 4月 6日
10	崔 明華 (サイメイカ)	平成 18年 4月 13日 ~ 平成 19年 4月 12日
11	高 冠軍 (コウカンゲン)	平成 19年 4月 12日 ~ 平成 20年 4月 11日
12	佟 立峰 (トウリツホウ)	平成 20年 4月 10日 ~ 平成 22年 4月 9日
13	閻 齊偉 (エンサイイ)	平成 22年 4月 15日 ~ 平成 23年 4月 14日
14	司 穎 (シエイ)	平成 23年 6月 1日 ~ 平成 24年 4月 13日
15	郭 永煥 (カクエイカン)	平成 24年 4月 12日 ~ 平成 25年 4月 11日
16	馮 悦 (ヒョウエツ)	平成 25年 4月 11日 ~ 平成 26年 4月 10日
17	鍾 一鳴 (ショウイツメイ)	平成 26年 4月 10日 ~ 平成 27年 4月 9日
18	王 佩瑜 (オウハイユ)	平成 27年 4月 9日 ~ 平成 28年 4月 8日
19	金 滌凡 (キン ジョウハン)	平成 28年 4月 11日 ~ 平成 28年 12月 31日
20	孫 肖 (ソンショウ)	平成 29年 4月 10日 ~ 平成 31年 4月 9日
21	齊 東亮 (サイトウリョウ)	平成 31年 4月 15日 ~ 令和 2年 4月 14日

## ○ 中国語国際交流員（上海市）

	氏名	雇用期間
1	馮 素梅 (ヒョウソバク)	平成 19年 4月 12日 ~ 平成 20年 4月 11日
2	鐘 婕 (ショウショウ)	平成 20年 4月 10日 ~ 平成 21年 4月 9日
3	趙 泉禹 (チョウセンウ)	平成 21年 4月 9日 ~ 平成 22年 4月 8日
4	裴 靜貽 (ハイセイイ)	平成 22年 4月 15日 ~ 平成 23年 4月 14日
5	陳 凌 (チンリョウ)	平成 24年 4月 12日 ~ 平成 25年 4月 11日
6	李 穎 (リエイ)	平成 25年 4月 11日 ~ 平成 26年 4月 10日
7	黃 敏 (コウミン)	平成 26年 4月 10日 ~ 平成 27年 4月 9日
8	吳 菲 (コヒ)	平成 27年 4月 9日 ~ 平成 28年 4月 8日
9	孫 為珊 (ソンイサン)	平成 30年 4月 9日 ~ 平成 31年 4月 8日
10	韓 冰 (カンヒョウ)	平成 31年 4月 15日 ~ 令和 2年 4月 14日

## ○ ポルトガル語国際交流員

	氏名	雇用期間
1	Humberto Miguel Prado Correa (ウンベルトミゲルプラトコヘア)	平成 7年 4月 6日 ~ 平成 8年 10月 5日
2	Eliza Erika Sumi (エリザエリカスミ)	平成 9年 4月 10日 ~ 平成 10年 4月 9日
3	Ana Maria Yumi Aoki (アンナマリアユミアオキ)	平成 10年 4月 9日 ~ 平成 13年 4月 8日
4	Erika Yayoi Fujiki (エリカヤヨイフジキ)	平成 13年 4月 12日 ~ 平成 16年 4月 11日
5	Cinthia Yumi Maeda (シンチヤユミアエダ)	平成 16年 4月 8日 ~ 平成 19年 4月 7日
6	Everson Esteques Lemos (エウエルソンエステケスレモス)	平成 19年 4月 12日 ~ 平成 24年 4月 11日
7	Joao Gabriel Silva Matias (ジョアンガブリエルシルバマチアス)	平成 24年 4月 12日 ~ 平成 27年 4月 11日
8	Marcelo Tomoaki Yoshimura (マルセロトモアキヨシムラ)	平成 28年 4月 11日 ~ 令和 3年 4月 10日
9	Aline Akemi Yamashita (アリーネアケミヤマシタ)	令和 2年 12月 4日 ~

○ 英語国際交流員

	氏 名	雇 用 期 間
1	Darren John Peterson (ダーレンジョンピーターソン)	平成 元年 8月 1日 ~ 平成 2年 7月 31日
2	Mari Heather Bergeron (マリヘザーバーゼロン)	平成 2年 8月 1日 ~ 平成 4年 7月 31日
3	Angela Howell (アンジエラハウエル)	平成 4年 8月 1日 ~ 平成 5年 7月 31日
4	Gregory Sutch (グレゴリーサッチ)	平成 5年 7月 26日 ~ 平成 7年 7月 25日
5	Kevin Fuchs (ケビンフックス)	平成 5年 7月 26日 ~ 平成 7年 7月 25日
6	David Millard (デービッドミラード)	平成 7年 7月 24日 ~ 平成 8年 7月 23日
7	Anathea Manning (アナシアマニング)	平成 7年 7月 24日 ~ 平成 9年 7月 23日
8	Craig Robert Saunders (クレイグロバートソーダース)	平成 8年 7月 29日 ~ 平成 10年 7月 28日
9	Takako Suzuki (タカコスズキ)	平成 10年 7月 27日 ~ 平成 12年 7月 26日
10	Janet Locke (ジャネットロック)	平成 12年 7月 24日 ~ 平成 15年 7月 23日
11	Adam Bigelow (アダムビッグロー)	平成 15年 7月 28日 ~ 平成 17年 7月 27日
12	Dan Sinawat (ダンシナワット)	平成 17年 8月 1日 ~ 平成 19年 7月 31日
13	Nicholas Gallagher (ニコラスギャラガー)	平成 19年 8月 6日 ~ 平成 20年 8月 31日
14	Clark Coleman (クラークコールマン)	平成 20年 10月 2日 ~ 平成 21年 8月 3日
15	Alexandra Coats (アレクサンドラコーツ)	平成 21年 8月 4日 ~ 平成 22年 7月 4日
16	Jenkins Akeem (ジェンキンスアキーム)	平成 22年 7月 26日 ~ 平成 22年 12月 10日
17	Akiyo Horiguchi (アキヨホリグチ)	平成 23年 1月 20日 ~ 平成 26年 8月 1日
18	Abram Leon (アブラムリオン)	平成 26年 7月 28日 ~ 平成 28年 7月 27日
19	Mathieu Glacet (マチユグラーセ)	平成 28年 7月 25日 ~ 令和 3年 9月 30日
20	Alice Rees (アリスリース)	令和 3年 9月 13日 ~

○ ロシア語国際交流員

	氏 名	雇 用 期 間
1	Kolmogorov Andrei (コルモゴロフアントレイ)	平成 6年 8月 1日 ~ 平成 9年 7月 31日
2	Tcharikov Dmitri (チャーリコフドミトリー)	平成 9年 7月 28日 ~ 平成 11年 7月 27日
3	Chuikov Denis (チュイコフデニス)	平成 11年 7月 26日 ~ 平成 14年 7月 25日
4	Krasnozhon Valeriya (クラスノジョンワレリヤ)	平成 14年 8月 5日 ~ 平成 17年 8月 4日
5	Lipinskaya Dinara (リピンスカヤディナラ)	平成 17年 8月 1日 ~ 平成 20年 7月 31日
6	Shcherbatyuk Anastasia (シェルバチュクアナスタシア)	平成 20年 8月 4日 ~ 平成 25年 8月 3日
7	Britcina Tatiana (ブリツィナタチヤナ)	平成 25年 8月 5日 ~ 平成 29年 8月 4日
8	Shakhov Stanislav (シャホフスタニスラフ)	平成 29年 7月 31日 ~ 令和 元年 7月 30日
9	Oļegs Piščikovs (オレグスピシュコフス)	令和 元年 8月 19日 ~ 令和 2年 9月 30日
10	Borduleva Tatiana (ボルデヴァタチヤナ)	令和 3年 11月 28日 ~

○ 韓国語国際交流員

	氏 名	雇 用 期 間
1	禹 濟 玉 (ウジェオク)	平成 5年 4月 1日 ~ 平成 7年 3月 31日
2	嚴 惠 貞 (オンヘジョン)	平成 7年 4月 6日 ~ 平成 8年 4月 5日
3	李 倫 珍 (イユンジン)	平成 8年 4月 11日 ~ 平成 10年 4月 10日
4	全 美 貞 (チョンミジョン)	平成 10年 4月 9日 ~ 平成 13年 4月 8日
5	張 慧 慇 (チャンヘミン)	平成 13年 4月 12日 ~ 平成 15年 4月 11日
6	田 恵 真 (ジョンヘジン)	平成 15年 4月 10日 ~ 平成 18年 4月 9日
7	李 昇 妍 (イスンヨン)	平成 18年 4月 13日 ~ 平成 19年 4月 12日
8	金 羞 該 (キムスヘ)	平成 19年 4月 12日 ~ 平成 22年 4月 11日
9	林 眞 暲 (イムジンギョソン)	平成 22年 4月 15日 ~ 平成 26年 4月 14日
10	金 珠 熙 (キムジュヒ)	平成 26年 4月 10日 ~ 平成 29年 4月 9日
11	俞 セビョル (ユセビョル)	平成 29年 4月 10日 ~ 令和 2年 4月 9日
12	李 該 敏 (イヘミン)	令和 2年 12月 4日 ~

○ インド国際交流員

	氏 名	雇 用 期 間
1	Dasari Ramesh (ダーサリラメッシュ)	平成 29年 7月 31日 ~ 令和 4年 7月 30日
2	Bhagavatula Sirilalitya (バガヴァトゥラシリラティヤ)	令和 4年 8月 23日 ~

○ ベトナム語国際交流員

	氏 名	雇 用 期 間
1	Hoang Thi Cham (ホアンティチャム)	令和 元年 8月 5日 ~ 令和 4年 8月 4日
2	Nguyen Thi Thao (グエンティタオ)	令和 4年 8月 22日 ~

## 12 経済交流

## (1) 県内企業の海外進出状況(国別)

地域	国名	令和5年6月時点		
		企業数	事業所数	
アジア州	中国	118	292	
	中国(香港・マカオ)		30	
	中国(台湾)	14	22	
	韓国	13	16	
	フィリピン	4	6	
	マレーシア	14	22	
	ミャンマー	9	9	
	インドネシア	21	32	
	シンガポール	16	20	
	ベトナム	37	53	
	カンボジア	5	5	
	タイ	61	88	
	ラオス	1	1	
	インド	15	43	
	ネパール	1	1	
	ブータン	1	1	
	バングラディシュ	1	3	
	スリランカ	1	3	
	パキスタン	1	3	
		小計	333	650
大洋州	オーストラリア	5	7	
	ニュージーランド	2	3	
	小計	7	10	
中東・アフリカ	トルコ	2	2	
	エチオピア	1	1	
	小計	3	3	
ヨーロッパ州	イギリス	4	6	
	ドイツ	13	18	
	スイス	1	1	
	スウェーデン	3	4	
	ハンガリー	2	2	
	チェコ	4	5	
	フランス	3	4	
	ベルギー	2	2	
	オランダ	2	3	
	イタリア	1	2	
	スペイン	2	2	
	ロシア	3	5	
	デンマーク	1	1	
	ポーランド	2	2	
	オーストリア	1	1	
	ルーマニア	1	1	
	ポルトガル	1	1	
	ギリシャ	1	1	
		小計	47	61
	北米州	カナダ	5	6
アメリカ合衆国		31	59	
小計		36	65	
中南米州	メキシコ	9	13	
	ブラジル	4	7	
	アルゼンチン	1	1	
	チリ	2	2	
	コロンビア	1	1	
	ホンジュラス	1	1	
	エルサルバドル	1	1	
	小計	19	26	
	合計	445	815	

(注1) 企業数の合計は延べ数

(注2) 富山県立地通商課の調査による

## (2) 富山県の貿易動向

### ① 概況

#### <貿易額の推移について>

令和4年の貿易総額は6,884億円、対前年比は64.0%増で、2年連続の増加となった。

輸出入別に見ると、輸出は3,340億円で前年比65.7%増（2年連続プラス）、輸入は3,554億円で前年比62.5%増（2年連続プラス）となった。

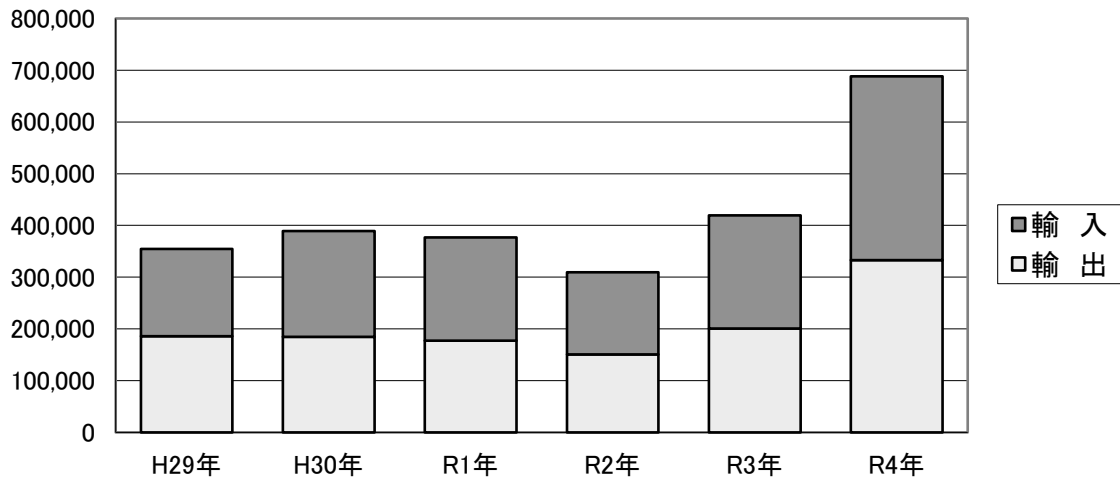
#### 貿易額の推移

(単位：百万円)

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
輸出	185,674	184,892	177,514	150,784	201,004	332,983
(対前年比)	+13.2%	△0.4%	△4.0%	△15.1%	+33.3%	+65.7%
輸入	168,696	204,005	199,216	158,585	218,685	355,419
(対前年比)	+17.0%	+20.9%	△2.3%	△20.4%	+36.3%	+62.5%
貿易額	354,369	388,896	376,730	309,369	419,690	688,403
(対前年比)	+15.0%	+9.7%	△3.1%	△17.9%	+34.9%	+64.0%

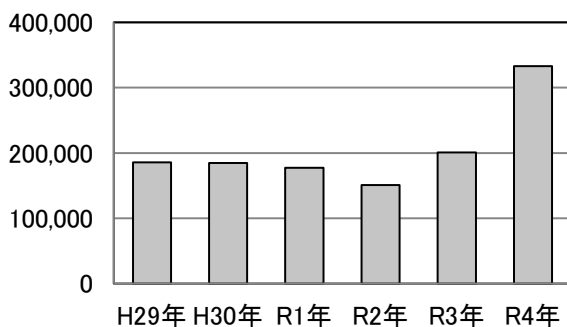
(百万円)

#### 貿易額の推移



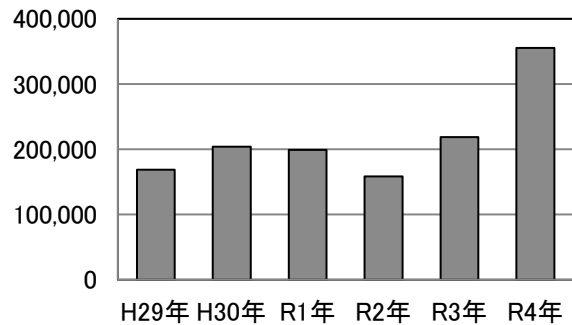
(百万円)

#### 輸出額の推移



(百万円)

#### 輸入額の推移



## ② 貿易相手国(地域)の状況

### <令和4年主要貿易相手国(地域)>

令和4年の主要貿易相手国(地域)は、ロシア、中国、マレーシア、インドネシア、韓国の順となっている。

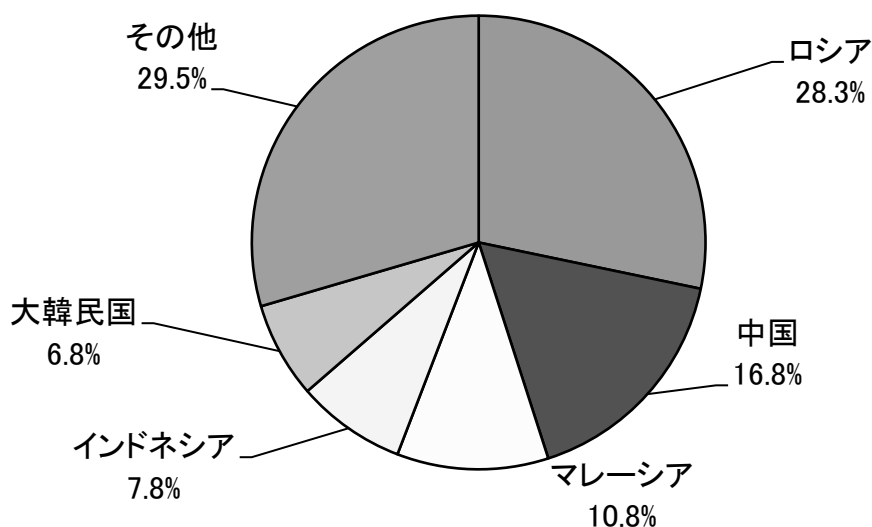
(参考：令和3年順位 1位 中国、2位 ロシア、3位 韓国、4位 マレーシア、5位 インドネシア)

(単位：百万円)

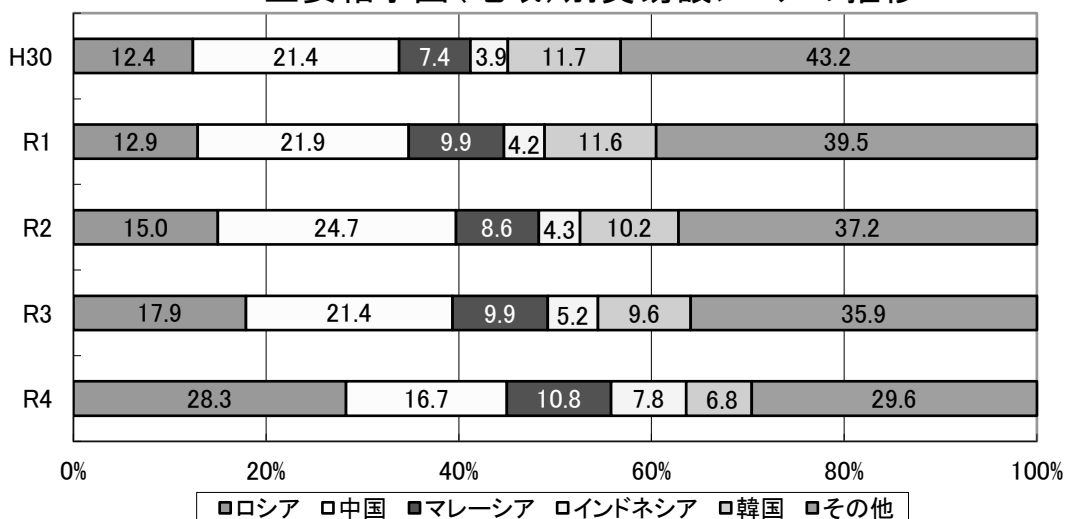
順位	国名	合計	対前年比	構成比	輸出	輸入
1	ロシア	194,623	+160.2%	28.3%	165,897	28,727
2	中国	115,411	+29.1%	16.8%	54,393	61,017
3	マレーシア	74,311	+79.4%	10.8%	4,714	69,597
4	インドネシア	53,677	+148.7%	7.8%	4,524	49,153
5	大韓民国	47,085	+13.7%	6.8%	31,455	15,630
	その他	203,295	+34.6%	29.5%	72,000	131,295
	合計	688,403	+64.0%	100.0%	332,983	355,419

※その他 6位：アメリカ、7位：ベトナム、8位：アラブ首長国連邦、9位：タイ、10位：台湾

### 主要貿易相手国(地域)



### 主要相手国(地域)別貿易額シェアの推移



### <令和4年主要輸出国(地域)>

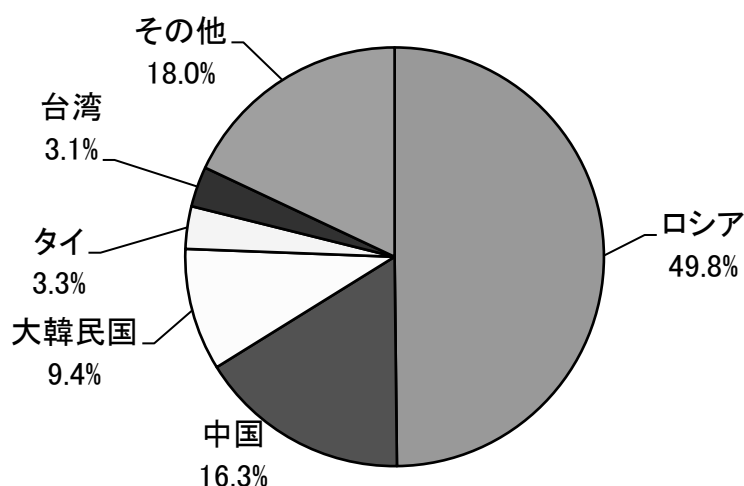
令和4年の輸出相手国(地域)は、ロシア、中国、韓国、タイ、台湾の順となっている。

(参考：令和3年順位 1位 ロシア、2位 中国、3位 韓国、4位 ベトナム、5位 台湾)

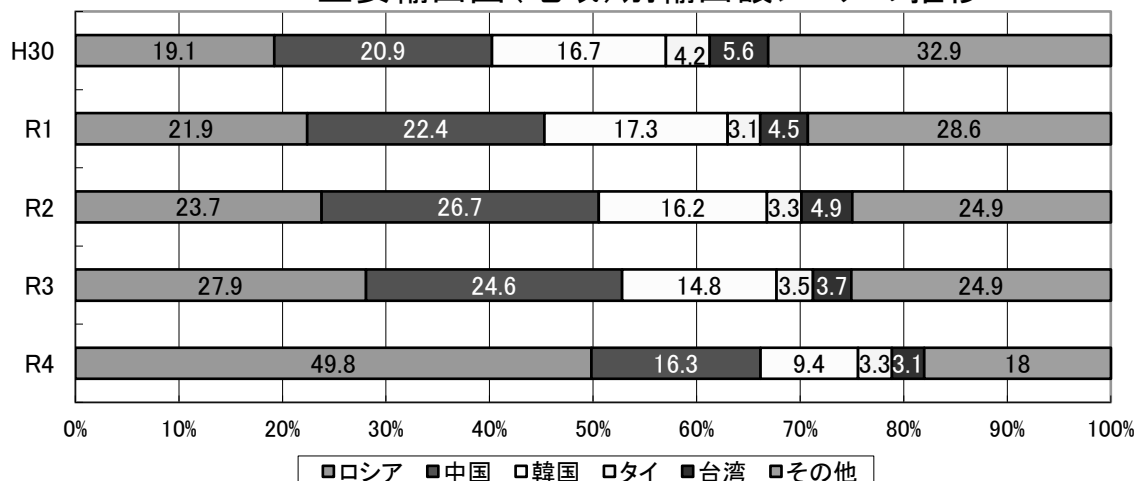
(単位：百万円)

順位	国名	金額	対前年比	構成比	主要品目
1	ロシア	165,897	+196.3%	49.8%	中古乗用車
2	中国	54,393	+10.2%	16.3%	電気機器(主に半導体等電子部品)、非鉄金属
3	大韓民国	31,455	+5.9%	9.4%	鉄鋼くず、銅及び同合金、人造黒鉛電極
4	タイ	10,935	+55.4%	3.3%	銅及び同合金、鉄鋼くず、ボルト及びスライドファスター類
5	台湾	10,361	+39.2%	3.1%	ボルト及びスライドファスター類、鉄鋼
	その他	59,942	+19.8%	18.0%	
	合計	332,983	+65.7%		

主要輸出国(地域)



主要輸出国(地域)別輸出額シェアの推移



### <令和4年主要輸入国(地域)>

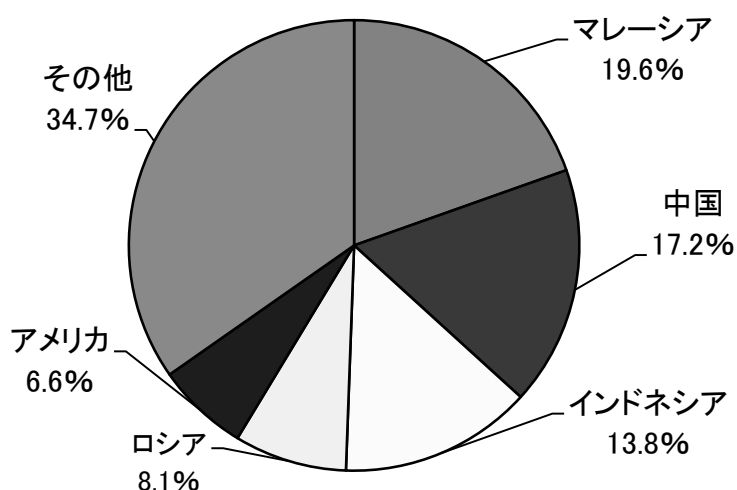
令和4年の輸入相手国(地域)は、マレーシア、中国、インドネシア、ロシア、アメリカの順となっている。

(参考：令和2年順位 1位 中国、2位 マレーシア、3位 、ロシア  
4位 インドネシア、5位 アメリカ)

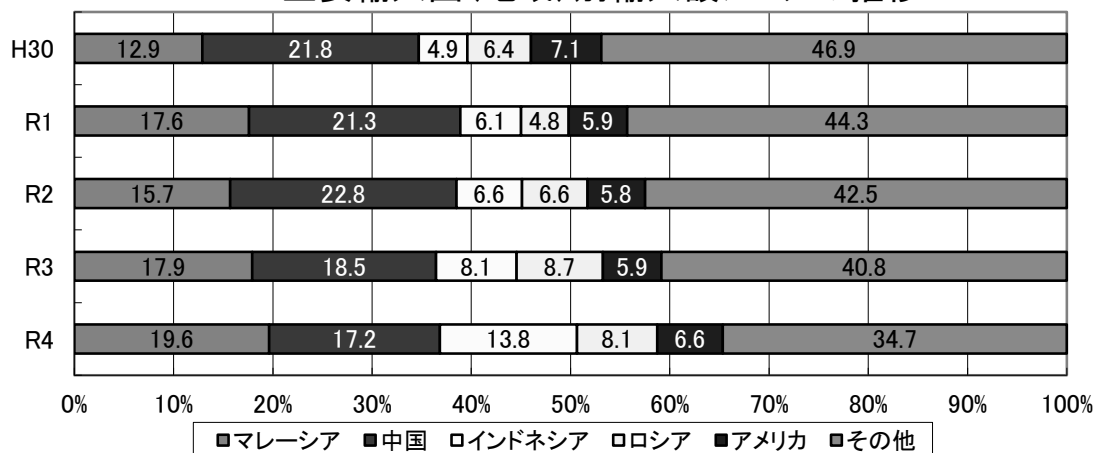
(単位：百万円)

順位	国名	金額	対前年比	構成比	主要品目
1	マレーシア	69,597	+79.4%	19.6%	特殊取扱品(再輸入品)
2	中国	61,017	+52.3%	17.2%	元素及び化合物、金属製品、一般機械
3	インドネシア	49,153	+179.9%	13.8%	石炭
4	ロシア	28,727	+52.7%	8.1%	木材、アルミニウム及び同合金
5	アメリカ	23,529	+76.0%	6.6%	金属鉱及びくず、石油製品
	その他	123,396	+37.0%	34.7%	
	合計	355,419	+62.5%	100.0%	

### 主要輸入国(地域)



### 主要輸入国(地域)別輸入額シェアの推移



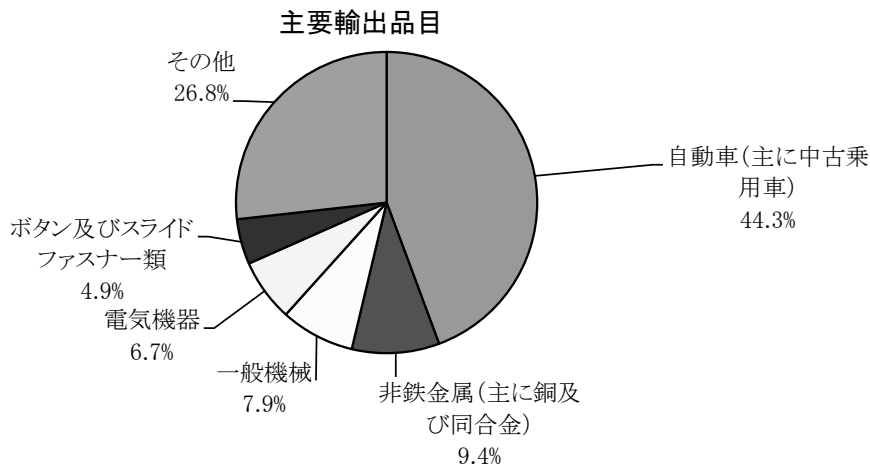
③ 品目別の輸出入状況

＜令和4年主要輸出品目＞

令和4年の主要輸出品目は、自動車、非鉄金属、一般機械、電気機器、ボタン及びスライドファスナー類の順となっている。

(単位：百万円)

順	品目	金額	対前年比	構成比	主要相手国
1	自動車（主に中古乗用車）	147,620	+236.7%	44.3%	ロシア
2	非鉄金属（主に銅及び同合金）	31,266	+26.5%	9.4%	中国、韓国、インド
3	一般機械	26,447	+14.2%	7.9%	ロシア、中国、韓国
4	電気機器	22,325	△0.8%	6.7%	中国、韓国、タイ
5	ボタン及びスライドファスナー類	16,185	+5.8%	4.9%	中国、ベトナム、台湾、バングラデシュ
	その他	89,139	+24.7%	26.8%	
	合計	332,983	+65.7%	100.0%	

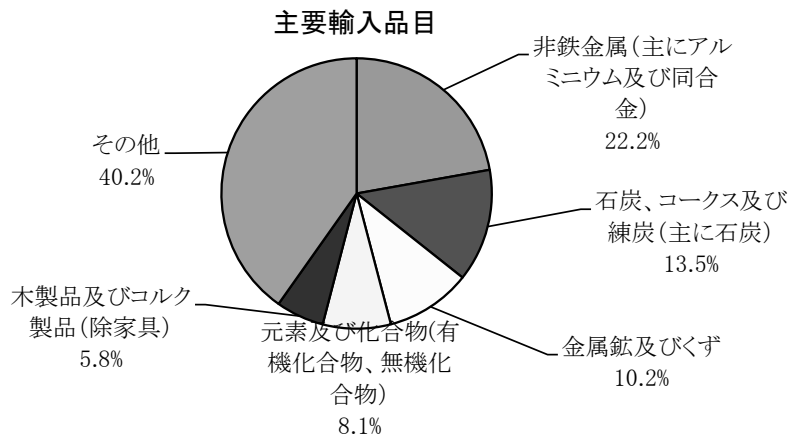


＜令和4年主要輸入品目＞

令和4年の主要輸入品目は、非鉄金属、石炭、金属鉱及びびくず、元素及び化合物、木製品及びコルク製品（除家具）の順となっている。

(単位：百万円)

順	品目	金額	対前年比	構成比	主要相手国
1	非鉄金属（主にアルミニウム及び同合金）	78,884	+43.8%	22.2%	ロシア、アラブ首長国連邦、ニュージーランド、マレーシア
2	石炭、コークス及び練炭（主に石炭）	47,919	+175.7%	13.5%	インドネシア、中国
3	金属鉱及びびくず	36,404	+26.0%	10.2%	ボリビア、アメリカ、韓国
4	元素及び化合物(有機化合物、無機化合物)	28,879	+107.6%	8.1%	中国、ベトナム
5	木製品及びコルク製品（除家具）	20,452	+68.4%	5.8%	ベトナム、アメリカ
	その他	142,881	+56.2%	40.2%	
	合計	355,419	+62.5%	100.0%	





### (3) 伏木富山港の外貿コンテナ取扱個数

#### <外貿コンテナ取扱個数の推移について>

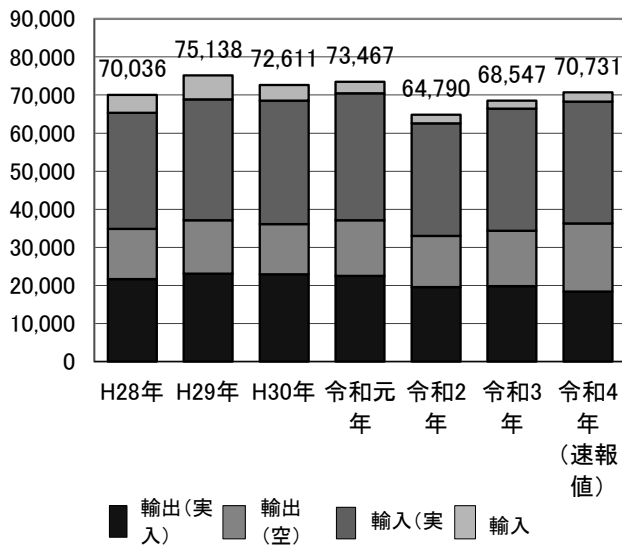
令和4年の外貿コンテナ取扱個数は、70,731TEUとなり、前年より3.2%増となった。  
 「実入」を輸出入別に見ると、輸出は前年より7.2%減。輸入は前年より0.3%減となった。  
 「実入」と「空」の合計では、輸出は前年より5.6%増。輸入は前年より0.7%増となった。

#### 外貿コンテナ取扱個数の推移

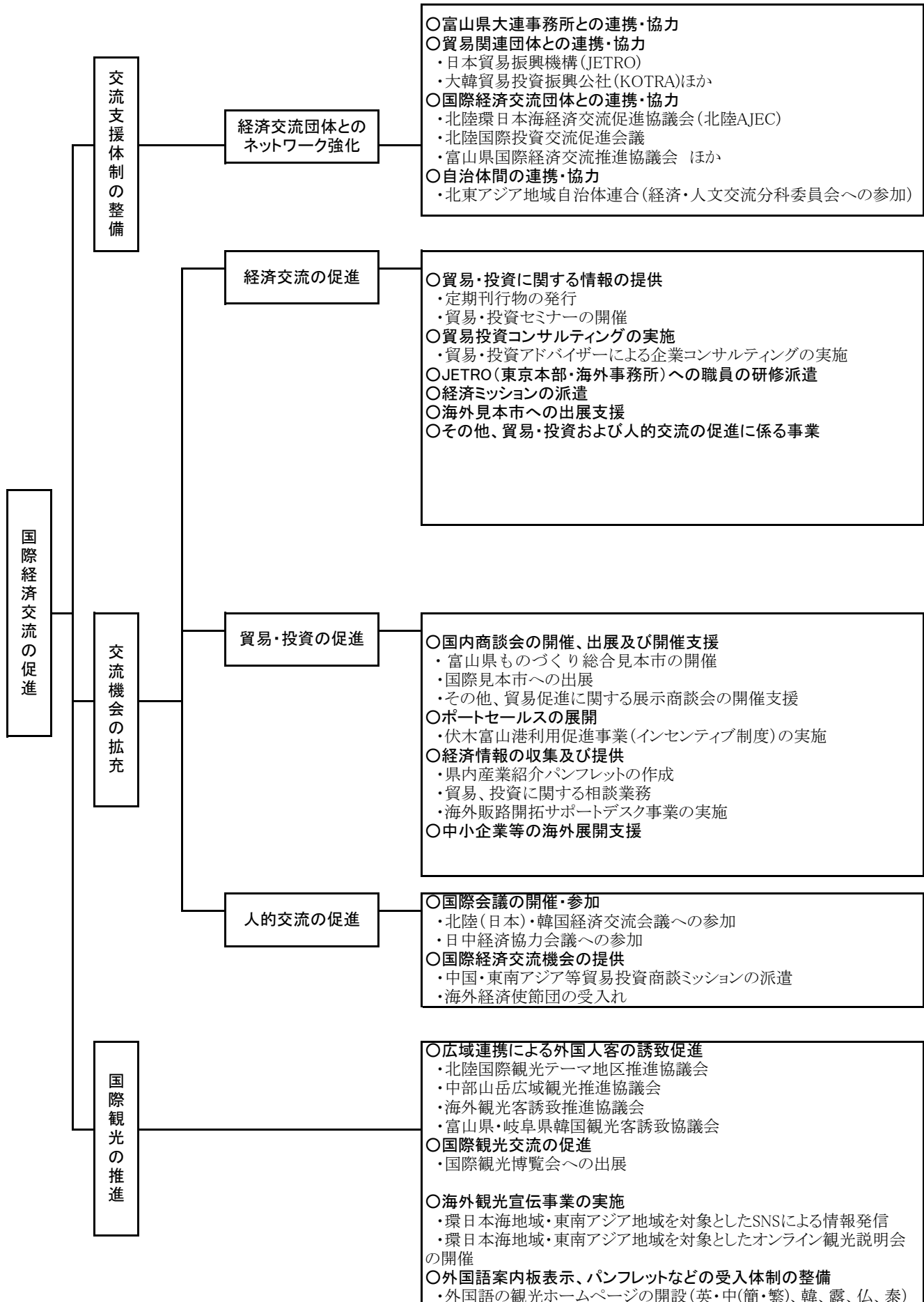
(単位：TEU)

		H28年	H29年	H30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年 (速報値)
輸出	実入 (増減率)	21,693 △4.9%	23,120 6.6%	22,933 △0.8%	22,500 △1.9%	19,589 △12.9%	19,811 1.1%	18,385 △7.2%
	空 (増減率)	13,195 △5.7%	13,997 6.1%	13,191 △5.8%	14,618 10.8%	13,445 △8.0%	14,535 8.1%	17,893 23.1%
	計 (増減率)	34,888 △5.2%	37,117 6.4%	36,124 △2.7%	37,118 2.8%	33,034 △11.0%	34,346 4.0%	36,278 5.6%
輸入	実入 (増減率)	30,479 △5.0%	31,757 4.2%	32,441 2.2%	33,324 2.7%	29,546 △11.3%	32,088 8.6%	31,987 △0.3%
	空 (増減率)	4,669 △20.2%	6,264 34.2%	4,046 △35.4%	3,025 △25.2%	2,210 △26.9%	2,113 △4.4%	2,466 16.7%
	計 (増減率)	35,148 △7.4%	38,021 8.2%	36,487 △4.0%	36,349 △0.4%	31,756 △12.6%	34,201 7.7%	34,453 0.7%
合計	実入 (増減率)	52,172 △5.0%	54,877 5.2%	55,374 0.9%	55,824 0.8%	49,135 △12.0%	51,899 5.6%	50,372 △2.9%
	空 (増減率)	17,864 △10.0%	20,261 13.4%	17,237 △14.9%	17,643 2.4%	15,655 △11.3%	16,648 6.3%	20,359 22.3%
	計 (増減率)	70,036 △6.3%	75,138 7.3%	72,611 △3.4%	73,467 1.2%	64,790 △11.8%	68,547 5.8%	70,731 3.2%

#### 外貿コンテナ取扱個数の推移



#### (4) 国際経済交流事業の概要



## (5) 日本貿易振興機構（JETRO）派遣職員名簿

### ①本部・大連事務所へ派遣

氏名	所属	派遣先・期間	
		本部（東京）	大連事務所
今井 光雄	観光通商課	H 5. 8～H 6. 7 H 6. 8～H 7. 7(富山)	
地崎 真史	観光通商課	H 6.10～H 7. 9	H 7.10～H 9. 3
島田 太樹	観光通商課	H 7.10～H 9. 3	H 9. 4～H10. 3
板屋 雄介	観光通商課	H 9. 4～H10. 3	H10. 4～H11. 3
石崎 智雄	観光通商課	H10. 4～H11. 3	H11. 4～H12. 3
川辺 秀一	観光通商課	H11. 4～H12. 3	H12. 4～H13. 3
林 秀二	観光通商課	H12. 4～H13. 3	H13. 4～H14. 3
宮嶋 繁雄	観光通商課 立地通商課	H13. 4～H14. 3	H14. 4～H15. 3
吉澤 泰樹	立地通商課	H14. 4～H15. 3	H15. 4～H16. 3
高瀬 寿恵	立地通商課	H15. 4～H16. 3	H16. 4～H17. 3
高田 篤史	立地通商課	H16. 4～H17. 3	H17. 4～H18. 3
小野 勉	立地通商課	H17. 4～H18. 3	H18. 4～H19. 3
古川 久美子	立地通商課	H19. 4～H20. 3	H20. 4～H21. 3
最上 史郎	立地通商課	H21. 4～H22. 3	H22. 4～H23. 3
鷺北 弥那子	立地通商課	H23. 4～H24. 3	H24. 4～H25. 3

### ②本部・シンガポール事務所へ派遣

氏名	所属	派遣先・期間	
		本部（東京）	シンガポール事務所
小森 洋	立地通商課	H25. 4～H26. 3	H26. 4～H27. 3
黒部 早百合	立地通商課	H27. 4～H28. 3	H28. 4～H29. 3
源 卓也	立地通商課	H29. 4～H30. 3	H30. 4～H31. 3

### ③本部・ハノイ事務所へ派遣

氏名	所属	派遣先・期間	
		本部（東京）	ハノイ事務所
上田 弘大	立地通商課	H31. 4～R2. 4	R2. 5～R3. 3
蛇見 拓斗	立地通商課	R3. 4～R4. 4	R4. 4～R5. 3
細川 雄貴	立地通商課	R5. 4～R6. 4	R6. 4～R7. 3

《独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）》

日本貿易振興機構（JETRO：ジェトロ）は、特殊法人「日本貿易振興会」（1958年設立）を2003年10月に改編した独立行政法人です。ジェトロ富山貿易情報センター（ジェトロ富山）は、富山県の対外経済活動の推進をはかるため、1979年に設立されました。

世界55か国76か所の海外事務所（2023年4月現在）のネットワークを活用し、「対日投資促進とスタートアップ支援」「日本の農林水産物・食品の輸出支援」「中堅・中小企業の海外展開支援」「調査・研究を通じた企業活動・通商政策等への貢献」「地方創生への貢献」を軸に、様々な事業を行っています。

また、近年は、国際的な移動の制限やデジタル技術の普及に対応し、より多くの企業に積極的に海外ビジネスに取り組んでいただけるよう、オンライン商談システムの構築やEコマースの活用など、サービスのデジタル化を進めています。

## 13 富山県高等学校生徒海外派遣事業

回	期 間	日数	派 遣 先	団員	役員等	計
1	S58.12.21 ~ S59.1.5	16	イギリス、フランス、イタリア	18	3	21
2	S59.12.21 ~ S60.1.5	16	イギリス、フランス、イタリア	19	3	22
3	S60.12.20 ~ S61.1.4	16	イギリス、フランス、イタリア	19	3	22
4	S61.12.21 ~ S62.1.5	16	イギリス、西ドイツ、フランス	28	4	32
5	S62.12.20 ~ S63.1.4	16	イギリス、西ドイツ、フランス	28	4	32
6	S63.12.21 ~ S64.1.5	16	イギリス、オランダ、フランス	28	4	32
7	H2.3.13 ~ H2.3.28	16	イギリス、オランダ、フランス	28	4	32
8	湾岸戦争のため中止					
9	H4.3.16 ~ H4.3.29	14	イギリス、フランス	28	4	32
10	H5.3.12 ~ H5.3.25	14	オランダ、イギリス	28	4	32
11	H6.3.11 ~ H6.3.24	14	オランダ、イギリス	28	4	32
12	H7.3.16 ~ H7.3.29	14	オランダ、ベルギー、フランス	28	4	32
13	H8.3.14 ~ H8.3.27	14	オランダ、ベルギー、フランス	28	4	32
14	H9.3.13 ~ H9.3.26	14	オランダ、フランス、スウェーデン	28	4	32
15	H10.3.13 ~ H10.3.27	15	オランダ、フランス、スウェーデン	28	4	32
16	H11.3.12 ~ H11.3.26	15	オランダ、フランス、デンマーク	20	4	24
17	H12.3.13 ~ H12.3.25	13	オランダ、ドイツ、フランス	19	4	23
18	H13.3.14 ~ H13.3.26	13	オランダ、ドイツ、ベルギー	18	4	22
19	H14.3.13 ~ H14.3.23	11	中国	20	4	24
20	H15.3.10 ~ H15.3.22	13	中国	20	4	24
21	H16.3.10 ~ H16.3.20	11	アメリカ合衆国	20	4	24
22	H17.3.9 ~ H17.3.21	13	中国	18	4	22
23	H18.3.8 ~ H18.3.18	11	アメリカ合衆国	16	4	20
24	H19.3.8 ~ H19.3.18	11	中国	18	5	23
25	H20.3.6 ~ H20.3.18	13	中国	18	4	22
26	H21.3.8 ~ H21.3.19	12	中国	19	4	23
27	H22.3.5 ~ H22.3.16	12	ドイツ、オランダ	20	4	24
28	H23.3.8 ~ H23.3.19	12	中国	19	4	23
29	H24.3.7 ~ H24.3.18	13	中国	20	4	24
30	H25.3.4 ~ H25.3.15	12	シンガポール、タイ、台湾	20	4	24
31	H26.3.10 ~ H26.3.21	12	シンガポール、マレーシア、台湾	24	5	29
32	H27.3.9 ~ H27.3.20	12	アメリカ合衆国	20	4	24
33	H28.3.7 ~ H28.3.18	12	アメリカ合衆国	20	4	24
34	H29.3.6 ~ H29.3.17	12	シンガポール、マレーシア、台湾	19	4	23
35	H30.3.5 ~ H30.3.16	12	シンガポール、マレーシア、台湾	20	4	24
36	H31.3.3 ~ H31.3.14	12	台湾、ベトナム	20	4	24
37	新型コロナウイルス感染症が拡大していたため中止					
38	新型コロナウイルス感染症が拡大していたため中止					
39	新型コロナウイルス感染症が拡大していたため中止					
40	R5.3.6 ~ R5.3.17	12	アメリカ合衆国	20	4	24
計				792	143	935

## 14 とやま名誉友好大使

### <制度の概要>

県では、県内に一定期間以上滞在した外国人の方々を対象に、平成元年度から、「とやま名誉大使」の制度を創設し、令和4年度末までに、延べ1,618名の方に委嘱しています。

平成20年度から、名称を「とやま名誉友好大使」とし、富山のよき理解者として、世界と富山県との友好の架け橋となっていただくようお願いしています。

県からは、最新の本県の状況を知ってもらうため、各種の統計資料、パンフレット、書籍類を随時送付し、逆に「大使」からは海外での近況を紹介するレポートや、外から見た富山県の感想、魅力あふれる富山県を築き上げるためのアドバイス等をお願いしています。

### <大使の委嘱条件>

- (1) 国際交流、国際理解に関心があり、本県在住期間中、以下に掲げるいずれかの活動を通じて、県民との国際交流を深めた者
  - ア 各種国際交流事業に積極的に参加し、県民との交流を図った者
  - イ 諸外国の紹介を通し、県民に諸外国への関心を喚起した者
  - ウ 本県について理解があり、各種の機会をとらえ、本県についての意見を発表した者
  - エ 国際交流ボランティア活動等の諸活動を積極的に行った者
  - オ 在住外国人の連携を図るとともに、外国人と県民との交流に努めた者
- (2) 国内外において、各自の活動に併せて、本県の紹介に努めてもらえることが期待される者
- (3) 日常会話、簡単な読み書き程度の日本語能力を備えている者
- (4) おおむね1年以上本県に滞在する者（ただし、永住を目的に来日した者は除く）

### <大使の業務内容>

- (1) 国内外において、本県の紹介に努めるとともに、本県と諸外国の国際交流の推進のため、各種のアドバイスを行うなど、世界の国々と本県の友好の架け橋となる。
- (2) 在住外国人との連携に努め、各種情報の収集にあたりるとともに、在住外国人に対し、富山県の紹介に努める。
- (3) 再び県内に在住することがある場合は、可能な限り、県内の国際交流事業等の推進に協力し、県民との交流を図る。
- (4) 委嘱期間中適宜、近況または、外からみた本県の感想をレポートにして提出する。
- (5) 県が必要とする各種情報の提供等、各種の協力をする。

<とやま名誉友好大使年度別委嘱者数(63か国・地域1,618名)>

(50音順)

	国・地域名	H元～13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	国別計
1	アイルランド	8	2	1	2	1					1							2		1		1		19
2	アメリカ合衆国	207	16	16	20	18	19	17	16	11	14	16	11	10	14	11	11	14	19	9	11	16	18	514
3	アルゼンチン	14	1	1	1	1						1			1	1							1	22
4	アルバ	1			1																			2
5	イタリア	1																						1
6	インドネシア	6		1																	4	1		12
7	インド共和国																				1		1	2
8	ウクライナ	1																						1
9	英国	79	12	11	10	8	5	6	5	1	3	1	1	1	1		3	2	1			2	2	154
10	エクアドル共和国	0	1																					1
11	エジプト	2																						2
12	オーストラリア	30	3	2	6		1	2		1			2									2		49
13	オーストリア	1																						1
14	オランダ																						1	1
15	ガーナ	2																						2
16	カナダ	55	7	4	3	6	4	7	2	2		2	1	2		1	3	3		2	1	2	2	109
17	カンボジア	1																						1
18	グアテマラ	1																						1
19	グルジア	1																						1
20	ケニア	1																						1
21	コンゴ(旧ザイール)	1																						1
22	ザンビア	2																						2
23	ジャマイカ	0		1			1							1		2		1						6
24	シリア	1																						1
25	シンガポール	2				1			1		1					1		1						7
26	スペイン																	1						1
27	タイ	1																				3	1	5
28	台湾																		1	1				2
29	大韓民国	51	5	6	3	6	5	3	1		1		2	1	2		1			1				88
30	タンザニア	1																						1
31	チェコ	1			1	1							2											5
32	中華人民共和国	107	9	9	9	7	9	5	4	6	6	6	7	5	8	11	6	6	5	8	1	1	2	237
33	デンマーク王国	0			1																			1
34	ドイツ	12			1																			13
35	トリニダード・トバゴ	0												1				1				1		3
36	ニュージーランド	12	2				1	1		1	1	1	1							1				21
37	ネパール	7																						7
38	ノルウェー	1																						1
39	バーレーン	0							1															1
40	ハンガリー	2			1							3		1					1					8
41	バングラディシュ	1			1																			2
42	フィジー	1																						1

	国・地域名	H元～13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	国別計
43	フィリピン	5																			2	2		9
44	フィンランド	0			1																			1
45	ブータン	1																						1
46	ブラジル	96	5	5	4	3	4	2	2	3	1	2	3	3	2	3	3	3	2	4			1	151
47	フランス	2																					1	3
48	ベトナム社会主義共和国	0	1																		3	1	1	6
49	ペルー	1																						1
50	ベルギー	1																						1
51	ポーランド	1																						1
52	ホンジュラス	1																						1
53	マラウイ	3																						3
54	マレーシア	8																					1	9
55	南アフリカ	0			1		1		1	1		1	1						2					8
56	ミャンマー連邦共和国																					1	1	2
57	メキシコ	1																						1
58	モナコ	2			2				1															5
59	モロッコ	2																						2
60	モンゴル	4	2	2	2	2																		12
61	ラオス	1		1																				2
62	ラトビア共和国																					1		1
63	ロシア連邦	35	5	1	3	1	2	2	4	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4			2	88
	年度別計	743	66	61	73	55	52	45	38	28	31	36	34	28	31	33	30	37	34	31	29	35	28	1618

令和5年3月31日現在